

多様な社会・文化におけるジェンダー主流化のあり方 — エジプト事例研究 —

平成17年3月 国際協力機構

# 多様な社会・文化における ジェンダー主流化のあり方

— エジプト事例研究 —



ISBN4-902715-35-X

平成17年3月  
国際協力機構  
企画・調整部

企
J R
05-09



# 多様な社会・文化における ジェンダー主流化のあり方

—エジプト事例研究—

平成17年3月  
国際協力機構  
企画・調整部

本報告書および当機構の他の調査研究報告書は、ホームページにて公開しております。

URL: <http://www.jica.go.jp>

なお、本報告書に記載されている内容は、当機構の許可無く転載できません。

国際協力事業団は2003年10月から独立行政法人国際協力機構となりました。本報告書では、2003年10月以前に発行した報告書の発行元を国際協力事業団としています。

---

発行：独立行政法人国際協力機構 企画・調整部

〒151-8558 東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マインズタワー10F

Tel : 03-5352-5506

FAX : 03-5352-5490

E-mail : [pctge@jica.go.jp](mailto:pctge@jica.go.jp)

---

## 序 文

JICAは2002年に課題別指針「ジェンダー主流化・WID」を策定し、ジェンダー主流化への取り組み基本方針を決定し、各種取り組みを推進しています。JICAの支援対象国は約150カ国に上りますが、その約3分の1はイスラーム文化圏に所属しています。

JICAの取り組みが進むにつれ、ジェンダー課題への対応に関連し、ジェンダーは文化や社会のあり方と密接に関係することから、特にこのような国々でどのようにジェンダー平等にアプローチすることが可能なのか、という質問を多くのJICA関係者から受けるようになりました。更に、1つの国のなかでも状況は一様ではなく、ジェンダー課題に対応するためには国レベルの統計に頼りすぎず、プロジェクト対象地域の社会・文化状況を十分把握する必要があることも、有識者の方々から指摘されました。

このような背景から、今年度、JICAは、地域や民族、宗教などの異なる文化・社会的背景のなかでどのようにジェンダー主流化をめざし、アプローチすべきかをテーマとして調査研究を実施することを決定しました。特に、イスラーム文化圏であると同時に、国内において民族、社会・文化、宗教的な多様性を持つ国としてエジプトを事例研究の対象とし、国内の多様性に配慮しつつ、ジェンダー平等のために、如何に男女の地域住民のニーズに適合したきめ細かいアプローチを行うことができるか、について検討することとしました。

本研究は、イスラーム文化圏を含む他のJICA支援対象国に対しても、ジェンダー関連調査の枠組み、現地調査項目、報告書の章立て、ジェンダー主流化のための視点を例示する、よい先行事例となりました。本研究結果を参考に、他の国々でも同様の調査が行なわれ、それぞれの状況に応じたジェンダー主流化のあり方が見直されることを期待しています。

最後に、本研究会の実施および報告書の取りまとめに御尽力頂いた大沢委員長をはじめとする課題別支援委員会の先生方には深く感謝を申し上げます。また、本研究会での議論にご参加頂いた関係者の方々や、貴重な資料を提供して下さったの方々にもあわせて御礼を申し上げます。

平成17年3月22日

独立行政法人国際協力機構

企画・調整部長 水上正史



# 「多様な社会・文化におけるジェンダー主流化のあり方」

## エジプト事例研究

### 目 次

序文 .....	i
目次 .....	iii
略語リスト .....	vii
委員、タスク・フォース一覧 .....	ix
はじめに .....	1
序 章 .....	3
第1章 エジプトのジェンダー状況 .....	7
1-1 エジプトの概況 .....	7
1-1-1 エジプトの人口構成 .....	7
1-1-2 エジプト女性の地位向上の歴史 .....	9
1-2 エジプトのジェンダー状況 .....	14
1-2-1 エジプト政府のジェンダーへの取り組み .....	14
(1) ナショナル・マシーナリー .....	14
(2) 国家政策におけるジェンダー・イシューへの取り組み .....	15
(3) 各省庁のジェンダーへの取り組み .....	15
(4) 考察 .....	16
1-2-2 ジェンダーと法律 .....	16
(1) ジェンダーに関する法的枠組み .....	16
(2) 法律に関するジェンダー意識 .....	17
(3) 女性の意思決定への参画状況 .....	19
(4) 考察 .....	20
1-2-3 ジェンダーと経済 .....	21
(1) 経済指標 .....	21
(2) 経済活動にかかわるジェンダー意識 .....	22
(3) ジェンダーと農業 .....	27
(4) ジェンダーと貧困 .....	29
(5) 考察 .....	30

1 - 2 - 4	ジェンダーと教育	32
	(1) 教育指標	32
	(2) エジプトの教育政策	32
	(3) 一国レベルにおけるジェンダー格差	33
	(4) 地域格差	34
	(5) 職業・技術訓練、高等教育	35
	(6) 教育に関するジェンダー意識	35
	(7) 考察	38
1 - 2 - 5	ジェンダーとコミュニケーション	39
	(1) コミュニケーション技術の利用に関する指標	39
	(2) コミュニケーションに関するジェンダー意識	39
	(3) 女性の移動の自由	42
	(4) 考察	43
1 - 2 - 6	ジェンダーと保健	44
	(1) 保健指標	44
	(2) エジプト政府の保健政策	47
	(3) 家族計画に関するジェンダー意識	47
	(4) FGM	49
	(5) 考察	50
1 - 2 - 7	女性への暴力	51
	(1) 女性への暴力の実態	51
	(2) 女性への暴力に関するジェンダー意識	52
	(3) 考察	54
1 - 3	エジプトへの現地調査団調査結果	54
1 - 3 - 1	各機関によるジェンダー平等への取り組み	54
	(1) 国際機関	54
	(2) 二国間援助機関	55
	(3) NGO	56
1 - 3 - 2	宗教指導者、研究者、政治家など有識者のジェンダーに対する考え方	57
	(1) 宗教指導者	57
	(2) 国会議員	58
	(3) 研究者・有識者	58
1 - 3 - 3	現地調査団調査結果総括	59
	(1) エジプトのジェンダー観概観	59
	(2) 多様性とジェンダー	60
	(3) ジェンダー平等へのアプローチ	60



1 - 4	第1章のまとめ .....	61
	(1) エジプト人のジェンダー役割と多様な背景 .....	61
	(2) エジプトのジェンダー関係の変化の潮流 .....	61
	(3) ジェンダー関係の変化に関わる可能性と制約 .....	61
<b>第2章</b>	<b>各機関・JICAのジェンダー主流化への取り組み</b>	
	<b>～ 案件形成・実施に向けた課題と提言～</b> .....	63
2 - 1	経済 .....	63
2 - 2	農業・農村開発 .....	66
2 - 3	教育 .....	70
2 - 4	保健 .....	74
2 - 5	環境 .....	78
2 - 6	ジェンダー平等 .....	79
2 - 7	女性に対する暴力 .....	80
2 - 8	第2章のまとめ .....	82
	<b>参考文献リスト</b> .....	85
	<b>添付資料 1</b> 質問表による調査実施体制 .....	91
	<b>添付資料 2</b> 質問表調査質問票 .....	93
	<b>添付資料 3</b> フォーカス・グループ・ディスカッション質問項目 .....	103



## 略語リスト

略語	正式名称	日本語対訳
ADEW	Association for the Development and Enhancement of Women	女性の開発と地位向上のための協会
CAPMAS	Central Agency for Public Mobilization and Statistics	国家中央統計局
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms Discrimination against Women	女性差別撤廃条約
CGC	Care for Girls Committee	少女委員会のためのケア
CIA	Central Intelligence Agency	米中央諜報局
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
COSOP	Country Strategic Opportunities Paper	(IFAD) 国別戦略機会ペーパー
CSW	Commission on the Status of Women	国連婦人の地位委員会
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DAG	Donor Assistance Group	ドナー支援グループ
DAWN	Development Alternatives with Women for a New Era	新時代の女性のオルタナティブな開発
DV	domestic violence	家庭内暴力
EDHS	Egyptian Demographic Health Survey	エジプト人口健康調査
EFA	Education for All	万人のための教育
EIDHS	Egyptian Interim Demographic Health Survey	エジプト人口健康中間調査
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関
FGM	female genital mutilation	女性性器切除
FHH	female headed household	女性世帯主世帯
GDI	Gender Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	gross domestic product	国内総生産
GEM	Gender Empowerment Index	ジェンダー・エンパワーメント指数
GFLS	General Federation of Labor Syndicates	労働組合総合連合
GPPU	Gender Planning and Policy Unit	ジェンダー計画政策ユニット
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HP	homepage	ホームページ
ID	identity card	身分証明書
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
INP	Institute of National Planning	国家計画研究所
INSTRAW	United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women	国際女性調査研修所
IUD	intrauterine contraceptive device	子宮内避妊具

略語	正式名称	日本語対訳
JICA	Japan International Cooperation Agency	(旧)国際協力事業団 (現)国際協力機構
M and E	monitoring and evaluation	モニタリングと評価
MHH	male headed household	男性世帯主世帯
NCCM	National Council for Childhood and Motherhood	国家母子評議会
NCHR	National Council for Human Rights	国家人権評議会
NCW	National Council for Women	国家女性評議会
NGO	non-governmental organization	非政府団体
NSCE	North South Consultants Exchange	南北交換コンサルタンツ (ローカル・コンサルタント会社名)
OECD	Organizations for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OMCT	World Organization against Torture	世界拷問反対機構
PPP	purchasing power parity	購買力平価
PRA	participatory rural appraisal	参加型農村調査法
SEAGA	Socio-economic and Gender Analysis	社会経済・ジェンダー分析
SFD	Social Fund for Development	社会開発基金
SME	small- medium enterprise	中小起業家
TOT	training of trainers	トレーナー養成研修
UN	United Nations	国連
UNCED	United Nations Conference on Environment and Development	国連環境開発会議
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連婦人開発基金
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ国際開発庁
WBDC	Women Business Development Centre	女性ビジネス開発センター
WHO	World Health Organization	世界保健機関
WID	Women in Development	開発と女性

## 委員、タスク・フォース一覧

本研究会実施体制は以下のとおりである。検討の進め方として、まずタスク会議で議論された内容を文章化し、その原稿を研究会でさらに議論するプロセスを踏んで原稿を作成した。

### 【課題別支援委員会「開発とジェンダー」】

#### 1. 委員（あいうえお順）

- 岩本純明（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）
- 大沢真理（東京大学社会科学研究所 教授：支援委員会委員長）
- 勝間 靖（ユニセフ駐日事務所 プログラム・コーディネーター）
- 高橋由紀（独立行政法人国立女性教育会館研究国際室 研究員）
- 萩原なつ子（武蔵工業大学環境情報学部 助教授）
- 藤田純子（白鷗大学 講師）
- 古沢希代子（恵泉女学園大学人文学部国際社会文化学科 助教授）
- 吉野英岐（岩手県立大学総合政策学部 助教授）

### 【課題タスク・フォース「ジェンダー主流化・WID」】

#### 2. タスク・フォース・チーム

- 田中由美子（国際協力総合研修所 国際協力専門員）
- 水谷恭二（青年海外協力隊事務局海外グループ長）
- 森 浩之（中東・欧州部管理チーム長）
- 宇多智之（総務部情報政策グループ職員：エジプト事務所経験者）
- 小林丈通（総務部広報室広報チーム職員）
- 田中 理（中東・欧州部中東第一チーム職員：エジプト国担当 平成16年4月～9月）
- 田後謙一（中東・欧州部中東第一チーム職員：エジプト国担当 平成16年10月～12月）
- 日比野崇（中東・欧州部中東第一チーム職員：エジプト国担当 平成17年1月～3月）
- 笠原久美子（社会開発部第1グループガバナンス・ジェンダーチーム職員）
- 坂元律子（人間開発部第4グループ母子保健チーム職員：エジプト事務所経験者）
- 岩本園子（無償資金協力部管理・調整グループ管理チーム職員）
- 澤出恵美（エジプト事務所企画調査員）

### 3. 事務局

- 鈴木有津子 (企画・調整部ジェンダー平等推進グループ長兼タスク長)
- 宮原千絵 (企画・調整部ジェンダー平等推進グループ職員)
- 寺園京子 (企画・調整部ジェンダー平等推進グループジュニア専門員  
まで) 平成16年10月
- 甲斐田きよみ (企画・調整部ジェンダー平等推進グループジュニア専門員)
- 中村公隆 (企画・調整部ジェンダー平等推進グループジュニア専門員)
- 鈴木美知子 (企画・調整部ジェンダー平等推進グループジュニア専門員  
から) 平成16年12月
- 木村雅子 (企画・調整部ジェンダー平等推進グループ支援ユニット)







## はじめに

JICAは、事業におけるジェンダー主流化の推進をめざし、2002年に課題別指針「ジェンダー主流化/WID」を策定した。本指針では、貧困、経済、教育、健康、環境、平和構築、グッド・ガバナンス、人権、情報の9分野においてジェンダー課題の現状を明示し、それらの課題におけるJICA事業の取り組みの方向性をまとめた。

しかし、国ごとに社会・文化は多様であり、さらに1つの国のなかにも社会的・文化的な多様性があるため、ジェンダー主流化のアプローチを適用する場合に、その方法は国や地域によって変わってくる。すなわち、対象グループやコミュニティ、地域の特性を分析したうえで慎重にアプローチが選定されるべきであり、その際には対象地域の社会・文化的多様性に配慮する必要がある。

イスラム社会には、教典に基づいて男女の役割を規定する厳格な規範があり、そのような規範により行動や慣習が規制されている、と一般には考えられている。そのため、イスラム社会においてジェンダー主流化を進めることは困難であるという意見もよく聞かれる。一方で、コーランは男女平等を謳っており、その解釈や実践方法が必ずしもイスラム社会以外の人々に理解されやすいものではないが、ジェンダーをめぐる諸課題に対応することは可能である、という意見もある。また、経典によって規定されていると考えられている行動規範が、実際は、宗教とは関係のない地域固有の慣習ということもあるため、開発に関する諸課題に対応する際には、その関係を見極め対応する必要がある。加えて、宗教以外にも歴史的な背景や地域差、階級制度、教育レベルなども社会の多様性を構成する大きな要素であるため、複合的な視点をもって当該社会を分析することが重要になる。

JICAが援助を実施している国々の約3分の1はイスラムを信仰しているため、ジェンダー主流化を推進するにあたり、イスラム社会の多様性に注目し、それぞれの社会に適したアプローチを研究する、緊急かつ大きな必要性が指摘されてきた。

本調査研究では、イスラム社会におけるジェンダーと多様性に関する分析の対象国としてエジプトを選定した。その理由として、エジプトはイスラム教、コプト教（キリスト教）、その他の宗教間の相違、富裕層と貧困層、都市部と農村部、農民と遊牧民の相違という社会・文化的多様性をもつ国であるということによる。

本調査研究の実施に際しては、エジプトやイスラム研究の有識者である講師を招いて2度の講演会を開催し、エジプトやイスラム文化に対する理解を深めた。さらに、質問票によるフィールド調査を、エジプトのコンサルタントに委託して実施した。また、課題別支援委員会の委員2名と、ジェンダー平等推進グループ職員1名が現地調査に参加した。全体として課題タスク・フォースが中心になって研究会を進め、課題別支援委員会（開発とジェンダー）の委員の方々からもコメントやアドバイスをいただき、最終的なとりまとめを行った。



# 序 章

## 1. 調査の目的と手法

### (1) 調査の目的

本調査研究は、ジェンダーと多様性に注目し、エジプトにおけるさまざまな分野の援助における実践的なジェンダー主流化のアプローチを提示することである。これはまた対象地域におけるジェンダー関連プロジェクトを計画し実行するための必要な過程を提示することでもある。

この研究の主な目的は、以下のとおりである。

- 1) エジプトにおけるジェンダー平等の現状やジェンダーにかかわる意識に関する社会的・文化的多様性を把握する。
- 2) エジプト政府、国連機関、二国間援助機関、NGO がエジプト社会の多様性をふまえたうえでどのように事業を計画・実施しているのかを把握し、教訓を抽出する。
- 3) JICA がエジプトにおいて社会・文化的な多様性をふまえたきめ細やかな援助を実施・計画するためのアプローチを提案する。

### (2) 報告書の構成

本調査研究報告書は3章からなる。第1章では、本調査研究の概要を示す。

第2章では、エジプトのコンサルタントであるNSCE (North South Consultants Exchange) に本研究タスク・フォースが依頼して実施し現地調査、およびJICAの調査団による現地調査をもとにエジプトのジェンダー課題を分析した。NSCEに依頼した調査の内容は、以下のとおりである。

- 1) 既存の統計資料・文献から法律、政治、経済、保健医療、教育などの面から全体的なエジプトのジェンダー状況を把握する。
- 2) 質問票調査により社会規範、結婚・家族、労働・就労、政治参加、教育、保健・医療

などに関する意識を確認する。

- 3) 男女別のフォーカス・グループ・ディスカッションにより社会規範、結婚・家族、労働・就労、政治参加、教育、保健・医療などに関する意識を確認する。

第3章では、エジプト政府、国連機関、二国間援助機関、NGO がどのようなジェンダー関連の事業を実施しているのか、ジェンダー平等、経済、農業・農村開発、教育、保健、女性に対する暴力の各分野の取り組みを紹介する。また、どのようにジェンダーの多様性に配慮した事業をしているかについても紹介する。最後に、前述の分野において事業を計画・実施する際のジェンダー主流化にかかわる留意点を提示する。

### (3) フィールド調査の調査方法

#### 1) 調査地

本調査は次の5地域で実施された。カイロ県、アレキサンドリア県、ガルビーヤ県、ケナ県、北シナイ県エルアリーシュ市である(表序・1)。

なお、本報告書のなかで、これらの調査地に関して、以下のような表示をすることもある。

「大都市県」とはカイロ県とアレキサンドリア県を合計したものである。

マンシエット・ナセル地区はカイロ県の都市部に広がるインフォーマルな居住地であり、主に貧しい低所得者層が居住している。

マアディ地区とザマレク地区は、カイロ県の裕福な地域で、中上流、上流階級が居住する。

本報告書では、North South Consultants Exchange (NSCE) というエジプトのコンサルタントによるフィールド調査の結果を、同コンサルタントによるレポートから引用している<sup>1</sup>。本報告

<sup>1</sup> North South Consultants Exchange (NSCE) [2004] Study on Gender and Socio-Cultural Diversity in Egypt, Cairo

表序 - 1 エジプト行政区分

地域区分	都市県	下エジプト	上エジプト	辺境県 <sup>2</sup>
県	カイロ アレキサンドリア ポートサイド スエズ	ダミエッタ ダカレーヤ シャルキーヤ カリオベラ カフル・エル・シェイク ガルビーヤ メノオフェーヤ ベヘイラ イスマレーヤ	ギザ ベニ・スエフ ファユーム メニヤ アシュート ソハグ ケナ (ルクソール市) アスワン	ニュー・バレイ マトルーフ 北シナイ 南シナイ 紅海
小計	4	9	8 + 1 市	5
合計	26 県 1 市			

注：行政区分 CAPMAS は、エジプト統計局の分類基準による。

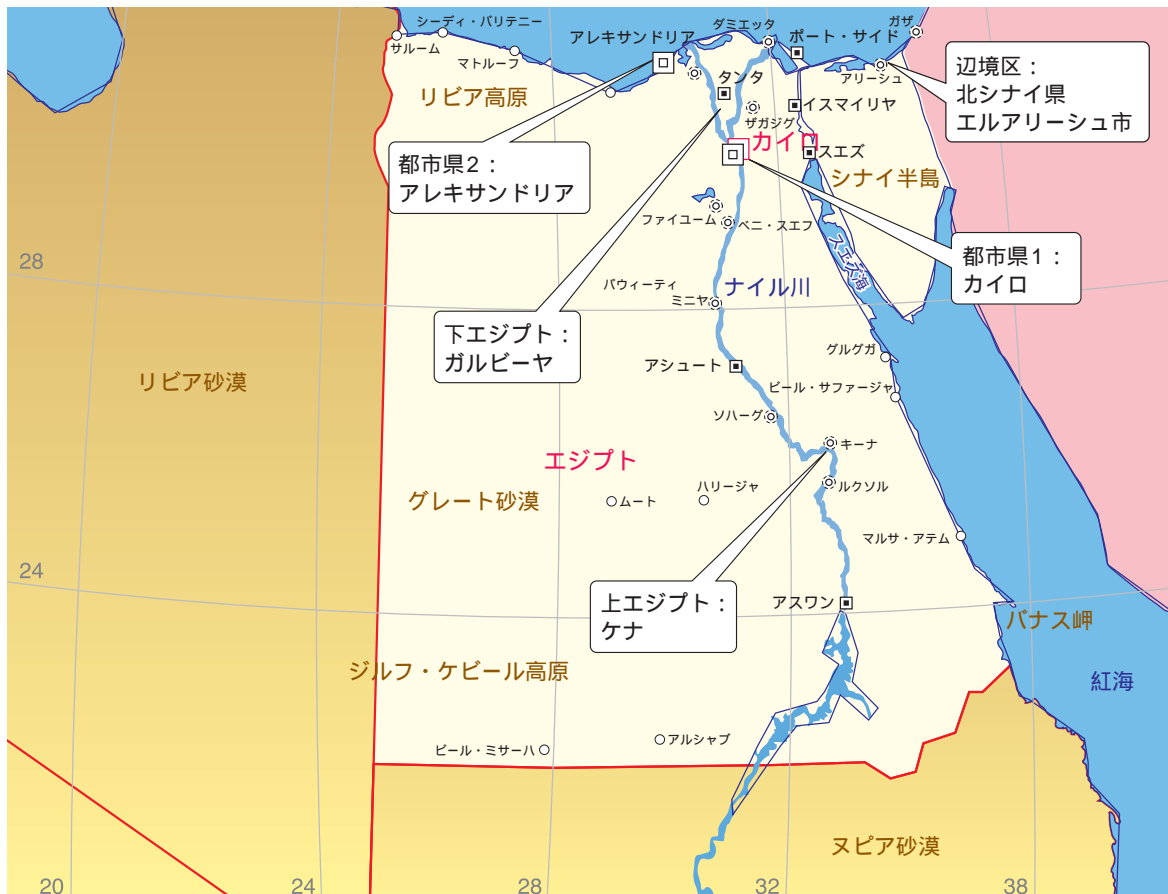
図序 - 1 調査対象 5 地域

都市県：カイロ、アレキサンドリア

下エジプト：ガルビーヤ

上エジプト：ケナ

辺境地：北シナイ県エルアリーシュ



<sup>2</sup> 辺境県とはシナイ半島およびニューバレイ（エジプト南部スーダン国境付近）、マトルーフ（リビア国境地域：ナイル川沿いではない西側地域）、紅海地域も含まれている。

書のなかの記載中、数値や記述が不明な箇所があり、「多くの」「ほとんどの」という記述のみで、実数、割合も記述がない箇所も散見された。できる限りデータの確認を行ったが、確認できない箇所は同レポートの記載に従った。

## 2) サンプリング

NSCE が実施するフィールド調査において、質問票による調査は400人を対象とした。対象地域、性別、年齢、宗教別のサンプルは表序・2 のとおりである。

フォーカス・グループ・ディスカッションは、7人から構成される16グループを対象に実施し

た。調査対象は質問票調査、フォーカス・グループ・ディスカッションとも男女半数ずつとした。年齢に関しては、被調査者の25.0%を18歳から25歳の女性、25.0%を25歳以上の女性、25.0%を18歳から30歳の男性、25.0%を30歳以上の男性とした(表序・3)。

## (4) エジプト調査団概要

現地コンサルタントによるフィールド調査結果を JICA の援助アプローチに反映させるためには、エジプトにおける JICA 関係者を含む援助機関の担当者への質問により、検証すべき事項や、各国ドナーや JICA を含む援助機関、政府機関がエジ

表序 - 2 フィールド調査の実施体制

サンプルの分類		サンプル数 (人)	比率 (%)
1. 地域 (行政区)	大カイロ	100	25.0
	アレキサンドリア	50	13.0
	ガルビーヤ	100	25.0
	ケナ	100	25.0
	エルアリーシュ	50	13.0
	合計	400	100.0
2. 地域 (都市/農村)	大都市圏 <sup>3</sup>	150	38.0
	地方都市 <sup>4</sup>	110	28.0
	農村部 <sup>5</sup>	140	35.0
	合計	400	100.0
3. 性別	女性	200	50.0
	男性	200	50.0
	合計	400	100.0
4. 年齢	成人若年層 <sup>6</sup>	200	50.0
	成人 <sup>7</sup>	200	50.0
	合計	400	100.0
5. 宗教	イスラーム教徒	360 想定数	90.0
	コプト教徒 <sup>8</sup>	40 想定数	10.0
	合計	400	100.0

<sup>3</sup> カイロ県とアレキサンドリア県は、すべてこのカテゴリーに入る。

<sup>4</sup> エルアリーシュ市の全サンプル。ケナ県とガルビーヤ県の3割。

<sup>5</sup> ケナ県とガルビーヤ県の7割。

<sup>6</sup> 「成人若年層」とは：18歳以上30歳までの男性、18歳以上25歳までの女性。独身者中心。

<sup>7</sup> 「成人」とは：31歳以上50歳までの男性、26歳以上50歳までの女性。既婚者中心。

<sup>8</sup> コプト教徒は、エジプト人キリスト教徒を指し示す用語である。ケナ県の被調査者の30.0% (全体の7.5%) をコプト教徒とする。他の地域はランダム抽出。コプト教徒の全体でのサンプル比率は、実際の比率と同様10.0%ほどに達すると予想される。

表序 - 3 フォーカス・グループ・ディスカッション実施体制

実施地域（行政区）	グループ数	各フォーカス・グループは7～9名。 各グループにPRAファシリテーター1名、補佐1名がついて実施にあたる。 男性グループは男性スタッフ、女性グループは女性スタッフがそれぞれ担当した。		
カイロ（大都市県）	6	女性 30歳以上の既婚者 低所得層 イスラーム教徒+コプト教徒	女性 18～25歳の未婚者 低所得層 イスラーム教徒+コプト教徒	女性 18～50歳 中・上流階級 イスラーム教徒+コプト教徒
		男性 30歳以上の既婚者 低所得層 イスラーム教徒+コプト教徒	男性 18～30歳の未婚者 低所得層 イスラーム教徒+コプト教徒	男性 18～50歳 中・上流階級 イスラーム教徒+コプト教徒
アレキサンドリア（大都市県）	2	女性 18～30歳の未婚者+既婚者 中流階級 旧都心部 イスラーム教徒+キリスト教徒		男性 18～30歳の未婚者+既婚者 中流階級 旧都心部 イスラーム教徒+コプト教徒
ケナ（農村部） コプト教徒が多い	3	女性 大規模集落 イスラーム教徒 18～50歳	女性 大規模集落 コプト教徒 18～50歳	男性 大規模集落 イスラーム教徒+コプト教徒 18～50歳
ガルビーヤ（農村部）	2	女性 農村部の町 低・中流階級 18～50歳		男性 農村部の町 低・中流階級 18～50歳
エルアリーシュ（辺境区・地方都市）	2	女性 低・中流階級 18～50歳		男性 低・中流階級 18～50歳

プトにおける援助戦略や案件実施においてどのようにジェンダーを主流化しているかなどを現地で調査する必要がある。加えて、イスラーム社会におけるジェンダーと多様性に関して、有識者へのインタビュー調査を行い、現地コンサルタントの報告書に提示されている現在のエジプト社会のジェンダーと多様性に関する考え方などについて考察する必要がある。

このため、課題別支援委員（開発とジェンダー）2名（藤田純子氏 白鷗大学講師および古沢希代子氏 恵泉女学園大学人文学部国際社会文化学科助教授）、本調査研究タスク・フォース事務局職員1名（企画・調整部 宮原職員）が、2005年2月1日から2月10日までエジプトへ現地調査団として赴き、調査を実施した。

# 第1章 エジプトのジェンダー状況

## 1-1 エジプトの概況

### 1-1-1 エジプトの人口構成

2004年の世界人口白書によれば、エジプトの人口は約7,340万人でアフリカ大陸の諸国のなかで2番目の人口大国である。また中東諸国のなかでは最も人口が多い(表1-1、1-2)。

エジプトでは人口の42.0%が都市部に暮らしており、周辺諸国よりも都市人口率が低い(表1-3)。表1-4のように、エジプトの人口は過去10年間に約1,950万人増えているが、都市人口率は過去10年

間で横ばいである(表1-5)。

2004年6月のCAPMAS統計によるエジプト人口は76,117,421人で、都市部と農村部の人口比は45.0% : 55.0%である。

年齢層の構成比は14歳未満人口が33.4%(男女比は女性1人に対し男性1.05人)、15歳以上64歳までが62.2%(女性1人に対し男性1.02人)、65歳以上が4.3%(女性1人に対し男性0.75人)となっている。

民族構成は東部ハム語族(エジプト人、ベドウィン族、ベルベル人)が99.0%までを占め、残りの1.0%がギリシャ、ヌビア、アルメニア、イタリ

表1-1 アフリカ諸国の国別人口(多い国順)

(単位:百万人)

国名	ナイジェリア	エジプト	エチオピア	コンゴ(民)	南ア共和国
人口	127.1	73.4	72.4	54.4	45.2

出典: UNFPA 『世界人口白書』(2004年)

表1-2 中東諸国の国別人口(多い国順)

(単位:百万人)

国名	エジプト	アルジェリア	モロッコ	イラク	サウジアラビア
人口	73.4	32.3	31.1	25.9	24.9

出典: UNFPA 『世界人口白書』(2004年)

表1-3 周辺国の都市人口率

(単位:%)

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
都市人口率	42.0	79.0	88.0	58.0	50.0	39.0

出典: UNFPA 『世界人口白書』(2004年)

表1-4 エジプト人口の推移(過去10年間)

(単位:百万人)

調査年	1992	1997	2002
人口	54.9	64.7	73.4

出典: UNFPA 『世界人口白書』(2004年)

表1-5 エジプト都市人口率の推移(過去10年間)

(単位:%)

調査年	1992	1997	2002
人口	44.0	45.0	42.0

出典: UNFPA 『世界人口白書』(1994年、1999年、2004年)

ア、フランス系人種によって構成されている。  
 上記の統計によれば、宗教による人口比は、スンニ派を中心とするイスラーム教徒94.0%に対し、キリスト教系のコプト教徒とその他の宗教徒

が6.0%を占めるとしているが、コプト教徒の構成比は統計によっては5.0%～10.0%まで開きがある(表1-6)。

表1-6 エジプトの男女別、年齢集団別人口

年齢集団と男女人口	人数(人)
総人口	76,117,421
女性	F 37,717,855
男性	M 38,399,566
0～14歳人口(構成比33.4%)	(男/女比:1.05)
女性	F 12,418,254
男性	M 13,038,369
15～64歳人口(構成比62.2%)	(男/女比:1.02)
女性	F 23,419,418
男性	M 23,953,949
65歳以上人口(構成比4.3%)	(男/女比:0.75)
女性	F 1,880,183
男性	M 1,407,248

出典:CAPMAS「CAPMAS統計」(2004年6月)

Box1-1 本調査研究報告書に登場する主なイスラーム用語の定義

アズハル(al-Azhar):カイロにあるモスク、ウラマー組織、大学、中・高校、法学委員会、教導組織、出版局などを包含する学術教育機構。

ウラマー(ulama):イスラーム諸学を修めた知識人。イスラーム法学者。

コーラン(al-Qur'an; Koran):イスラームの聖典。

五行(al-arkan; al-khamasa):すべてのムスリムに課せられた義務としての5つの宗教行為である信仰告白、礼拝、喜捨、ラマダーン月の断食、巡礼をさす。

シャイフ(shaykh):長老、年配者の意。部族や村落、都市の街区、同業組合などの世俗的な集団について、その顔役や指導者をさす一方、宗教的な文脈では、徳の高いウラマーなどへの敬意の表現として使われる。

シャリーア(shari'a):イスラーム法。シャリーアが通常の法と異なるのは、法学者の学説に立脚する法である点(コーランやハディースといった典拠から法学者の解釈を通じて、法規定が導き出される)狭義の法の対象を超えて社会生活のすべてが包摂される点などである。そこでは法規定は礼拝やモスク、巡礼といった宗教儀礼に始まり、結婚・離婚、遺産相続、商行為といった民法の分野のみならず、刑法や訴訟法などの国家の機能にかかわる分野から、国家そのものの憲法規定、国家の外交や対外関係をつかさどる国際法的な規定まで含まれている。

スンニ派(Ahl al-Sunna wa al-Jama'a):イスラームの主流派。

ハディース(hadith):預言者ムハンマドの言行を記録したもの。

マフラム(mahram):結婚を禁じられた近親者および夫の意。女性から見た場合、父親、夫の父親、息子、兄弟、甥などをさす。女性の移動の自由に関する規定として、ハディース(預言者ムハンマドの言行録)は「マフラムが同伴していない限り旅をしてはいけないし、男性と二人きりになってはいけない」と伝えている(参考資料:嶺崎寛子『現代エジプトのファトワーにみるジェンダー意識と法文化:婚姻と姦通を中心に』(2003年))。

出典:大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』(2002年)



## Box1 - 2 最近のエジプト情勢

1981年に就任したムバラク大統領にとって内政上の課題は経済成長の達成によりいかに貧富の格差を軽減するかであり、政権の安定はこの成否にかかっている。そのため、サダトの開放政策を継承し、市場指向・民間主導型の経済政策を推進し、また、社会的弱者支援への取り組みも強化しつつある。

80年代後半の世界的な石油価格の低迷を受け、アラブ産油国からエジプトへの援助が減少し、また、出稼ぎ労働者や移民からの送金も減少した。このため、生産の停滞、失業、インフレなどの問題が深刻化し、対外債務状況が悪化した。この結果、90年代初頭には厳しい経済・通貨危機に直面した。ムバラク政権は公共部門主導の社会主義統制経済体制の抜本的見直しを迫られ、IMF・世銀による経済構造調整のためのコンディショナリティを受け入れ、為替の自由化、補助金の削減、市場経済への移行を主眼とした一連の経済構造改革に取り組んだ。この結果、エジプトのマクロ経済指標は次第に好転し、過去4年間は平均5%以上の経済成長率を達成し、財政赤字、インフレ率や失業率も低下している。しかし、市場経済化に向けた一連の改革は、結果として基本物資への補助金削減や地域格差・所得格差の拡大を引き起こし、一般国民の生活へ少なからぬ影響を及ぼしている。そのため、エジプト経済が更に悪化した場合、しわ寄せを最も被りやすい貧困・中間層の不満が高まることは必至である。このような状況のなか、政府は、安定したマクロ経済運営に加えて、雇用対策や若年層対策を初めとする国民生活の安定確保のための政策を促進する必要に迫られている。

エジプト政府は1997年3月に「エジプトと21世紀」(1997年～2017年)と題する長期経済社会開発計画を策定した。同計画においては、21世紀に向けた長期的開発計画の重点目標として、教育・医療の改革、女性の役割向上、環境保全などが掲げられており、これらはOECD/DACの新開発戦略が示す方向と合致している。

参考資料：外務省『エジプト国別援助計画』(2000年6月版)

## 1-1-2 エジプト女性の地位向上の歴史

次頁の表は、エジプトの女性の地位向上にかかわる動きを、エジプト国内の動きのなかでとらえつ

つ、さらにエジプト国外の国際社会におけるジェンダー関連の動向と関係づけながら、まとめている。

エジプトの背景、エジプトの女性地位向上の動き、そして国際社会におけるジェンダー関連の動向

政権	エジプトの動き	エジプトの女性地位向上にかかわる動き	国際社会におけるジェンダー関連の動向
イギリス統治下 1882～1952	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1882 アラブ化政策に終焉が打たれ、イギリス統治政策が開始</li> <li>・1883 民法が制定（学校、病院、民間団体が自治権を持って設立される）</li> <li>・1914 イギリスがエジプトを保護領と宣言、オットーマン帝国支配の終焉</li> <li>・1914～1918 第1次世界大戦中、サード・ザグルーグを中心に愛国運動が起こる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1872 リファ・エル・タフタウィが女性への教育を要請</li> <li>・1873 女子のための最初の小学校が建設される</li> <li>・1892 ヒンド・ノファルが最初の女性雑誌を創刊</li> <li>・1899 カッセム・アミンが著書『女性解放』を出版</li> <li>・1914 ホダ・シャラウィらがエジプト女性の識字力向上のためのNGOを設立</li> <li>・1919 ホダ・シャラウィが女性を率いて英国占領に対する抗議行動を開始する</li> <li>・1919 革命への参加に関する最初の女性宣言が出される</li> <li>・1921 最初の公立女子高校が開設される</li> </ul>	
ファルーク王 立憲君主制 実施的なイギリス統治下 1922～1952	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1922 イギリスからの独立を宣言（イギリスは法制度、通信、軍事およびスエズ運河を継続して支配）</li> <li>・1928 モスリム同胞団、青年モスリム協会が設立されていく</li> <li>・1939～1945 第2次世界大戦</li> <li>・1945 団体法（民間団体、NGO）が公布</li> <li>・1946 民法が公布</li> <li>・1948～1949 アラブ・イスラエル戦争</li> <li>・1952 将軍ナギーブが率いるエジプト自由軍革命が起こる</li> <li>・1952 ファルーク王およびイギリス統治の終焉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1923 ホダ・シャラウィとセザ・ナバラウィが女性解放の象徴としてベールを脱ぎ捨てる。ホダ・シャラウィらはエジプト人フェミニスト同盟を結成し、平等の市民的権利、政治的権利、教育に対する権利を身分法の改正を求める</li> <li>・1923 男女の義務教育を規定する憲法が承認される</li> <li>・1924 エジプト女性連合などの女性団体の設立</li> <li>・1925 最初の女子留学生の団体が海外に派遣される</li> <li>・1928 カイロ大学に最初の女子学生たちが入学</li> <li>・1938 カイロで最初のアラブ・フェミニスト会議が開催される</li> <li>・1944 カイロで最初のアラブ・フェミニスト連盟が設立される</li> <li>・1948 最初の女性政党が結成される</li> <li>・1951 女性の平等な参政権を求めて国会前でデモと座り込みが行われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1946 国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women: CSW）の設置</li> </ul>
ナギーブ エジプトの独立 1952～1954	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1952 ナギーブが首相となる</li> <li>・1953 憲法の制定</li> <li>・1953～1956 複数政党制、政党の廃止（労働組合の組織化の禁止）立憲君主制の廃止、エジプト共和国の宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1953～1956 エジプト女性連合などの女性団体の組織化が禁じられる</li> </ul>	

<p>ナセル アラブ社会主義 愛国主義 エジプト化(国有化) 一党体制支配  1954～1970</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1954 ナセルが大統領となる</li> <li>・1956 団体法 No. 384 (民間団体、NGO)の公布</li> <li>・1956 イスラエルのシナイ半島における侵略戦争</li> <li>・1958 非常事態法 No. 162の宣言</li> <li>・1950s末まで 自治権をもって活動してきた労働組合などは、労働組合総合連合 (General Federation of Labor Syndicates: GFLS) に再統合される</li> <li>・1960 社会主義憲章の宣言</li> <li>・1960s 愛国心運動が起こる</li> <li>・1964 団体法 No. 32 (民間団体と組織)の公布</li> <li>・1967 6日間戦争</li> <li>・1970 ナセル逝去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1956 憲法が女性に参政権 (選挙権および被選挙権) を付与。エジプトは女性に平等の政治的権利を付与する中東で最初の国となる</li> <li>・1957 女性が議会 (Maglis El Shaab) への参加を許される。最初の女性議員が誕生 (Magles Al Umma)</li> <li>・1962 最初の女性大臣 (社会問題省) が任命される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1961 米国対外援助法113条 (パーシー修正案においてWIDの重要性が明記される)</li> </ul>
<p>サダト 部分的市場開放政策 自由化路線政策  1970～1981</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1970 サダトが大統領になる</li> <li>・1973 10月戦争</li> <li>・1975～ 部分的な経済市場の開放</li> <li>・1976 部分的に複数政党制が認められる</li> <li>・1977 IMFが食料補助金削除を主張したため、全国的な食料暴動が起こる</li> <li>・1977～1978 アメリカ支援によるキャンプ・デービッド合意締結、非常事態宣言の停止</li> <li>・1981 サダト暗殺される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1971 現行憲法が承認され、男女平等と機会均等の原則が規定されとともに、母子の保護が確認される</li> <li>・1978 国家女性委員会 (National Commission for Women) が設立される (1994に再編)</li> <li>・1979 国会において女性に30議席を配分する第21号法令が承認される。地方議会において女性に10～20%の議席を配分する第43号法令が承認</li> <li>・1979 / 1980 身分法が改正され、女性の権利が広がる</li> <li>・1980 国会に Shura Council (第二院 / 上院) が設立され、210名のうち女性が7名を占める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1970s インター・ナショナル・ウィメンズ・トリビューン・センターなどのWID関連のNGO発足</li> <li>・1974 世界人口会議 (ブカレスト)</li> <li>・1974 米国海外援助庁 (USAID) にWIDオフィスの設置</li> <li>・1975 国際婦人年、第1回世界女性会議：平等、開発、平和 (メキシコ・シテイ)</li> <li>・1975 国際女性調査訓練研修所 (INSTRAW) の設置</li> <li>・1975 オランダ政府開発援助政策にWIDの推進</li> <li>・1976 国際婦人の10年 (1976～1985)</li> <li>・1976 国連女性開発基金 (UNIFEM) の設置</li> <li>・1977 オランダ開発協力局性政策企画課にWID調整担当セクションと担当官の設置</li> <li>・1979 国連総会「女性差別撤廃条約 (CEDAW)」の採択</li> <li>・1980 第2回世界女性会議 (コペンハーゲン)</li> </ul>

<p>ムバラク 1981～現在</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1981 サダトの暗殺により、副大統領であったムバラクが大統領となる</li> <li>・1981 非常事態宣言の再開</li>   <li>・1986 経済改革プログラム開始</li>   <li>・1991.5 IMFとスタンドバイ取り決めが締結、WBの構造調整融資の開始</li> <li>・1991 社会開発基金(Social Fund for Development : SFD)がWB、UNDP、アラブ資金援助諸機関、西欧諸国やカナダの支援により設立</li> <li>・1992 軍事指令第4号の公布</li>   <li>・1996.1 IMFと経済改革プログラムの締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1981 エジプトが国連の女性差別撤廃条約を批准</li>   <li>・1985 高等憲法裁判所が改正身分法は違憲であるとの裁定を下す</li> <li>・1986 第43号法令が第188号法令に変わる(クォータ制度は失効)</li> <li>・1988 地方議会の議席配分に関して1979の第43号法令が第145法令に変わる(クォータ制度は失効)。国家母子評議会(NCCM)が設立される</li>   <li>・1993 教育省が遠隔地の少女のために全国的にコミュニティ学校を建設する計画を開始</li>   <li>・1994 カイロで国連人口開発会議が開催され、エジプトの政府機関およびNGOが積極的に参加。第1回全国女性会議が開催され「21世紀の課題」が焦点となる</li>   <li>・1996 女性に子どもの養育権を付与する児童法が公布される。(この児童法は民間部門で働く女</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1982 USAID「WIDに関する政策ペーパー」発表</li> <li>・1983 OECD/DACにおいてWID指導原則採択</li> <li>・1984 OECD/DACにおいてWID専門家会合設置</li> <li>・1984 DAWN (Development Alternatives with Women for a New Era)の設立</li> <li>・1985 第3回世界女性会議(ナイロビ)「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択</li>   <li>・1989 WID指導原則(改定版)が採択、日本がWID専門家会合役員国に選出される</li> <li>・1990 国連婦人の地位委員会拡大会期(ニューヨーク)「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価にともなう勧告および結論」の採択</li> <li>・1990 万人のための世界教育会議(タイ):女子教育の重視</li> <li>・1990 子どものための世界サミット(ニューヨーク)</li>   <li>・1992 国連環境開発会議(UNCED)(リオデジャネイロ)「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」(女性の役割・参画の重要性)</li> <li>・1992 国際栄養会議(ローマ)</li> <li>・1993 世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言および行動計画」(女性の権利は人権である)「人権教育のための国連10年」(1995～2004)</li> <li>・1994 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言および行動計画」採択</li> <li>・1994 世界人口・開発会議(カイロ):リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重視</li> <li>・1995 第4回社会開発サミット(コペンハーゲン)</li> <li>・1995 第4回世界女性会議(北京):「北京宣言および行動綱領」の採択</li> <li>・1996 OECD/DAC新開発戦略「21世紀に向けて:開発協力を通じた貢献」(男女平等を含む社</li> </ul>
-------------------------	--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1997 第4次経済・社会開発5カ年計画(1997~2001)開始</li> <li>・1997.3 「エジプトと21世紀(1997~2017)」と題する長期経済・社会開発計画を策定</li> <li>・1999 団体法 No.153(民間団体、NGO)の公布と廃止</li> <li>・1999.9 第4期目(1期6年間)のムバラク大統領再選にかかわる国民信任投票</li> <li>・2000 社会開発にかかわる国家会議(カイロ)</li> <li>・2001.11 経済関連を中心に内閣改造を実施。経済省の廃止、中央銀行の独立化、海外貿易省の創設、国際協力省を外務省内に取り込む。外務担当大臣(Minister of State for Foreign Affairs)のポストにファイザ・アブル・</li> </ul>	<p>性への配慮も規定している)。保健人口省が第261号法令ですべての公立および民間医療機関における女性性器切除(FGM)の施術を禁止。カイロで第2回全国女性会議が開催され「女性の地位向上の方策と開発への貢献」が焦点となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1997 1960にスタートしたエジプトの国家5カ年計画の第4次経済・社会開発5カ年計画(1997/1998~2001/2002)に初めて「女性に関する章」が含まれる</li> <li>・1997.3 「エジプトと21世紀(1997~2017)」と題する長期経済・社会開発計画に女性の地位向上を開発目標の1つとして掲げている</li> <li>・1997 最初の女性国会副議長が任命される</li> <li>・1998 カイロで第3回全国女性会議が開催され「農村女性」が焦点となる</li> <li>・2000 個人の身分や地位に関する訴訟手続きに関する法律が改正される。</li> <li>・2000 大統領令によって国家女性評議会(NCW)が設立される。</li> </ul>	<p>会開発および参加の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1997 国連機関ジェンダー委員会およびDACジェンダー作業部会の合同セミナー「ジェンダー・メインストリーミング」(第1回、ジュネーブ)</li> <li>・1998 OECD/DAC「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント指針」の採択</li> <li>・1998 国連機関ジェンダー委員会およびDACジェンダー作業部会の合同セミナー「ジェンダー平等への権利アプローチ」(第2回、ローマ)</li> <li>・1999 国連機関ジェンダー委員会およびDACジェンダー作業部会の合同セミナー「人間の安全保障における女性のエンパワーメント」(第3回、バンコク)</li> <li>・1999.2 国際人口会議+5(ハーグ)</li> <li>・1999.6 国連人口開発特別総会(ニューヨーク)(カイロ会議で採択された行動計画の履行状況のレビュー)</li> <li>・2000.4 「万人のための教育(EFA)」の宣言(ダカル)</li> <li>・2000.6 世界社会開発サミット+5(ジュネーブ)</li> <li>・2000.6 国連特別総会「女性2000年会議」(北京+5会議)(ニューヨーク)</li> <li>・2000.9 「国連ミレニアム開発目標」採択(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが重要8目標のうち3番目の目標になる)</li> <li>・2000.10 国連安全保障理事会で決議1325「紛争後の引き上げ、再定住、社会復帰の際には女性や女児の特別なニーズに配慮し、紛争解決のために女性のイニシアティブを支援すること、など」の採択</li> <li>・2000.10 国連機関ジェンダー委員会およびDACジェンダー作業部会の合同セミナー「参加型統治とジェンダー平等」(第4回、ウィーン)</li> </ul>
--	---	--	---

	<p>ナガ( Fayza Abul-Naga )                  女史が就任( このポストは                  10年間空席となっていた )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2002 第5次経済・社会開発5カ年計画( 2002~2007 )開始</li> <li>・2002.2 エジプト諮問グループ会合( Consultative Group Meeting : CG会合 )に37ドナー諸国および機関参加( シャルム・エル・シェイク )</li> <li>・2002 団体法No.84 ( 民間団体、NGO )の公布</li> <li>・2003 非常事態宣言の継続承認</li> <li>・2003 国家人権評議会 ( National Council for Human Rights )の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002 第5次経済・社会開発5カ年計画 ( 2002~2007 )においてジェンダーの取り組みが13点掲げられている</li> <li>・2003.3 NCWがミレニアム開発目標の到達に向けた国家戦略計画にジェンダー視点の戦略を統合する第4回国内会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004 世界人口開発会議+10 ( ニューヨーク )</li> <li>・2005.3 第5回世界女性会議 ( 北京+10 )( ニューヨーク )</li> </ul>
--	---	--	---

出所 : Arab Republic of Egypt, Ministry of Planning ( 2002 ) *The Fifth Five-Year Plan Socio-Economic Development ( 2002 ~ 2007 )* Cairo: Ministry of Planning  
 DAG ( Donor Assistance Group ) Sub-Group for Gender & Development in Egypt ( Year: n.a ) *Gender and Development An Information Kit for Egypt, 3: Gender in Egypt Progress Over the Years*, Cairo: DAG Sub-Group for Gender & Development in Egypt  
 National Council of Women ( NCW )  
 田中由美子、大沢真理、伊藤るり ( 編著 ) 『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』、( 株 ) 国際協力出版会、2002年  
 鈴木美知子 『エジプトのNGO法』、JICAエジプト事務所提出、2003年 8 月  
 鈴木美知子 『NGOs' categorization in the disability field, A case study of the Arab Republic of Egypt』、JICAエジプト事務所提出、2003年 8 月  
 日本の外務省 : [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni/enjoyo/egypt\\_.h.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni/enjoyo/egypt_.h.html)  
 Al Ahram Weekly on line: <http://weekly.ahram.org.eg.1998/376/ec2.htm>,  
<http://weekly.ahram.org.eg/1999/447/eg4.htm>, <http://weekly.ahram.org.eg/2000/463/ec3.htm>,  
<http://weekly.ahram.org.eg/2001/562/eg2.htm>, <http://weekly.ahram.org.eg/2001/561/ec1.htm>,  
<http://weekly.ahram.org.eg/2002/571/fr2.htm>  
 UNFPA: <http://www.unfpa.org/icpd/10/>  
 WB: <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:20034396~menuPK:34466~pagePK:64003015~piPK:64003012~theSitePK:4607,00.htm>, <http://www.worldbank.org/wbi/imb-1/1c3.html>

## 1 - 2 エジプトのジェンダー状況

### 1 - 2 - 1 エジプト政府のジェンダーへの取り組み

#### (1) ナショナル・マシーナリー

エジプトでは、NCW ( National Council for Women ) が女性の地位向上のために、イニシアティブをもって取り組んでいる。同組織は、ナショナル・マシーナリーとして、2000年に大統領令 ( 法令 No. 90 / 2000 ) に基づき設立された。代表はムバラク大統領の夫人である。NCW のほか、エジプト政府は NCCM ( National Council for Childhood and Motherhood ) と NCHR ( National

Council for Human Rights ) の 2 機関を設立し、女性の地位の向上に努めている。

NCW はムバラク大統領の直轄で大統領にアドバイスをを行い、直接報告する。また、ジェンダー平等のための政策策定や、女性の社会・経済的エンパワーメント、ジェンダー主流化のためのモニタリングと評価、研修、パイロット・プロジェクトの実施などを行っている。NCW には11の下部委員会が設立されており、教育、研究、健康と人口問題、NGO との協力、文化、経済、渉外、行政区、法律、情報、環境、政策決定過程への参画に取り組んでいる。さらに NCW は、2002年にオンブズマン制度を確立し、ジェンダーに基づく差別に関する苦情、たとえば、職場での差別や、身分法、ドメスティック・バイオレンスや相続など

について受け付けている。この制度では、弁護士が無料のホットラインを設けており、また裁判の費用が払えない女性には無料の弁護士をつけている。オンブズマン制度は2年間で7,000件の相談を受け、約40%の問題を解決できた<sup>9</sup>。

公共政策のモニタリングは、NCWの重要課題の1つである。各省庁には Equal Opportunity Unit もしくは Gender Planning Unit が設置されており、そのユニットではジェンダー予算およびジェンダー監査の実施を含めたジェンダー主流化のフォローアップ、法律が着実に施行されているかのモニタリングを行っている。各省庁においても、策定されたジェンダー戦略に基づき、年間計画のなかでもジェンダーを主流化させる取り組みを行っている。これらの報告についてはNCWに対して毎年行われる。また国家5ヵ年計画（2002年～2007年）の履行についてのモニタリングや開発事業の女性福祉に対するインパクトなどをはかる意向を示している。2003年3月には、NCWは、ミレニアム開発目標の到達に向けた国家戦略計画にジェンダー配慮戦略を統合し、第4回国内会議では2,700人以上の参加者を得て討議した。エジプト調査団が UNIFEM で聞き取り調査をしたところ、ジェンダー主流化の方策として「ジェンダー予算」や「ジェンダー監査」への取り組みが始まっていること、ジェンダー予算に関してはアラビア語によるトレーニング・マニュアルが作成され、今後これらを使用した研修が実施される予定であることがわかった。

#### (2) 国家政策におけるジェンダー・イシューへの取り組み

エジプトにおける「第5次社会・経済5ヵ年開発計画」によれば、ジェンダー・イシューに関する目標は、主に13ある。

経済活動のあらゆる分野において女性の参画率を上げていく。

女性を対象に、研修や復職に向けたリハビリ・プログラムを提供し、労働市場が求め

ているものに対応していけるように女性のキャパシティを高めていく。

開発計画のなかに女性の参画を増やしていく。

初等教育に関して、学童年齢である農村地域におけるすべての女兒が、教育を受けられるようにする。

学校に行けなかった農村地域の女性のために、識字教育プログラムを普及・拡大させていく。

公的な教育システムのみならず、文化的、社会的、職業的そして政治的な団体や、職場および研修センターを通じて、女性に教育・訓練の機会を提供する。さらに、開かれた教育のシステム、プログラムや技術を改善していく。

開発における女性の役割に関して、社会の意識を高めるために、メディアやNGOの役割を確かなものにする。

ジェンダー差別を生み出している概念を再考することによって、女性に関して広まっている文化のおよび知的な環境を変えていく。さらに、女性の政治的な意識を高めていく。

女性に提供されている保健サービスを再分配し、サービスが不十分な地域に焦点を当てながら効率性を高めていく。

保健ユニットの効率性を高めるとともに、保健プロジェクトや家族計画を拡大していく。女性や子どもの健康を保護することを保障する法律を公布する。

社会保障のネットワークとその網羅する範囲を拡大する。

ジェンダー・イシュー、文化や公平性の意識および多様な文化や情報メディアにおけるすべての労働者に対しジェンダー平等を高めていく。

#### (3) 各省庁のジェンダーへの取り組み

エジプト政府は、各省庁および機関に女性問題

<sup>9</sup> 出典「Member States Responses to the Questionnaire on Implementation of the Beijing Platform for Action and the outcome of the Twenty-Third Special Session of the General Assembly」NCW 2005年（北京プラス10会議に際し各国は10年間の進捗状況について質問票への回答をするよう求められていた。エジプトはNCWが回答を作成した。）

にかかわる部署を設置している。また、主な諸省庁の取り組みは、表1-7のとおり。

(4) 考察

1-2-1ではエジプト政府のジェンダーへの取り組みを概観した。ナショナル・マシーナリーの設立、ミレニアム開発目標への対応、ジェンダー予算やジェンダー監査の導入、各省庁へのジェンダー・フォーカル・ポイントの設置など、エジプト政府がジェンダー・イシューに取り組んでいることが明らかになった。このような政府の取り組みは、国際的なジェンダー平等への取り組みの潮流にそったものといえよう。

1-2-2 ジェンダーと法律

(1) ジェンダーに関する法的枠組み

NCW の重要な役割の1つに、女性の権利の保護や促進に関し、既存の法や施行予定の法令などを見直しがある。NCW は法が確実に施行されているかをモニタリングするための1つのメカニズムにもなっていることもふまえ、法的な視点から、女性の地位向上に関し概観する。

1971年に発効された現行のエジプト憲法は、エジプト人女性に対し、男女平等の権利を保障している。たとえば、性別や出身、使用言語、宗教や信仰にかかわらず同等の権利と機会をすべての国

表1-7 主な政府機関のジェンダー関連部局とその活動

政府機関名	主な活動
社会問題・社会保険省	
女性問題担当局	活動の目的：女性の福祉、生活環境の改善。 具体的には、農村女性の収入創出、食料保全における女性の能力向上、女性労働者の支援、女性への暴力、早婚問題に関する活動など。
家族・児童総合部 生産的家族のための総合部	村落共同体における女性の組織化（Women Clubs） 農村女性の開発計画 生産のための融資 働く女性のためのセンターの設立
保健・人口省	
母子保健総合部	妊産婦死亡にかかわる調査研究 医療保健従事者の研修 保健ユニットの効率化
農業省	
女性農業従事者のための政策・調整課	農村地域における栄養計画、雇用創出のための融資計画 女性のための畜産プロジェクト ラジオやテレビによる農業関連情報の広報活動
国家計画庁（INP）	
ジェンダー・計画・政策課（GPPU）	1994年にGPPU設立（目的：多岐の分野にわたる開発計画の中に、ジェンダーの視点を組み込む） 主な責務：国家5ヵ年計画の中にジェンダーの視点を盛り込み検討する。 関係省庁のジェンダー主流化状況をモニタリングする。ジェンダー分析のための研修や、他省庁およびNGOs職員と同様に、INP職員の能力向上をはかる。
中央統計局（CAPMAS）	
女性・児童調査	設立目的：1987年に、女性と子どもの生活環境改善に関する調査研究を行う。 保健や労働状況に関する調査研究を実施。
社会開発基金（SFD）	
ジェンダー課	設立目的：プログラムやプロジェクト策定に対する融資の際、ジェンダーの視点を反映させる。SFDのフォーカル・ポイントを中央および地方レベルに配置する。

出典：JICA企画・評価部「国別WID情報整備調査エジプト Egypt: Country WID Profile」(平成14年11月)



民に与え、女兒・男児の教育機会の平等や男女共に働く権利を保障している。1981年の労働法では、男女同一賃金が示された。また、1993年以来、女性は男性と同様、年金および社会保障を受ける権利や、産児休暇や育児休暇も認められた。身分法(Personal Status Code)の第100条は、男女の同等の権利を保障する法であり、1981年にエジプト政府が「女子差別撤廃条約(CEDAW)」に批准した後に公布された。しかし、国連女性の地位向上委員会<sup>10</sup>によれば、16条、2条に関して留保事項がある。16条は結婚と家族関係に関するすべてのことに関して女性は男性と同等の権利をもつことを規定している。2条はCEDAWの批准国に女性に対する差別を生み出す法律、規則、慣習や実践を廃絶し修正するなどの適切な措置をとることを求めるものである。エジプトではNGOがこれらの留保事項を撤廃するように求める活動を行っている<sup>11</sup>。2003年には、国籍法が改正された。以前は、エジプト人男性を父親とした子どもに対してはエジプト国籍を取得することができたが、他方、エジプト人女性が外国人と結婚した場合は、エジプト人国籍を得ることはできなかった。しかしながら、改正された現行法では、父親あるいは母親のいずれかがエジプト人であればエジプト国籍が取得できるようになった。また、選挙権に関しては、エジプトにおける援助機関のサブ・ドナー・グループの1つである「ジェンダーと開発」協議グループの「社会開発におけるジェンダー問題」によると、登録済みの有権者のなかで女性の割合は35%にとどまっている。

JICAのエジプトへの調査団によれば、エジプトでは出生証明(Birth Certificate)およびIDの未取得にかかわる問題がある。これらの証明書を取得していないために教育、保健・医療、保険、各種ローンなどのサービス、また就業機会から排除されることがある。また相続権を否定されたり、法律で認められた最低年齢以下で結婚させられたり、死亡証明がだされなかったりという可能性が

あり、NGOがこの状況の改善に取り組んでいる。

NSCEの調査報告によれば、結婚に関する法律上はムスリムに一夫多妻の結婚を認めている一方、現在のイスラーム法学者の多くはムスリム男性に対して一夫一婦婚を勧めている。離婚については、かつての法制度では夫が司法機関に報告することなしに一方的に妻と離婚ができた一方、妻から離婚を申し出る際は離婚の正当な理由を証明したうえで司法機関の規定する手続きに従う必要があった。身分法の改正に伴い、このような証明は不要となったが、離婚を妻から申し出る場合、結納金にさかのぼって夫からのすべての贈与金品を返還する義務が課せられている。相続に関しては、ムスリムの場合、男性が親族を扶養する責任をになうという考えに基づき、女性の倍額の相続が認められている。婚姻外交渉に対する罰則については、2年以下の禁固刑となるが、男性が自宅で交渉に至った限りにおいては刑が6ヵ月以下に減免される。男性による性犯罪に対する罰則は、1999年以前の刑法上では、レイプ加害者に死刑が宣告される一方、加害者が被害者女性に求婚し、結婚に至る場合は、和姦とみなされ告訴が取り下げられていた。

## (2) 法律に関するジェンダー意識

### 結婚

NSCEのフィールド調査によれば、結婚時(初婚時)の年齢について、「18歳から21歳にかけて」と答えた既婚女性の52.9%、既婚男性の14.3%は、この年代で結婚していた。女性の22歳未満の結婚は、大都市圏(女性75サンプル)で44.7%、農村部や地方都市では55.0%(女性70サンプル)と54.0%(女性55サンプル)である。農村部(女性70サンプル)では25歳までに92.5%の女性が結婚し、地方都市(女性55サンプル)では91.7%、大都市圏(女性75サンプル)では76.6%である。

夫婦の年齢差については、夫が妻よりも年齢が上であり、配偶者と同年齢という回答は7.0%であ

<sup>10</sup> <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/reservations-country.htm>

国連女性の地位向上委員会のHP参照。国連女性の地位向上委員会は国連経済社会理事会に設立された独立した委員会であり、女性を持続可能な開発のための平等な参加者で受益者とし、平和と安全、ガバナンスと人権の促進を目的とする。

<sup>11</sup> <http://hrw.org/reports/2004/egypt1204/8.htm>

った。全回答中（男女各200サンプル）、年齢差1～5歳が43.4%、6～10歳が39.2%、11歳以上の年齢差のある相手と結婚している割合は10.4%であった。夫婦間の年齢に開きがあるケースは、地方都市（男女各55サンプル）で14.6%、大都市県（男女各75サンプル）が12.1%、農村部（男女各70サンプル）が10.0%、辺境県のエルアリーシュ市（男女各25サンプル）では7.1%である。

結婚相手に関する調査結果によると、エジプト人は親戚と結婚するか、少なくとも同じ地域または村の出身者と結婚することを好むことがわかる。大都市県においては、38.7%がまったくの見知らぬ相手と結婚するが、農村部では1.4%、地方都市では4.4%である。いとこの結婚というケースは大都市県で13.6%、地方都市14.7%、農村部で15.7%である（図1-1）。

表1-8 女性の理想の初婚年齢に関する地域別意見

（単位：%）

最も望ましい年齢	大都市県			ガルビーヤ県			ケナ県			エルアリーシュ市		
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
18歳以下	2.7	-	1.3	4.0	-	2.0	-	-	-	-	-	-
18歳～21歳	17.3	36.0	26.7	26.0	18.0	22.0	22.0	28.0	25.0	32.0	36.0	34.0
22歳～25歳	77.3	58.7	68.0	48.0	62.0	55.0	68.0	66.0	67.0	64.0	56.0	60.0
26歳～30歳	1.3	5.3	3.3	22.0	20.0	21.0	10.0	6.0	8.0	4.0	8.0	6.0
わからない	1.3	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人数 (人)	75	75	150	50	50	100	50	50	100	25	25	400

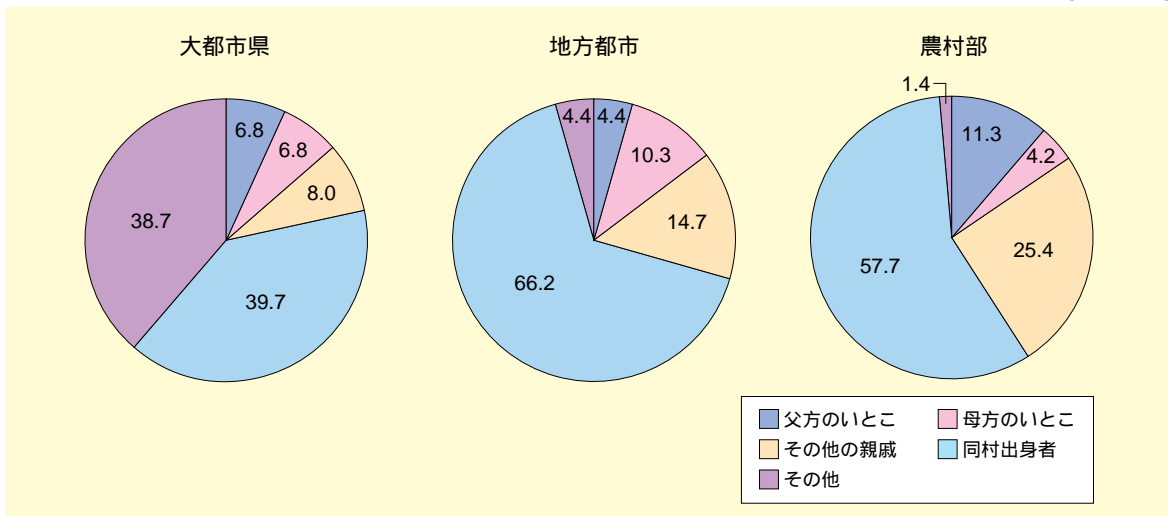
表1-9 男性の理想の初婚年齢に関する地域別意見

（単位：%）

最も望ましい年齢	大都市県			ガルビーヤ県			ケナ県			エルアリーシュ市		
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
18歳以下	-	-	-	2.0	-	1.0	2.0	-	1.0	-	-	-
18歳～21歳	2.7	1.3	2.0	2.0	-	1.0	-	-	-	4.0	-	2.0
22歳～25歳	8.0	21.3	14.7	18.0	16.0	17.0	12.0	12.0	12.0	12.0	20.0	16.0
26歳～30歳	74.7	69.3	72.0	48.0	66.0	57.0	70.0	70.0	70.0	84.0	80.0	82.0
30歳以上	13.3	6.7	10.0	-	-	-	-	16.0	16.0	-	-	-
わからない	1.3	1.3	1.3	-	-	-	-	2.0	1.0	-	-	-
人数 (人)	75	75	150	50	50	100	50	50	100	25	25	400

図1-1 配偶者との親戚関係による既婚回答者の区別

（単位：%）



### 離婚

NSCE のフィールド調査によれば、離婚は夫婦間の和解が不可能な場合に、問題を解決する最終的な手段と回答者の間では考えられている。回答者の離婚に関する法的枠組みについての理解や離婚に対する考え方はジェンダー関係を探るうえで非常に重要である。エジプトにおいて離婚は身分法 (Personal Status Code) によって規定されているが、その条項は2000年の1月に改正がなされた。この法改正により女性に対しては多くの改善がもたらされたとされている。

この法律で最近導入された条項のうち最も重要なものの1つとして、女性がイスラーム教のシャリーアに基づいたクルーア<sup>12</sup>に従って離婚を言い出すことができる可能性に触れている条項が挙げられる。しかし、このクルーアによる離婚規定についてよく知っていたのは、200名の女性のうち34.0% (68/200サンプル) と200名の男性のうち46.5% (93/200サンプル) で、30.5% (61/200サンプル) の女性と36.5% (73/200サンプル) の男性は法律を知っていたが、詳細は知らなかった。

クルーアに関する意識は地域によりたいへん異なる。大都市県 (男女各75サンプル) とエルアリーシュ市 (男女各25サンプル) では、この法律のそれぞれの条項に詳しい回答者男女の割合に大きな開きがあった。大都市県の男性回答者 (75サンプル) の72.6%がこの法律の詳細を知っているが、女性 (75サンプル) は53.6%にとどまった。エルアリーシュ市 (男女各25サンプル) では回答者全体で法律の認知度が大都市県よりも低い、その割合にも男女差があり、男性20.0% (5/25サンプル) に対して、女性は8.0% (2/25サンプル) である。一方、ガルビーヤ県とケナ県では男女ともほぼ同じ程度、クルーアに詳しくあった。ガルビーヤ県では58.0% (29/50サンプル) の男性と58.0% (29/50サンプル) の女性がこの法律を知っており、ケナ県では男性28.0% (14/50サンプル) に対して女性は32.0% (16/50サンプル) であった。この規定についてよく知っている回答者のうち、男性より女性のほうがはるかに肯定的見解をもっている。女性の58.5% (50/87サンプル) が当該法に賛

成したのに対して、男性は39.5% (40/102サンプル) である。対照的に、男性の35.0% (35/102サンプル)、女性の10.5% (9/87サンプル) が、当該法はエジプトの家族を危険にさらすと考えている。

### 相続

相続の問題もまた、身分法によって規定された重要な問題である。一般に、女性の相続分は男性の半分である。女性の20.0%、男性の19.5%が相続を規定する条項を知らなかった。男性の55.5%、女性の47.5%が、男性は女性と子どもを養わなければならないという理由から、男性の相続分が多いことは正当化されると認識していた。これに対して、女性の16.5%、男性の12.5%が、今日では多くの女性が家族の収入に貢献したり、場合によっては一家の稼ぎ手にまでなっているのだから、女性はもっと公平な分け前を得なければならないと考えていた。また、原則として男女は相続において平等に扱われるべきだと明言した回答者は女性の8.0%、男性の4.0%であった。女性の6.5%、男性の7.0%が、相続のルールはイスラームのシャリーアの一部であるとし、この問題についての個人的見解を述べることを拒んだ。

### (3) 女性の意思決定への参画状況

#### 国会レベル

UNDP の『人間開発報告書』(2004年)によれば、エジプトにおいて閣僚レベルの女性は閣僚全体の6.1%、下院の女性国会議員の割合は1990年に4.0%であったが、2004年には2.4%に下がった。一方、上院議員の割合は5.7%である。周辺諸国と比較すると表1・10のとおり。

#### 世帯内レベル

NSCE のフィールド調査によれば、フォーカス・グループ・ディスカッションの回答者から、男性は世帯主であり、世帯内の最終的な意思決定者であると広く認識されている。男性の地位と意思決定力は主に男性の供給者、保護者、世帯外に対する家族の代表という役割による。女性と少女

<sup>12</sup> NSCEの報告によれば、クルーアにおいては協議離婚が男女双方の権利として認められている。

表1 - 10 女性の政治参加

(単位：%)

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
閣僚に占める女性割合	6.1	0.0	n.a.	4.9	11.1	5.1
上院に占める女性割合	2.4	5.5	0.0	10.8	12.0	9.7
下院に占める女性割合	5.7	12.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

出典：UNDP 『人間開発報告書』(2004年)

は保護者や家族の生計への男性の最終的な責任という役割を強調し、一方で男性は権力とコントロールの面を強調する。女性の参加者だけが女性が世帯主になることは可能であると述べたが、それは夫の死亡や離婚のときだけである。

女性の役割は主に養育者、世話役、教育者、そして家庭内の家族にかかわることを調整するものとして認識されている。多くの女性は子どもの教育に対する母親の責任の重要性を強調する。この場合の教育は社会的なもの、モラル、また心理的なものなどを含み、社会で生きていくための教育という全体的な意味合いである。

しかし女性は、女性の地位に比して女性の貢献が大きいことや意思決定を共同で行う権利に関しては意見が分かれた。女性のなかには、男性の供給者、保護者としての役割ゆえに男性は家の中心であることを主張するものもいる。また女性が家族のやりくりをするもの、家族全員のニーズの面倒をみるものであることから女性に男性と同じような性質があるというものもいる。異なるフォーカス・グループ・ディスカッションにおいて多くの参加者が、主に女性の参加者であるが、世帯において物事を決めるときは夫と妻の共同によるべき、または夫は少なくとも妻と話し合い、妻の意見を考慮すべきと主張した。ほとんどの夫は妻にお金を渡し、妻の権限で毎日の必要品に費やすようにしている。なぜなら「妻は家族のニーズをよくわかっている」からである。大きな買い物につ

いては、大都市圏では妻と夫と共同で話し合って決める傾向があり、一方で上エジプトやエルアリースー市では男性が単独で決定する傾向がある。

(4) 考察

1・2・2ではジェンダーと法律に関する事項を検討した。国際的なジェンダー平等への取り組みの影響を受けて、エジプト国内において女性に不平等な法律は改正される方向にあることがわかった。しかしながら、2000年に改正された離婚に関する規定について詳細を知っていたのは200名の女性のうち68人、200名の男性のうち93人であり、人々の間には法律の改正が十分に周知されているとはいえないようである。

女性の意思決定への参画に関しては、上記の法律の改正や1・2・1で概観したナショナル・マシーナリーや省庁のジェンダー平等への取り組み・政策にもかかわらず、国会レベルにおいて女性の下院国会議員の割合は2.4%である。世帯レベルでは、女性自身が女性の世帯への貢献の大きさを認識し、意思決定を共同で行うべきという意見から女性の意思を確認できる。男性が世帯主で世帯内の最終的な意思決定者であり女性は子どもの養育者で家族の世話役であるという認識は見られるものの、それは女性を意思決定から除外するものではなく、男女の役割が異なり、異なる権利が保障されているという認識によるといえるだろう。

## 1-2-3 ジェンダーと経済

## (1) 経済指標

エジプトの2002年の国内総生産（GDP）は899億米ドルで、1人あたりのGDP（PPP米ドル<sup>13</sup>）は3,810米ドルである。1992年から2002年までのGDPは約2.5倍に増えているが、購買力平価でみた1人あたりのGDPは1997年で落ち込み、2002年には回復しているものの、この10年間で人々の経済面での生活レベルは変化していないといえる（表1-11、1-12）。

UNDP『人間開発報告書』（2004年）によれば、エジプトの人間開発指数（HDI）は177カ国中120位、ジェンダー開発指数（GDI）は144カ国中99位、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は78カ国中75位である（表1-13）。

エジプトにおける女性雇用の分野は、農業（全女性労働者の34.6%）、工業（32.8%）、サービス業（32.2%）の順に多い（JICA「国別WID情報整備調査」2002年）。女性の給与は、男性の給与平均に対して78.4%となっている（CAPMAS, Labor Force Sample Survey, 1999）。政府の仕事でも給与の低い仕事の多くは女性がになっており、場合によっては交通費と食費しかまかなえない。エジプトの場合1970年代の開放政策による消費増大とその後の構造調整によってインフレが起こり、多くの女性が労働市場に押し出された。ただし、公式統計に表れる数値はフォーマル・セクターにおける労働に限られている（同上）。一方で、農村女性の多くは、自営農や家内手工業、パートタイム労働などインフォーマル・セクターでの経済活動に従事している（JICA、同上）。

表1-11 国内総生産（GDP）と1人あたりGDP

（単位：米ドル）

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
GDP	899億	93億	1,885億	361億	208億	135億
1人あたりGDP (PPP米ドル)	3,810	4,220	12,650	3,810	3,620	1,820

出典：UNDP『人間開発報告書』（2004年）

表1-12 エジプトGDPと1人あたりGDPの推移  
(過去10年間)

（単位：米ドル）

調査年	1992	1997	2002
GDP	383億	722億	899億
1人あたりGDP (PPP米ドル)	3,540	3,050	3,810

出典：UNDP『人間開発報告書』（1994年、1999年、2004年）

表1-13 HDI、GDI、GEM

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
HDI	120位	90位	77位	125位	106位	139位
GDI	99位	76位	72位	100位	88位	115位
GEM	75位	n.a.	77位	n.a.	n.a.	n.a.

出典：UNDP『人間開発報告書』（2004年）

<sup>13</sup> 世界銀行の国際比較プログラムの調査によって割り出される「購買力平価」のこと。その交換比率とは、米国において1米ドルで購入できるのと同等の品物やサービスをそれぞれの国で購入するのに必要な現地通貨単位数であり、この交換率によって、価格や通貨交換比率によるゆがみを受けずに、各国の経済を実物表示で比較できる。

UNDP の『人間開発報告書』(2004年)によれば、エジプトにおける15歳以上の女性の経済活動比率は35.7%で、男性に対する女性の活動比率は45.0%である。これを業種別に見ると、農業分野での男性に対する女性の活動比率は144.0%、工業分野では28.0%、サービス業では112.0%となっている。周辺国と比較すると表1-14のように、エジプトの女性の経済活動比率は周辺国と変わらない。

エジプトの UNDP 『人間開発報告書』(2004年)によれば、女性の経済活動比率は地域により若干の差がある。この報告書のデータは2002年のCAPMAS の統計に基づいている。2002年のエジプト国全体の女性の経済活動比率は21.8%であるが、カイロやアレキサンドリアといった大都市圏では22.0%、下エジプト全体では24.9%、下エジプトの都市部では25.2%、農村部では21.1%、上エジプト全体では17.3%、上エジプトの都市部では22.9%、農村部では14.4%、また辺境区全体では22.9%、辺境区の都市部では23.1%、農村部では22.8%である。女性の経済活動比率は上エジプトで低く、都市部ほど高いことがわかる。

(2) 経済活動にかかわるジェンダー意識

再生産活動

NSCE のフィールド調査では、再生産労働を介護・養育、家庭の維持、生産物の管理と自家生産にかかる活動と定義し調査を行っている。調査結果によると、これらの仕事のほとんどは女性の責任であり、それは女性が生産労働に携わるかにかかわらない。大都市圏では90.0% (135/150サンプル)、ガルビヤ県では96.0% (96/100サンプル)、ケナ県では90.0% (90/100サンプル)、エルアリーシュ市では98.0% (49/50サンプル)が食事の準備、

家の掃除、洗濯は女性、原則的に妻や母の主たる仕事であると認識している。調査対象の5.5% (22/400サンプル) の家庭では他の女性メンバーがこれらの役割をになっている。夫や父親がこれらの仕事を妻や娘と分担しているのは2.8% (母数不明) の世帯にすぎない。

育児や病人、年寄りの世話という仕事は比較的受け入れる男性も存在し、回答者男性の9.0%は、この役割は父親や夫が原則的に責任をもつ仕事であると答えた。食料や日用品の購入は、都市部やガルビヤ県では圧倒的に女性の仕事とされている(大都市圏では71.4% (107/150サンプル)、ガルビヤ県では77.0% (77/100サンプル))。ケナ県とエルアリーシュ市ではこれらの仕事は主に男性の仕事となっている(ケナ県では60.0% (60/100サンプル)、エルアリーシュ市では52.0% (26/50サンプル))。大都市圏の150サンプルのうち14サンプルとガルビヤ県の100サンプルのうち3サンプルでは、これらの仕事は家政婦の仕事である。電気製品の修理、配管工事などは男性の主な仕事であるが、彼らが直接修理するのではなく、それぞれ専門の人に電話するのである。しかし、ガルビヤ県とエルアリーシュ市の女性はこれらの仕事もこなす。また、ケナ県で9.0% (9/100サンプル)、大都市圏で8.7% (13/150サンプル)が女性の仕事と答えた。世帯における仕事の分担は図1-2を参照。

自家消費食糧生産と畜産がガルビヤ県とケナ県の世帯にとって重要な仕事である。ケナ県のすべての世帯 (100/100サンプル) とガルビヤ県の53.0% (53/100サンプル) の世帯が自家消費食糧の一部を生産している。また、ケナ県では37.0% (37/100サンプル)、ガルビヤ県では11.0% (11/100サンプル)、エルアリーシュ市では

表1-14 女性の経済活動比率および分野別の男性に対する女性の活動比率 (単位: %)

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
女性の経済活動比率	35.7	36.0	29.0	53.0	38.0	35.4
農業	144.0	n.a.	n.a.	107.0	n.a.	n.a.
工業	28.0	n.a.	n.a.	125.0	n.a.	n.a.
サービス業	112.0	n.a.	n.a.	86.0	n.a.	n.a.

出典: UNDP 『人間開発報告書』(2004年)

図1-2 世帯における再生産労働の分担

(単位：%)

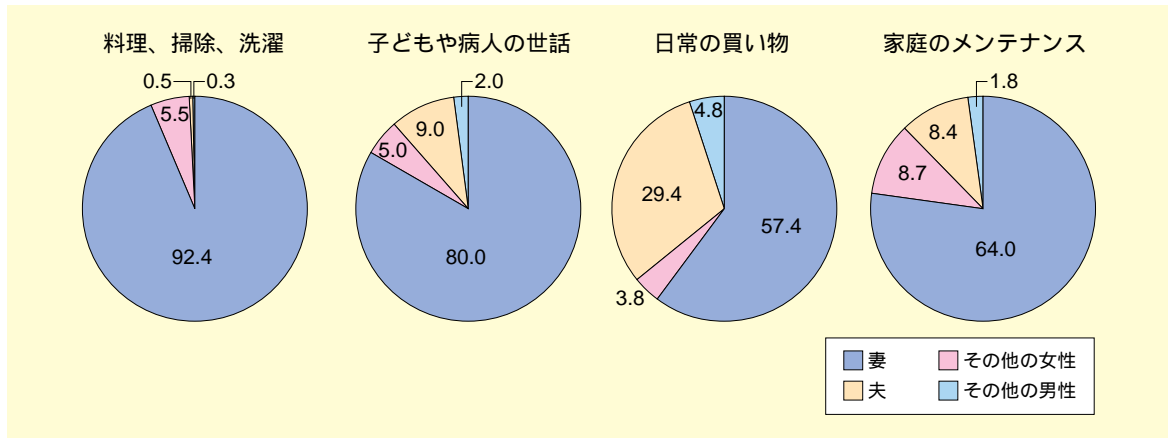
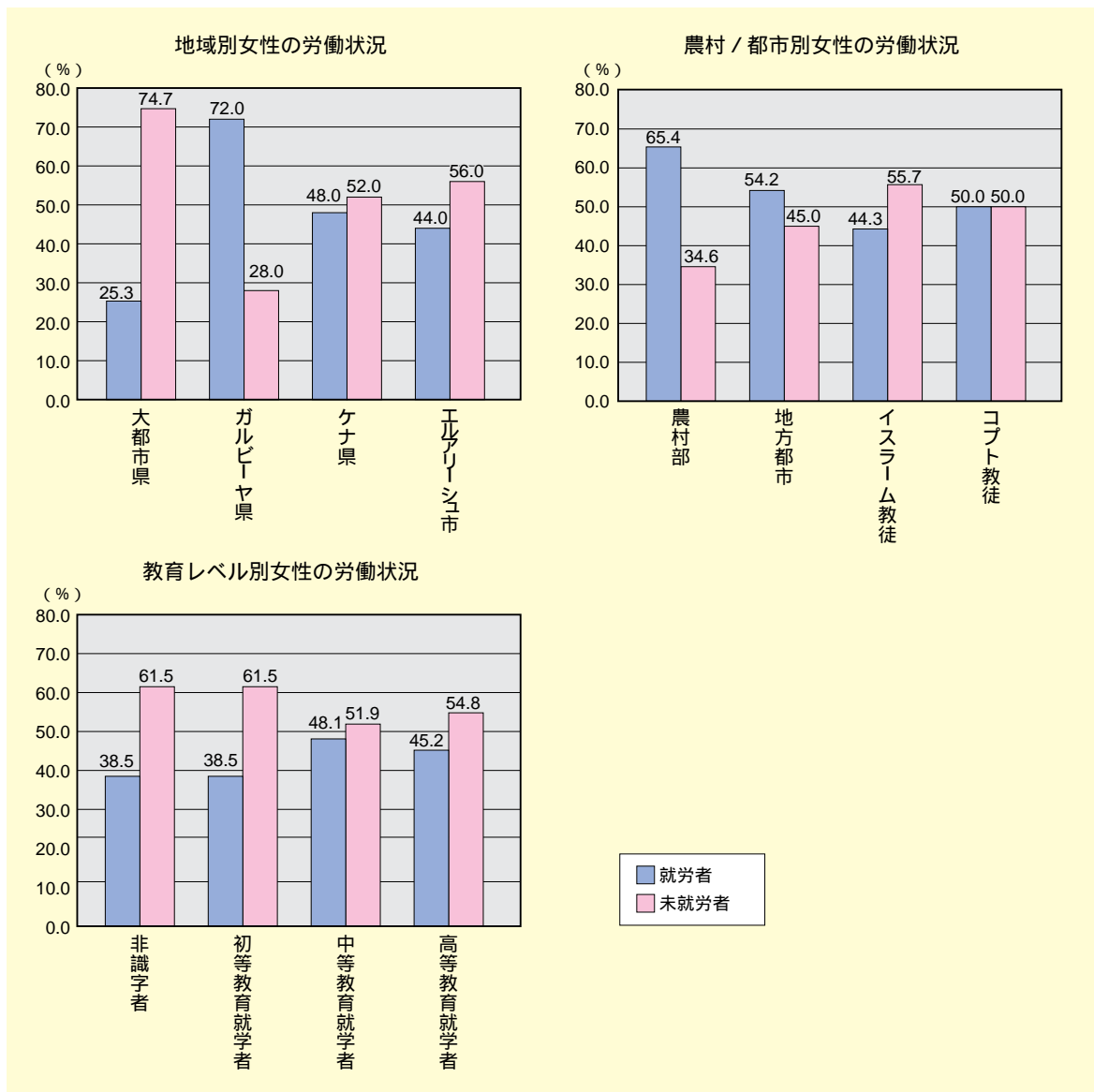


図1-3



8.0% (4/50サンプル)、大都市圏では2.0% (3/150サンプル) の世帯が畜産に携わっている。男性だけがこれらの仕事をになっている。

夫は妻に比べより頻繁に病気の家族を医者に連れて行く。その割合は男性が52.4% (105/200サンプル)、女性が33.4% (67/200サンプル) である。ガルビーヤ県とケナ県では医療に関する世帯での役割の4分の3以上を男性がになっているが、大都市圏とエルアリーシュ市においては、女性が男性と同様にこの役割をになっている。公的な文書の提出にかかる仕事は、圧倒的に家長の仕事 (83.5% (334/400サンプル)) であり、ほとんどの場合、家長は男性である。大都市圏では回答者の29.5% (44/150サンプル) が、公的な申し込みは家族全員がそれぞれ行うと回答している。同じことが各種サービスの申し込みに関しても当てはまり、95.6% (382/400サンプル) の世帯では家長の仕事であると答えている。

#### 賃金労働と雇用

NSCE のフィールド調査では、女性回答者の45.0% (90/200サンプル)、男性回答者の85.5% (171/200サンプル) が有給の仕事をもっていた。しかし、女性の賃金労働については地域による格差が大きい。回答者のうち、大都市圏では25.3% (19/75サンプル) の女性が有給の職をもち、ガルビーヤ県では72.0% (36/50サンプル)、ケナ県では48.0% (24/50サンプル)、エルアリーシュ市では44.0% (11/25サンプル) になった。これは「仕事」に関する定義がたいへん広く、最小労働時間を設定せずに、すべての形態のパートタイムの有給職も「仕事」としているからである。実際、有給労働をすると答えた女性90名のうち常勤職と回答したのは3.3% (3/90サンプル) しかない。47.8% (43/90サンプル) がパートタイムで38.9% (35/90サンプル) が一時的な仕事、10.0% (9/90サンプル) が季節労働である。

有給労働をする回答者のうち、女性の61.2% (55/90サンプル) と男性の47.3% (81/171サンプル) は国・州に雇用されている。女性の3.3% (3/90サンプル)、男性の8.2% (14/171サンプル) が起業家であり、女性の2.2% (2/90サンプル)、男性の11.2% (19/171サンプル) が自営業である。

女性労働者の85.5% (77/90サンプル) は働き続けているが、7.8% (7/90サンプル) は出産後一度働くことをやめ、6.7% (6/90サンプル) は子どもが成長した後職場に復帰している。

#### 女性の賃金労働に対する見解

女性の賃金労働に対する考え方は、男女で大きな違いが見られる。女性回答者の11.2% (14/125サンプル)、男性回答者の36.8% (46/125サンプル) が「女性は働くべきでない」と考えている。一方、女性回答者の26.4% (33/125サンプル)、男性回答者の17.6% (22/125サンプル) が「女性が好きなように働くべき」と考えている。カイロ県とアレキサンドリア県の貧困地区および中流階級では、男性の40.0% (母数不明) が女性が働くことを好ましく思っておらず、一方で上流および上中流階級では16.0% (母数不明) にとどまった。女性回答者ではカイロ県マンシエツ・ナセル地区で24.0% (母数不明)、アレキサンドリア県で16.0% (母数不明)、カイロ県マーディ地区とカイロ県ザマレク地区では4.0% (母数不明) が同じ答えをしている。大都市圏以外の地域では、こうした男女間の違いはより顕著となる。地方の町では男性回答者の33.3% (5/15サンプル) が女性は働くべきではないと回答したが、同じように回答した女性は一人もいなかった。農村部では男性の48.6% (17/35サンプル) が「女性は働くべきでない」と答え、同様の回答をした女性はわずかに8.6%であった。一方で女性は家事や育児を犠牲にしてまで働くべきではないという点では男性との合意が見られた。詳細な結果は表1・15のとおり。

調査結果は、女性の賃金労働を受け入れる意見が時代とともに増えていることを示している。40歳以上の15.4%が女性は本人が望むなら働くことができるかと答えているのに対して、26歳以上40歳以下の19.4%と18歳以上25歳以下の27.6%が、同じように答えている。しかし26歳以下の女性の回答者は同じ年代の男性回答者よりも女性が働く権利を保護しようとしな。他の年代では、女性は男性よりも、女性が望めば働くことができるという意見が多かった (表1・16)。

男女双方とも、女性に最もふさわしい職業として教員、看護師、その他の介護の仕事を挙げてい



表1-15 農村部/都市部別による女性の賃金労働に対する見解 (単位: %)

意見	大都市圏			地方都市			農村部			全体		
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
働くべきではない	14.7	32.0	23.3	-	33.3	16.7	8.6	48.6	28.6	11.2	36.8	24.0
子どもが就学年齢の間は働くべきではない	8.0	8.0	8.0	-	-	-	5.7	2.9	4.3	6.4	5.6	6.0
家事を犠牲にしてまで働くべきではない	41.3	44.0	42.7	20.0	-	10.0	25.7	11.4	18.6	34.4	29.6	32.0
収入に窮した場合のみ働くべき	5.3	4.0	4.7	20.0	53.3	36.7	40.0	2.9	21.4	16.8	9.6	13.2
自営で夫と働く場合のみ働くべき	-	-	-	-	-	-	2.9	2.9	2.9	0.8	0.8	0.8
本人が望むのなら働くべき	26.7	12.0	19.3	46.7	13.3	33.3	17.1	31.4	24.3	26.4	17.6	22.0
わからない	4.0	-	2.0	13.3	-	6.7	-	-	-	4.0	-	2.0
合計回答者数 (人)	75	75	150	15	15	30	35	35	70	125	125	250

表1-16 性別・年齢別の女性の賃金労働に対する見解 (単位: %)

意見	18歳以上 25歳以下			26歳以上 40歳以下			41歳以上 60歳以下			全体		
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
働くべきではない	17.8	22.0	19.5	8.3	35.3	23.1	11.6	27.1	19.8	12.5	30.0	21.3
子どもが就学年齢の間は働くべきではない	6.8	10.0	8.1	9.5	2.9	5.9	11.6	6.3	8.8	9.0	5.5	7.3
家事を犠牲にしてまで働くべきではない	37.0	28.0	33.3	42.9	30.4	36.0	34.9	35.4	35.2	39.0	31.0	35.0
収入に窮した場合のみ働くべき	8.2	10.0	8.9	13.1	14.7	14.0	18.6	16.7	17.6	12.5	14.0	13.3
自営で夫と働く場合のみ働くべき	-	-	-	1.2	1.0	1.1	-	-	-	0.5	0.5	0.5
本人が望むのなら働くべき	26.0	30.0	27.6	23.8	15.7	19.4	18.6	14.6	15.4	23.5	19.0	21.3
わからない	4.1	-	2.4	1.2	-	0.5	4.7	-	2.2	3.0	-	1.5
合計回答者数 (人)	73	50	123	84	102	186	43	48	91	200	200	400

る。女性の76.5% (153/200サンプル)、男性の82.0% (164/200サンプル) が女性は教員に向いているとし、女性の74.5% (149/200サンプル)、男性の71.5% (143/200サンプル) が、女性は看護師、幼稚園教諭などの仕事がふさわしいとしている。35.5%の男性 (71/200サンプル)、27.5% (55/200サンプル) の女性が、事務職は女性にふさわしいと回答している。その他の職業に関しては、ジャーナリスト (女性19.0% (38/200サンプル)、男性16.0% (32/200サンプル))、弁護士 (女性16.0% (32/200サンプル)、男性16.5% (33/200サンプル))、

TV司会者 (女性13.5% (27/200サンプル)、男性10.5% (21/200サンプル))、内科医 (女性9.0% (18/200サンプル)、男性10.0% (20/200サンプル))、お店の売り子 (女性10.5% (21/200サンプル)、男性8.0% (16/200サンプル)) となった。一方、運転手、工場労働者、起業家、知事、行政区長、裁判官や政治家などの職については、男女双方から女性にふさわしい仕事とは思われていない。男性の仕事については、男女双方とも男性はあらゆる仕事につくことができるとしていた。

### 女性の賃金労働の影響

フォーカス・グループ・ディスカッションによれば、現在では女性が外に働きに行くこと、そして女性の収入が世帯収入において重要な貢献となっていることは男性からも女性からも広く認識されている。女性の仕事は家事を犠牲にすべきでないことを主張しているものもいる。ほとんどすべての回答者が男性も女性も、女性が仕事をするべきかについての最終決断は夫がすべきであると主張している。しかし夫は女性が仕事をするのを妨げる権利はあるが、女性に仕事をするように仕向ける権利はないとされる。女性の回答者も男性の回答者も女性の仕事に関する決定は、その仕事が適切で尊敬できるかどうか大きく左右されることを主張している。回答者の間では、夜に家に戻ってきたり、他の人の家や人里離れた場所で働いたりという仕事は女性には不適切であると考えられている。オフィスや機関での仕事は明らかに教育を受けた女性に好まれている。若い女性は公共セクターでの女性の仕事が減った結果、民間セクターの不適切な労働状況に追い込まれている。

フォーカス・グループ・ディスカッションで出た意見では、女性の賃金労働は男性と女性にとって異なる意味をもっていた。男性は女性の仕事が家族の社会的、経済的地位を向上させること、女性がスキルを得て、子どもの教育に有益となること、夫への要求が減ることのような機能的な利益の面に注目する。フォーカス・グループ・ディスカッションで女性は、女性が仕事をすることで個人の能力を発展させ、夫に対する地位を向上させるというポジティブな効果に言及している。女性たちはたとえば、次のような表現を用いる。「仕事は女性の自己認識をもたらした」「女性に自信を与えた」。男性の回答者は働く女性は世帯の収入向上に貢献しなければならないと主張するものもいる。一方で女性は、実際に女性の得た収入のほとんどすべては家族のために使っていて、それは自発的なものであると女性の回答者は指摘している。

男性の回答者は女性が仕事をもっていることによって、世帯やコミュニティにおける男性の地位をいつのまにか傷つける可能性を懸念している。同時に、男性は増大する重荷や単独の稼ぎ手や供給者であることは不可能であると感じている。カイロ県ザマレク地区のフォーカス・グループ・ディスカッションにおいて男性は保守的な立場をとり、女性の賃金労働を受け入れることを正当化しよう強制されていると感じていた。それは女性が働くとしてもそれは恥ではないという意味のさまざまな表現に示されている。男性の複雑な感情はカイロ県マンシエト・ナセール地区の特に貧しい都市部の地域で顕著であった。そこではある男性は彼が十分な収入を稼ぎ、妻を重労働から解放することができずにいることを話しながら泣き出した。男性の不安は女性の不安でもある。回答者によれば、夫に仕事がなく日雇いの仕事に依存していたり、妻よりも収入が低い場合には、よりコントロールしようとしたり、忍耐を失ったり、頻繁に暴力的になるという。

### 収入のコントロール

NSCE の調査によれば、女性は現金と財産へのアクセスが少ない。しかし、自分自身の収入に対しては比較的コントロール<sup>14</sup>している。全回答者の3.3%が、夫が妻の収入の使い道を決めると回答している。一方で、夫の9.4%は自分の収入を妻が使用することを許可している。しかし、一方、夫の54.4%が自分の収入を自分でコントロールしているのに対して、妻が自分で自分の収入をコントロールする割合は33.3%である。回答者夫婦のうち、36.3%が夫の収入の使い方を共同で決めているが、妻の収入については63.3%が共同で決めている。これを地域別にみると、ガルビーヤ県とエルアリーシュ市では、大都市県やケナ県と比べて、妻が夫の収入をコントロールしている。しかし都市部においては、自分自身の収入をもつ妻の半数以上である68.4%が自分の収入の使い道を単独で決定している（表1・17）。

調査の結果は、階級によって異なっていた。カ

<sup>14</sup> 質問票調査では収入の「コントロール」についてたとえば次のように質問した。「The husband should decide how to spend his own and his wife's income. (夫が自分と妻の収入をどのように使うか決めなければならない)」（質問文全文は添付資料の質問票の質問番号1004参照）

イロ県マンシエット・ナセール地区では72.7%の男性が自分の収入をコントロールする一方で、妻の収入の使い道を共同で決めている。しかし、カイロ県マンシエット・ナセール地区の4.5%の回答者は妻が夫の収入をコントロールすると答えた。比較的豊かな地区では収入の使い道は共同で決められ、大都市県のアレキサンドリア県中産階級では半分以上の女性と男性は、それぞれ自分の収入の使い道は単独で決めている。中上流階級と上流階級の住む地区では22.2%の男性が自分の収入をコントロールし、アレキサンドリア県の中流階級では54.5%にのぼる。これらの同じ地域で、女性が女性自身の収入をコントロールできる比率はそれぞれ28.6%と57.1%であった。

しかし、そういった収入は女性の生計を充足するものではない。女性回答者の75.0%が主に自分の両親、配偶者または親戚に依存している。17.1%の女性回答者は自分の収入で生活できると答え、5.5%の女性回答者は十分な年金があり、

1.3%が不動産の賃料からの収入だけで生活費をまかなうことができる。ケナ県の女性は親戚の支援から独立しているが、それは35.0%の女性が自分の収入源にアクセスできるからである。都市部では独立した収入源（経済活動、不動産賃料、年金）をもっている女性の割合は24.0%である。詳細は表1-18のとおり。

### (3) ジェンダーと農業

エジプト農業省によれば<sup>15</sup>、エジプトではGDPと総輸出額の約20.0%を農業が占め、総雇用の34.0%が農業に従事している。1980年代に過去の農業政策が大幅に見直され、その後、農業分野は自由化と私有化の推進における国家経済の重要な分野とされている。1990年代に農業省はFAO、IBRD、UNDP、UNEP、WFPなどの国際機関との話し合いにより農業戦略が制定された。それは灌漑の促進と水の管理運営、農業研究、普及トレーニングと販売、輸出の促進、農村部の女性を農

表1-17 収入のコントロール

(単位：%)

地域 だれがコントロールするか	夫の収入			妻の収入		
	夫	妻	共同で	夫	妻	共同で
大都市県	51.5	3.2	45.2	0.0	68.4	31.6
ガルビヤ県	51.1	13.3	35.6	5.6	27.8	66.7
ケナ県	67.4	6.5	26.1	4.2	37.5	58.3
エルアリーシュ市	38.9	27.8	33.3	0.0	45.5	54.5
合計	54.4	9.4	36.3	3.3	33.3	63.3

表1-18 地域別の女性の主要な収入源

主要な収入源・ 生計手段	大都市県		ガルビヤ県		ケナ県		エルアリーシュ市		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
両親・配偶者	124	82.5	71	71.0	65	65.0	40	80.0	300	75.0
経済活動	13	8.7	21	21.0	27	27.0	8	16.0	69	17.1
不動産賃料	1	0.7	3	3.0	1	1.0	-	-	5	1.3
年金	10	6.7	3	3.0	7	7.0	2	4.0	22	5.5
定期的な親戚からの 支援		0.7	2	2.0	-	-	-	-	3	0.8
不定期な親戚からの 支援	1	0.7	-	-	-	-	-	-	1	0.3
合計	150	100.0	100	100.0	100	100.0	50	100.0	400	100.0

<sup>15</sup> 出典：エジプト農業省HP <http://www.agri.gov.eg/develop.htm>

村経済に巻き込むことを支援し、農業協同組合を再構築し強化するという内容であった。エジプトの農業開発における農業経済政策改革プログラムのインパクトはエジプトの農民が農業研究の成果や農業普及トレーニング、技術移転などに反応していることを示した。農業経済政策改革プログラムは農業分野の状況にポジティブなインパクトを

与えているといえる（表1-19）。

エジプトへの調査団が農業省の WID ユニット長に聞き取り調査をしたところ、次のようなことがわかった。

女性は農業生産にかかるすべての作業に従事している。生産物や労働の種類によって、女性が多くなっている仕事と男性が多くなっている仕

表1 - 19 農業政策のインパクト

項目	1982	1999 / 2000
耕作面積	6.2百万フェダン <sup>16</sup>	8.0百万フェダン
作物面積	11.2百万フェダン	14.8百万フェダン
農業生産物の総価値	57億LE <sup>17</sup>	689億LE
農業生産物の収入	41億LE	505億LE
作物生産の価値	35億LE	40億LE
畜産物生産の価値	23億LE	217億LE
穀物生産量	800万t	2,010万t
小麦生産量	200万t	660万t
メイズ生産量	330万t	630万t
米生産量	240万t	600万t
野菜生産量	860万t	1,620万t
果実類生産量	260万t	620万t
砂糖生産量	64.9万t	140万t

出典：農業省HPより作成



写真1 - 1 ナイルデルタ灌漑水路

<sup>16</sup> 1 フェダン (feddan) は1,038エーカーに相当。

<sup>17</sup> ポンドはエジプト・ポンド (LE)。1 エジプト・ポンドは0.17米ドル (約18円) に相当 (2005年 3 月18日時点の交換レート)。

事、という違いはある。特に女性は収穫期と収穫後の時期の仕事の多くを行っている。しかし、近年、男性、特に土地なし農民は賃金収入を求めて都会に出てきており、女性が村に残って農作業を行うケースが増えている。その場合、女性はすべての農作業を自分で行わなくてはならない。女性には新しい技術に関して訓練が必要であるが、識字率が低いという問題がある。そこで農業学校では女性の普及員の育成につとめ、女性が訓練を受けやすいような環境づくりを支援している。

エジプトでは10年ほど前まで政府がすべての農業生産物を統制していた。しかし、この10年は規制を緩めたため、農家は換金できる作物を多く栽培するようになった。しかし、需要と供給のバランスがとれないため、稲や小麦などを栽培しても思ったように現金収入に結びつかない、という問題が発生した。そこで、現在は需要と供給のバランスをとるため、緩やかな政府の規制が始まるうとしている。

エジプトの農民が所有する農地面積は平均3フェダンで、これでは十分な収穫が期待できないため、村のなかに共同体をつくり、土地の利用方法や作物の栽培について検討するようになってきている。

女性の土地所有者は全体の5.0%である。これは、登記の名前が女性になっているものを指す。女性の土地所有権のあり方は土地によって異なる。女性は男性の半分の遺産を受け取ることができるが、土地については、男兄弟が女性から現金で買い受けたり、もしくは管理者として実質的に土地を所有することが多い。男兄弟がそうしなくても、夫がそのようにすることがある。女性の土地使用に関する権限は弱いといえる。

農業協同組合はほとんど男性からなり、女性は意見を言うことができない場合が多い。組合で決めたことについて女性は知らされず、女性の土地に関係することであっても、男性や男の親戚が土地の利用について女性の許可なく決めることもありうる。

農村で小作として働いても収入はたいへん低いため、スキルのある男性は都会での仕事を探す。

女性は村に残る。このような女性のスキル・アップが課題となっている。

FAO<sup>18</sup>によれば、エジプトでは農村部の大多数の女性が農業に従事しており、施肥、除草、収穫、袋詰め、販売、保管という仕事に携わっている。また女性が農業に従事している時間の70.0%は家畜の世話に費やされている。これらの仕事におけるジェンダー別の活動に関しては、主に男性が耕起、定植、除草、かん水、病虫害防除に従事する。女性は種の準備、施肥、収穫にある程度従事し、販売と保管に主に従事している。また食品加工は女性の重要な仕事である。家畜の世話に関しては、男性は主に水牛、ロバ、牛と羊の世話をし、女性は乳搾り、ミルクの加工と販売、畜産物の販売をになっている。漁業に関しては、漁獲、餌付け、販売は男性の活動であり、女性は魚の加工と魚取り網の製作の約52.0%、魚取り網の維持と修理の42.0%をになう。CAPMASの1993年の調査をもとにFAOは女性が農業にかかる意思決定にどのように参加しているか調べている。その結果、灌漑地域の農村部の女性は世帯レベルでの意思決定にほとんどかかわっていなかったことがわかった。また種や家畜、土地の売買、除草剤や農業機械の使用、どんな作物を育てどこで販売するかなどはすべて男性が決めていた。

#### (4) ジェンダーと貧困

UNDP『人間開発報告書』(2004年)によれば1日1ドルの生活を送る人々は3.1%、1日2ドルの生活を送る人は43.9%である(表1・20、1・21)。

CAPMASが全国規模で行った「世帯の収入、支出、消費に関する調査」(2000年)のデータをもとにカイロ大学経済学部の統計学教授 Heba El-laihy (2001年)がジェンダー別の貧困分析を行っている。これによれば男女別貧困人口(注:都市部、農村部の物価指数から、1人あたりに必要な1日分のカロリー摂取量(2,200カロリー、FAO/WHO標準)に求められる費用を割り出し、1人1日当たりの支出がその額を下回る場合を「貧困層」と定義している)の割合は都市部全国平均で

<sup>18</sup> 出典: FAO HP <http://www.fao.org/docrep/V9104E/v9104e01.htm>

表1 - 20 貧困ラインの生活

(単位：%)

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
1日1ドル	3.1	< 2.0	n.a.	< 2.0	n.a.	n.a.
1日2ドル	43.9	7.4	n.a.	14.3	n.a.	n.a.

出典：UNDP 『人間開発報告書』(2004年)

表1 - 21 エジプトの貧困人口の推移(過去10年間)

(単位：%)

調査年	1992	1997	2002
1日1ドル	23.0	7.6	3.1

出典：UNDP 『人間開発報告書』(1994年、1999年、2004年)

男性18.20%に対し女性18.69%、農村部全国平均で男性20.98%に対し女性21.85%となっている。詳細は図1-4、1-5のとおり。地域別では、カイロやアレキサンドリアといった大都市県においては女性9.24%に対し男性8.78%、下エジプト都市部で女性18.32%に対し男性17.55%、下エジプト農村部で女性の11.72%に対し男性10.83%、上エジプト都市部で女性35.70%に対し男性35.97%、農村部で女性35.06%に対し男性34.32%、境界区都市部で女性10.97%対し男性9.86%に、同地域農村部で女性11.89%に対し男性は10.60%となっている。

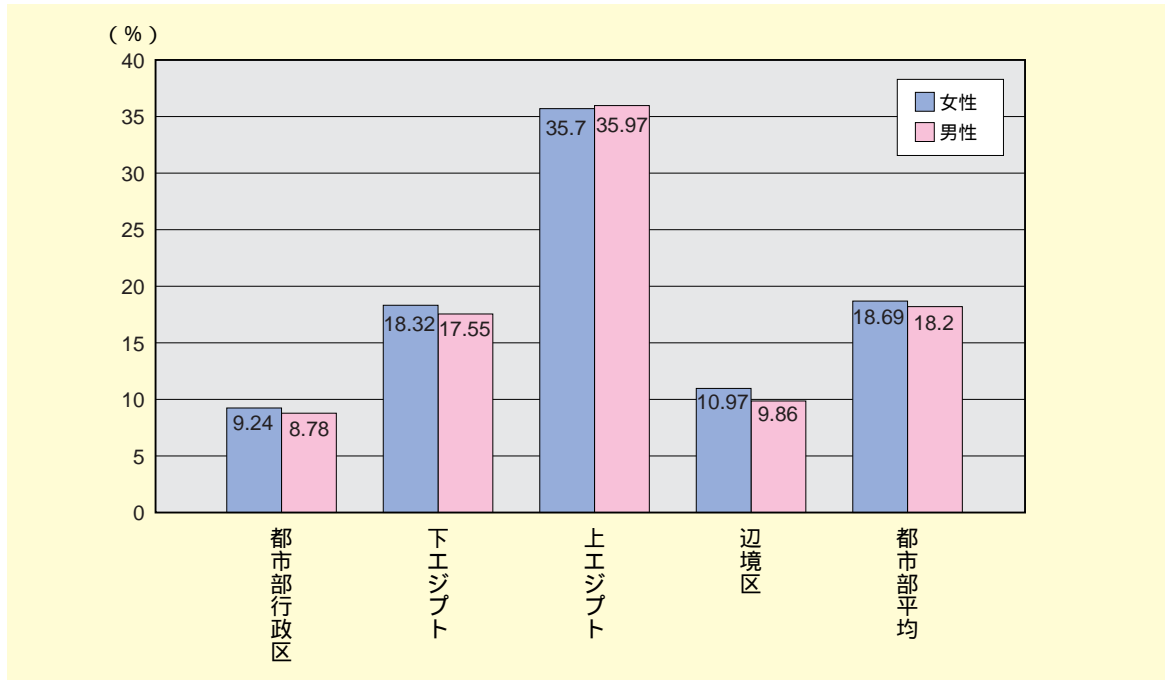
エジプトにおける女性世帯主家庭の数はその定義によって大きく異なる。先述のCAPMAS調査では、男性世帯主家庭(Male-Headed Household、以下MHH)と女性世帯主家庭(Female-Headed Household、以下FHH)の統計データも収集しているが、ここでの定義は、主たる男性の稼ぎ手と同居していない寡婦や離婚した女性を世帯主とする家庭がFHHとされる。FHHとMHHの比率、ならびにそれぞれの全体数に占める貧困世帯の割合(カッコ内、「貧困層」の定義は上記と同様)は、都市部全国平均でFHH 15.47%(17.00%)に対しMHH 84.53%(18.63%)、農村部全国平均でFHH 14.64%(19.81%)に対しMHH 85.36%(21.58%)となっている。地域別では、大都市県においてはFHH 16.05%(10.05%)に対しMHH 83.95%(8.8%)、下エジプト都市部でFHH 15.76%(17.39%)に対しMHH 84.24%(18.00%)、同地域農村部でFHH 14.07%(10.38%)に対しMHH 85.93%(11.35%)、上エジプト都市部で

FHH 14.30%(31.00%)に対しMHH 85.70%(36.91%)、同地域農村部でFHH 15.60%(29.74%)に対しMHH 84.40%(35.29%)、境界区都市部でFHH 10.02%(13.00%)に対しMHH 89.98%(10.25%)、同地域農村部でFHH 10.04%(17.86%)に対しMHH 89.86%(10.66%)となっている。この統計データを見る限りではFHHが自動的にMHHより貧困であるといえることはできない。その理由として、Heba El-laithyは、FHHは家族が小さく1人あたりの収入と支出が高いためと分析している。しかし、NSCEの報告によれば、FHHが貧困に陥りやすいという推測も多くなされている。これまでの経済研究によって構造調整政策が女性に負の影響を及ぼしたことが指摘されている。たとえば、大きな公共組織の民営化の結果、男性より多くの女性が解雇され、食料や生活用品にかかる補助金のカットによって多くの女性の生活に影響があったとしている。都会の貧しい家庭は賃金と現金収入によって必要な食料と生活用品を購入する必要があるため、特にこうした経済上の変化に対して脆弱であると考えられている。このような状況下で、労働市場に参加するFHHは都会において33.0%、農村部では37.0%であり、多くのFHHは街頭の物売りで生計を立てている。また、残りの45.9%の都会のFHHと40.6%の農村部のFHHは親戚や年金、福祉政策プログラムやNGOなどから支援を得ているという現状がある。

(5) 考察

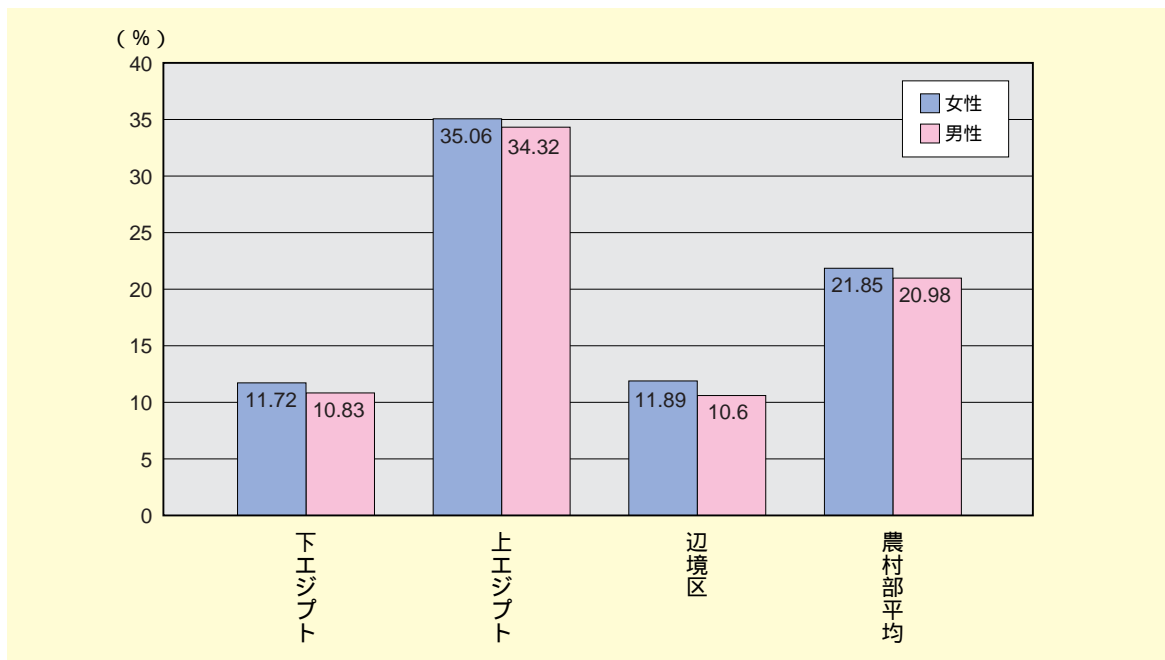
1-2-3では経済にかかわる事項をジェンダー視点から概観した。1-2-2で明らかになったように、

図1-4 ジェンダー別の貧困発生率（各地域の都市部）



出典：Heba El-laithy 『ジェンダーの側面から見たエジプトの貧困』（2001年）

図1-5 ジェンダー別の貧困発生率（各地域の農村部）



出典：Heba El-laithy 『ジェンダーの側面から見たエジプトの貧困』（2001年）

エジプトでは男性の役割が世帯主で世帯内の最終的な意思決定者、世帯の成員を養う供給者であり保護者、一方で女性は子どもの養育、家族の世話をになうというジェンダー役割が認識されている。このジェンダー役割を反映して家事や育児、

自家消費用食糧生産という再生産活動の多くを女性がになっている。社会経済状況の変化により、男性だけの収入では家族を養うことがむずかしく、より多くの女性が賃金労働に従事するようになった。女性は再生産活動に加えて賃金労働にも

従事し、その収入が世帯の収入に大きく貢献している。男性も女性も、女性の収入が世帯収入に貢献していることを認識しているものの、男性が家族を養う責任があるというジェンダー役割から、女性の賃金労働に関して男性の複雑な感情が確認された。

#### 1-2-4 ジェンダーと教育

##### (1) 教育指標

UNDPの『人間開発報告書』(2004年)によれば、エジプトの成人識字率(15歳以上)は68.6%で、女性の識字率は43.6%である。また初等教育

の女性の純就学率<sup>19</sup>は88.0%で、男性に対する女性の割合は0.96である。中等教育の女性の純就学率は73.2%で、男性に対する女性の割合は0.95である。15歳から24歳の若年層識字率は79.0%で、女性の若年層識字率は66.9%である。これを周辺諸国と比較すると、エジプトの女性の教育関連指標は低いことがわかる。また、1992年から2002年までの10年間の推移をみると、識字率に改善がみられるものの、教育のジェンダー格差は残っている(表1-22、1-23)。

##### (2) エジプトの教育政策

エジプトにおける「第5次社会・経済5カ年開

表1-22 教育におけるジェンダー格差

(単位: %)

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
成人識字率 (15歳以上)	68.6	90.9	77.9	50.7	82.9	59.9
女性識字率 (15歳以上)	43.6	85.9	69.5	38.3	74.2	49.1
初等教育の女性の 純就学率 / 男性に対する割合	88.0 0.96	92.0 1.01	57.0 0.92	85.0 0.93	96.0 0.95	42.0 0.83
中等教育の女性の 純就学率 / 男性に対する割合	79.0 0.95	81.0 1.03	51.0 0.93	28.0 0.83	37.0 0.91	n.a. n.a.
若年層識字率 (15歳~24歳)	73.2	99.4	93.5	69.5	95.2	79.1
女性若年層識字率 (15歳~24歳)	66.9	99.5	91.6	61.3	93.0	74.2

出典: UNDP『人間開発報告書』(2004年)

表1-23 エジプトの教育におけるジェンダー格差の推移(過去10年間)

(単位: %)

調査年	1992	1997	2002
成人識字率 (15歳以上)	50.0	52.7	68.6
女性識字率 (15歳以上)	35.0	40.5	43.6
初等教育の女性の純就学率 / 男性に対する割合	n.a. n.a.	90.6 0.91	88.0 0.96
中等教育の女性の純就学率 / 男性に対する割合	73.0 0.82	70.1 0.88	79.0 0.95

出典: UNDP『人間開発報告書』(1994年、1999年、2004年)

<sup>19</sup> 就学率は総就学率(Gross Enrollment Ratio)と純就学率(Net Enrollment Ratio)がある。総就学率が学齢相当人口の総数に対する年齢を問わないすべての就学者数の割合によって表されるのに対し、純就学率は学齢相当人口の総数に対する本来対象とされる年齢の就学者数の割合によって表される。(出典: 国際開発ジャーナル社『国際協力用語集』2004年)



発計画」によれば、教育分野における目標は主に7つある。

それぞれの教育レベルにおける就学率を上げる。

グローバル化、情報技術による革新や科学の発展によって課せられた多くの挑戦を満たすために、教育の質を向上させる。

教育サービスを受ける人々の間での格差や地域間格差を縮小し、また遠隔地や恵まれない地域において適切なサービスを提供できるようにすることにより、教育機会を平等に与える。

教育サービスを提供するために、コミュニティや民間セクターの参画を助長する。

教育の民主化を保障するために（たとえば、思想、表現や参加の自由）市民社会による団体の役割を活性化させる。

非識字の根源となるものを取り除くとともに、識字プログラムを支援する。

生産性を向上させるために、社会の知識や技術を高める。

上記の目標にそって、6つの開発プログラムを設けている。

識字プログラム

学校建設のための国家プログラム

教育の質の向上をはかるプログラム

教師を対象とした研修プログラムと教師の技術と資格を格上げするプログラム

職業訓練開発プログラム

大学を含む高等教育開発プログラム

(3) 一国レベルにおけるジェンダー格差

一国レベルの統計においては、男女それぞれの識字率が上昇し、そのジェンダー格差も縮小してきている。UNDPの『人間開発報告書』2004年度版と1997年度版のデータを比較してみると、15歳以上の成人識字率を男女別にみた場合、1994年から2002年の間に女性は8.9%、男性は4.6%識字率があがっており、女性の伸び率が男性よりも大きい。また、そのジェンダー格差も8年間で、2.3%縮小されている。ただ、依然として女性の識字率は、男性よりも低い。またエジプト人女性の過半数は、いまだに非識字者である(表1-24)。

識字率と同様に、就学率の視点から初、中、高等教育総就学率を男女別にみると、1994年から2002年の間に女性は9.0%、男性は5.0%上昇している。その上昇率は、女性のほうが男性よりも顕著である。そのジェンダー格差も4.0%縮小されている。マクロ・レベルにおいては、男女共に教育分野における改善が行われ、女子教育に力を入れてきたことから、ジェンダー格差は縮小傾向にある(表1-25)。

教育レベルを初等、中等、高等教育レベルに細分化して男女別でみると、各々のレベルにおいて

表1-24 エジプトにおける15歳以上の成人識字率の男女別データとそのジェンダー格差、および男女別の識字率の変化 (単位: %)

UNDP人間開発報告書(年度版)	女性	男性	ジェンダー格差
(1) 1997年度版(1994年のデータ)	36.7	62.6	25.9
(2) 2004年度版(2002年のデータ)	43.6	67.2	23.6
(2) - (1) 識字率の変化	8.9	4.6	-2.3

出典: UNDP『人間開発報告書』(1997年度版、2004年度版)

表1-25 エジプトにおける初、中、高等教育総就学率の男女別データとそのジェンダー格差、および男女別の就学率の年度格差 (単位: %)

UNDP人間開発報告書(年度版)	女性	男性	ジェンダー格差
(1) 1997年度版(1994年のデータ)	63.0	75.0	12.0
(2) 2004年度版(2002年のデータ)	72.0	80.0	8.0
(2) - (1) 就学率の変化	9.0	5.0	-4.0

出典: UNDP『人間開発報告書』(1997年度版、2004年度版)

男女格差があることに加え、教育レベルが上がるにつれ、男子よりも女子の教育の就学率は低い（表1-26）。

初等、中等教育レベルにおける男女別のドロップ・アウト率については、女性のほうが男性よりもその率は高く、教育レベルが上がるにつれて、その率も大きくなっている（表1-27）。

（4）地域格差

エジプトは、ジェンダー格差に、地域的な視点を加えると、あらたな状況も現れてくる。首都であるカイロや主要都市であるアレキサンドリアのような都市部県と地方県においては、識字率などに格差がみられる（表1-28）。

表1-29は、男性に対する女性の識字率および就

表1-26 男女別教育レベルによる男女の就学率

（単位：％）

教育レベル	初等教育	中等教育	高等教育
対象年の純就学率	1995～1999	1995～1997	1995～1997
女兒・女性	89.0	70.0	16.0
男兒・男性	94.0	80.0	24.0

出典：JICA企画・評価部『国別WID情報整備調査エジプト Egypt: Country WID Profile』（平成14年11月）

表1-27 1998/1999年における男女別のドロップ・アウト率

（単位：％）

教育レベル	初等教育	中等教育
女兒・女性	1.21	3.73
男兒・男性	0.70	2.65

出典：UN『CEDAW Report on Egypt』（2000年）

表1-28 県別による識字率、就学率

（単位：％）

地域	大都市圏		下エジプト	上エジプト	辺境地域
	カイロ	アレキサンドリア	ガルビーヤ	ケナ	北シナイ
成人識字率 （15歳以上） （2002）	85.8	84.2	73.5	52.9	70.2
女性の識字率 （15歳以上） （2002）	70.8	69.5	60.7	43.7	59.2
初等、中等教育 総就学率 （2001/2002）	98.1	99.8	94.8	91.3	76.6
女兒・女性の初等、 中等教育総就学率 （2001/2002）	98.6	99.5	94.3	81.3	72.5
初、中、高等教育 総就学率 （2001/2002）	98.1	99.8	94.8	91.3	76.6
中等あるいは 高等教育就学率 （15歳以上）（2001）	43.5	36.4	31.9	19.1	29.8
女性の中等あるいは 高等教育就学率 （15歳以上）（2001）	38.9	33.2	26.7	9.6	22.0

出典：UNDP『エジプト人間開発報告書』（2004年度版）

表1-29 男性に対する女性の識字率、就学率

(単位：%)

地域 県	都市部圏		下エジプト	上エジプト	辺境地域
	カイロ	アレキサンドリア	ガルビーヤ	ケナ	北シナイ
初等教育 (2001 / 2002)	104.1	105.4	104.1	96.7	110.5
中等教育 (2001 / 2002)	100.6	100.8	99.2	74.7	88.3
高等(高校) (2001 / 2002)	108.8	107.1	104.8	58.4	74.2

出典：UNDP 『エジプト人間開発報告書』(2004年度版)

学率を地域別にみたものである。

エジプトは、ナイル川にそって発展してきた歴史をもつことから、各県内において、県庁である都市部とその他の農村地域における県内の地域間格差も生じてくる。

#### (5) 職業・技術訓練、高等教育

NCWが率先しているジェンダー国家開発計画(2002年～2007年)において、職業訓練や技術向上のためのプログラムは、女性の経済的なエンパワーメントのための活動の1つとして示されている。そのプログラムに関する5ヵ年計画の予算額は10万米ドルであり、NCWはSFD(Social Fund for Development)、民間セクターおよびNGOsをパートナーとして取り組んでいる。主な4つの活動は、女性がコミュニケーションや情報技術にアクセスでき、その技術を習得すること、市場の需要を熟知する生産者や輸出業者との会合を開催すること、女性が伝統的に行ってきた職業ではなく、市場の需要にあった職業に関する研修プログラム策定すること、技術を向上し、品質管理が行える研修プログラムを実施することである。

職業訓練と女性の高学歴化を関連させた場合、政府の教育政策においては、初等教育の一般化より、高等教育の拡充を重視しているため、高等教育で学ぶ女子学生は増えてきている。しかしながら、政府の高等教育の拡充や教育および雇用政策により、比較的裕福で、高等教育を受けた女性たちは雇用機会をめぐり、就職がむずかしい状況になっている。

高等教育を受けた女性の人材が余剰傾向となる

なか、NCWはUSAIDの協力支援を得て、女性ビジネス開発センター(Women Business Development Centre: WBDC)を開設した。このセンターの目的は、高等学校を卒業した若い女性を対象に、今日的な労働市場の需要にあった技術を習得する研修などを提供することである。その他の活動として、小企業を起こし、運営していくためにカウンセリングを行うこと、小企業やマーケット技術などに関する有益な情報等を提供すること、

小企業を起こすために必要な書類の作成を支援することなどである。さらに、NCWは、若い女性たちと民間セクターやビジネス業界の人たちをつなぐリソース・センターとしても活動している。(NCW HP)

#### (6) 教育に関するジェンダー意識

##### 教育レベルの現状

NSCEのフィールド調査によれば、都市部においては、女性回答者に比べ男性回答者に非識字者が多い。また、総じて男性よりも女性のほうが中等教育までを終えている割合が高かったが、それ以上の高等教育を受ける機会も男性よりも少ないことがわかった。例外は、カイロ県のマンシエツト・ナセル地区と辺境区のエルアリーシュ市であり、これらの地域では男女同じくらいであった。非識字の割合が最も高いのはエルアリーシュ市で女性で20.0%(5/25サンプル)、男性で8.0%(2/25サンプル)であった(図1-6、1-7)。

##### 子ども・女兒教育についての意見

NSCEのフィールド調査では、大都市県においては、女性の96.3%、男性の89.3%、ケナ県にお

図1 - 6 都市部回答者の教育レベル

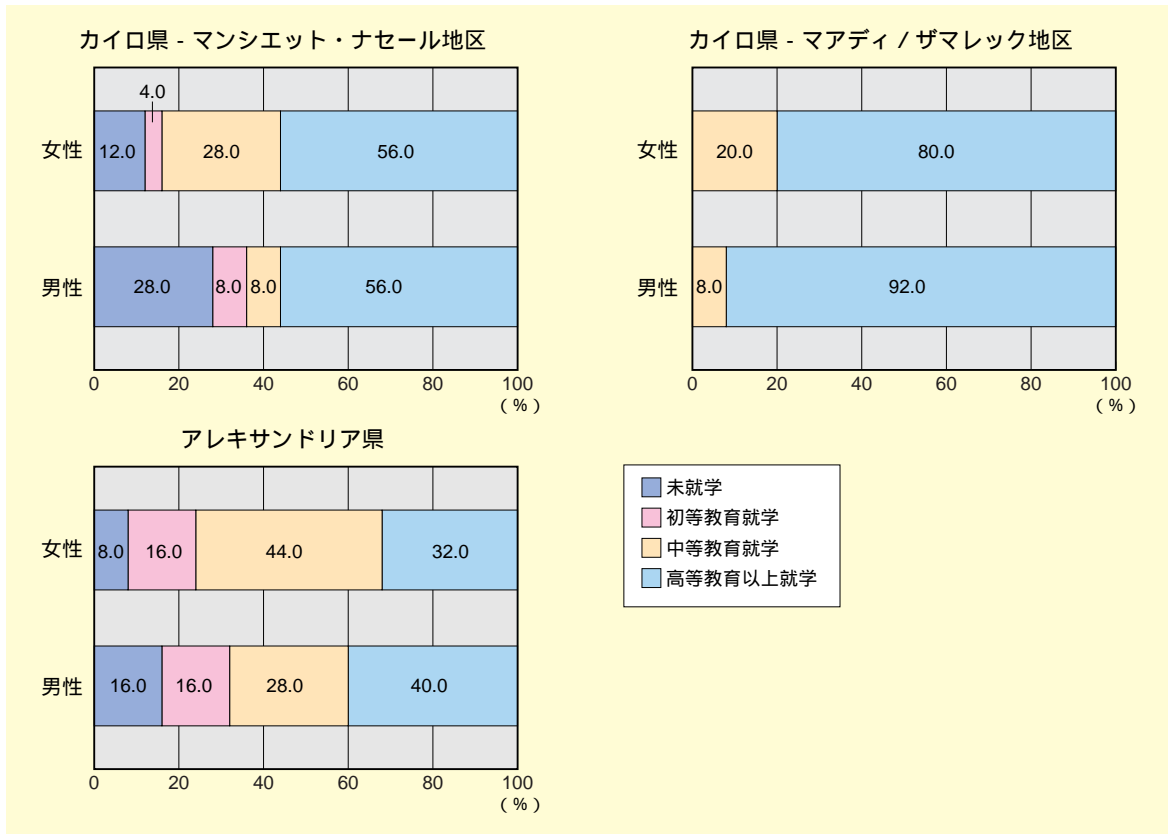
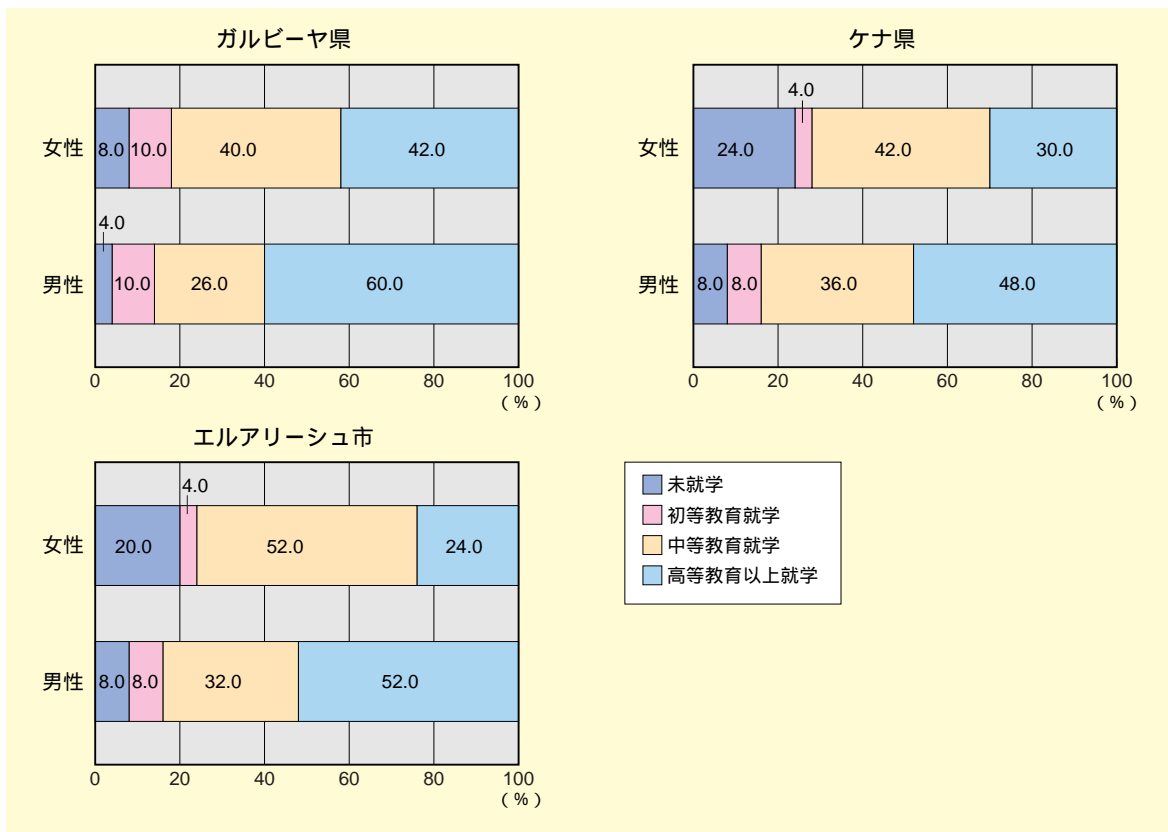


図1 - 7 他地域の回答者の教育レベル



いては女性の96.0%、男性の86.0%が教育への平等な権利を支持した。ガルビーヤ県においては男女ともに84.0%、エルアリーシュ市では男女ともに92.0%が女子への平等な教育を支持した（表1-30）

コプト教徒の86.9%、イスラーム教徒の90.6%が平等な教育の権利に賛成したが、コプト教徒の18.0%、イスラーム教徒の10.0%が、経済的余裕がない場合は男児が特別扱いされなければならないと考えていた。

回答者の74.8%が、長女には中等教育後も教育を続けさせたいと考えていた。一方で、回答者の81.0%が長男についても同様のことを期待していた。子どもの教育機会を増やすために必要なことは、現在の社会経済的地位を改善するか少なくとも維持するということが、男女双方の回答者から最も多く挙げられた理由であり（女性 43.2%、男性 57.3%）、子どもの個人的願望が次に続く（女性 27.7%、男性 21.4%）。学校に通う年齢の子どもがいるすべての回答者の世帯のうち75.0%が、子どもの教育に関することは、両親と一緒に決定し、回答者の17.4%は父親だけで決定し、7.1%は母親だけで決定するとした。

フォーカス・グループ・ディスカッションでは、女性の回答者も男性の回答者も一様に教育は女兒にとっても男児にとっても必要不可欠なもので、特に現在では技術革新や現代的な生活のために教育が必要であることに賛成した。読み書きの

できない女性と男性は教育の実用的な側面の重要性を指摘した。それはたとえば、移動したり、薬の処方箋を読んだり、書類を記入したりということである。4つのフォーカス・グループ・ディスカッションでは女兒を教育するほうがより重要で、それは「男はどんな仕事でもできるが、女の子は適切な仕事を見つけるために高等教育の卒業証書が必要である」ためと主張した。

女兒教育は危機をやりくりするための安全保障の要素があり、経済状況が悪化しているという視点からたいへん重要であると考えられた。それは女兒の置かれている状況が母親の世代よりもさらに脆弱になっているということである。カイロ県マンシエツ・ナセール地区とエルアリーシュ市の男性のなかには女性の教育、特に基礎教育以上の教育に対しては、学校が家から近く、男女別学である場合のみ賛成と答えたものがいた。

男性は女兒教育の機能的な面に注目しているが、一方で女性は女性の個人としての発展というポジティブな側面を重視している。しかし回答者は男性女性にかかわらず、教育は「女性の心を開く」「女性のパーソナリティを強くする」「女性が正しい決断をできるようにする」「人生における経験を増し、女性に独立を与える」と賞賛している。男性は、教育のある女性はお金を節約でき夫の経済的負担を軽くし、教育を受けた女兒は容易に適した夫を探すことができることを付け加えた。

表1-30 性・地域別にみた子どもの教育についての意見

（単位：％）

意見	大都市県			ガルビーヤ県			ケナ県			エルアリーシュ市		
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
女兒・男児ともに同様の教育の権利がある	96.0	89.3	92.7	84.0	84.0	84.0	96.0	86.0	91.0	92.0	92.0	92.0
経済的余裕がない場合は男児を優先	4.0	4.0	4.0	6.0	14.0	10.0	22.0	26.0	24.0	16.0	8.0	12.0
妻は夫より高い教育を受けているべきではない	0.0	1.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	2.0
夫をサポートするために女兒にはよい教育が必要	1.3	4.0	2.7	12.0	8.0	10.0	8.0	2.0	5.0	16.0	8.0	12.0
女兒は学校で子どもを助けるために教育を受けるべきである	2.7	0.0	1.3	8.0	2.0	5.0	14.0	2.0	8.0	16.0	4.0	10.0
わからない	0.0	4.0	2.0	2.0	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
人数 (人)	75	75	150	50	50	100	50	50	100	25	25	50

女性も男性も、女性が夫よりも教育を受けている場合は、婚姻に関するさまざまな争いが起こると認識し、男性は劣等感をもち、常に妻が自分を尊敬しなくなることや自分に意見を押し付けようとすることに不安を抱くだろうと回答者は思っている。妻が高等教育を受けているかどうかは、男性が高収入や強いパーソナリティで不十分な教育を埋め合わせていけば大した問題ではない。または夫が妻の愛情と理解を確保していればとるにたらない。結婚における愛情という考えは比較的新しく、伝統による必要条件とは考えられていない。しかし感情的で精神的な緊密さは、結婚生活における危機に際して結婚を維持するための重要な要素であると回答者は述べた。

(7) 考察

1・2・4ではジェンダーと教育の状況を概観した。女性の識字率は上昇しているが、いまだに成人女性の過半数は非識字者であり、識字率のジェンダ

ー格差は23.6%とたいへん高い。

人々の意識をみると、女子に男子同様の教育が必要であることを支持する意見が多いことがわかる。その理由として挙げられた現代的な生活のために教育が必要という意見から、人々の意識が社会経済状況の変化に影響を受けていることがうかがえる。一方で、学校が家から近いことや男女別学であることを女子教育の条件とする意見や、経済的余裕がない場合に男児を優先するという意見、夫より妻が高学歴の場合に問題が起こるといった認識があることがわかった。このような認識は1・1・3で概観したようにイスラームにおいて女性の外出に規定があり、女性と男性が一緒にいることや女性が親族以外の男性から見られることを避けること、1・2・2で明らかになったように、男性が世帯の家長として家族を養い保護する役割をもつというジェンダー役割に関係しているといえるだろう。



写真1 - 2 シナイ半島 村の少女

## 1-2-5 ジェンダーとコミュニケーション

## (1) コミュニケーション技術の利用に関する指標

UNDP 『人間開発報告書』(2004年)によれば、エジプトの電話主要回線は1,000人あたり110、携帯電話登録者数は1,000人あたり67、インターネット利用者は1,000人あたり28.2である。またテレビの台数は1,000人あたり127台である(UNDP 『人間開発報告書』2000年)。周辺諸国と比較すると、電話主要回線の利用があり、携帯電話の登録者数は低い(表1-31)。

## (2) コミュニケーションに関するジェンダー意識

## マスメディア・コミュニケーション技術の利用

NSCE のフィールド調査によれば、回答者のほぼ100%は、テレビが家にあるか、近所の人や親戚が有するテレビに定期的にアクセスできる。また回答者の58.0%が家庭で衛星放送テレビを受信できたり、外出先で定期的に衛星放送を見たりしていた。回答者の3分の1はインターネットにアクセスでき、42.0%が定期的に新聞を読んでいる。

31歳未満の女性の44.1%、30歳以上の女性の39.3%が彼女たちの情報の大部分を両親や親戚から得ており、そのなかでも特に母親や女性の親戚から得ている。男性の回答者で情報を両親や親戚から得ているのは31歳未満で31.2%、30歳以上で28.3%である。テレビ、ラジオ、同年代の人々、友人は宗教機関と同じように男女双方にとって重要である。若い女性にとって、同年代の人々が最も重要な情報源であるとする人の割合は14.0%である。この割合は年齢が高くなると低くなる(図1-8)。

## 社会問題への関心

すべての年齢層における男女回答者は環境問題を最も大きな問題と位置づけた。すべての年齢層において性別に関係なく、最も高い関心があったのは、水質汚染、大気汚染、農業における過剰な化学肥料の使用、ゴミによる公的空間の汚染であった(図1-9)。

またすべての男女・年齢層が失業と物価上昇を優先すべきものとして認識し、続いて貧困、家族崩壊の順であった。戦争とテロリズムは最も高くランクづけされた5つの問題のうち最後にされ、このことは、回答者は個人の生活に直接的なインパクトを及ぼす問題に最も関心を寄せていることを示している(図1-10)。

## 女性が直面する問題

回答者の間で、今日エジプト女性が直面する最も重大な問題に対する認識において大きな意見の相違はなかった。すべての男女・年齢層において、優先されるべき問題の最初の4つで意見が一致していた。すなわち、適切な結婚相手を見つけること、高額な結婚費用、個人的大望を実現できないこと、配偶者の期待に応えることができないことである。女性が個人的大望を実現することに関連した問題により比重をおく傾向がある一方で、男性は、夫の期待に応えることのむずかしさが、女性自身がそう考えるより、女性にとっての大きな問題だと考えていた(図1-11)。

エジプト男性の問題で最も優先すべき5つの問題については、男女ともランクづけで大きな違いはなく、意見は一致していた。男性の問題で優先

表1-31 コミュニケーション技術の利用

(単位:人)

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
電話主要回線 (1,000人)	110	127	151	38	123	21
携帯電話登録 者数(1,000人)	67	229	228	209	23	6
インターネット 利用者数 (1,000人)	28.2	57.7	64.6	23.6	12.9	2.6
インターネット 利用者数 (1,000人)	127	52	316	160	68	n.a.

出典: UNDP 『人間開発報告書』(2004年、2002年)

図1 - 8 最も重要な情報源

(単位：%)

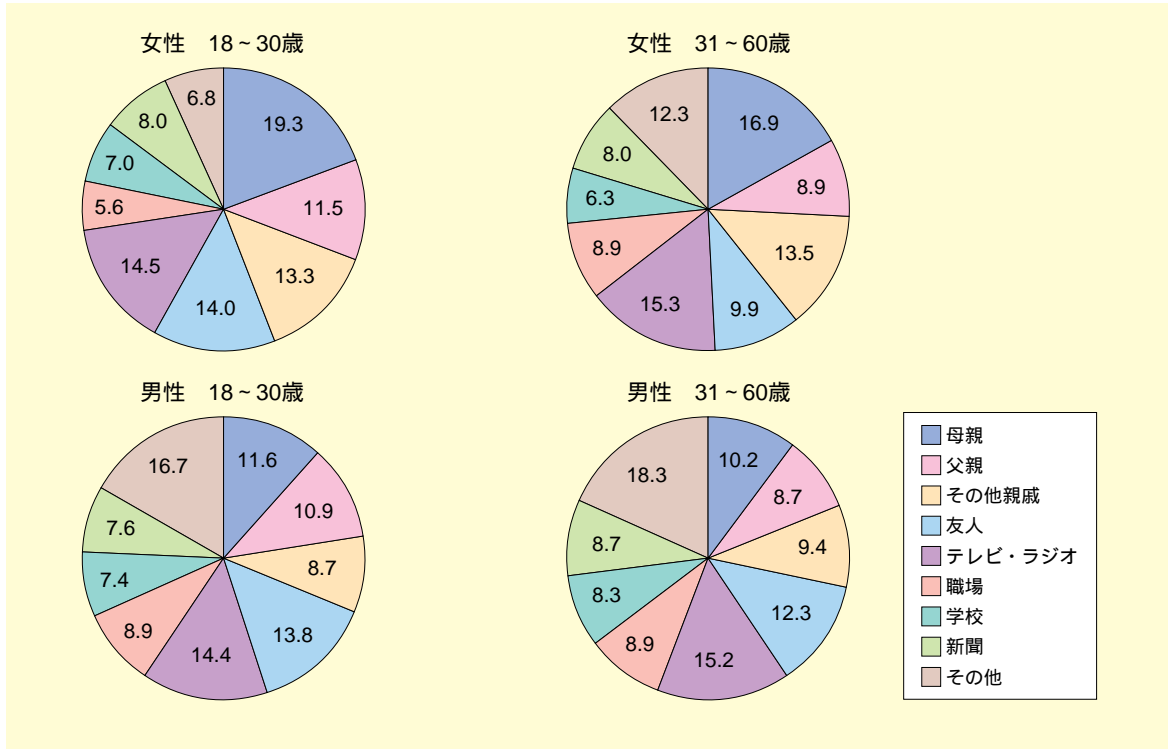


図1 - 9 最も重大な環境問題に対する認識

(単位：%)

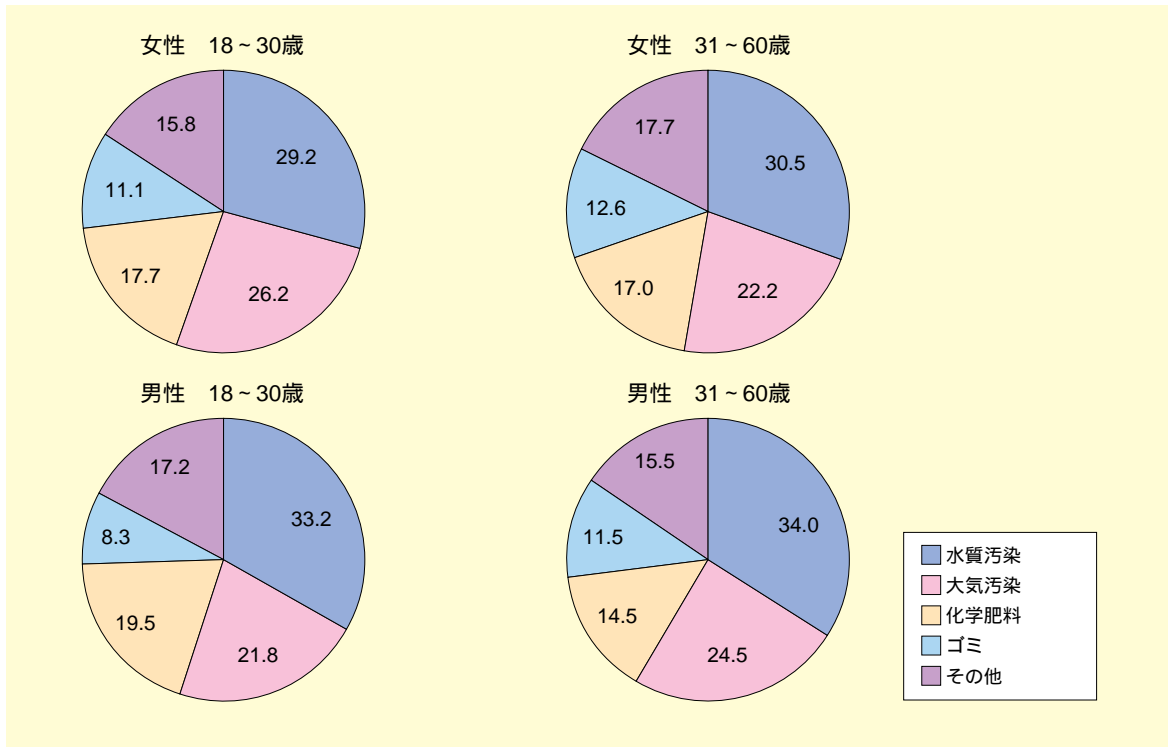




図1-10 最も重大な社会政治的問題に対する認識

(単位：%)

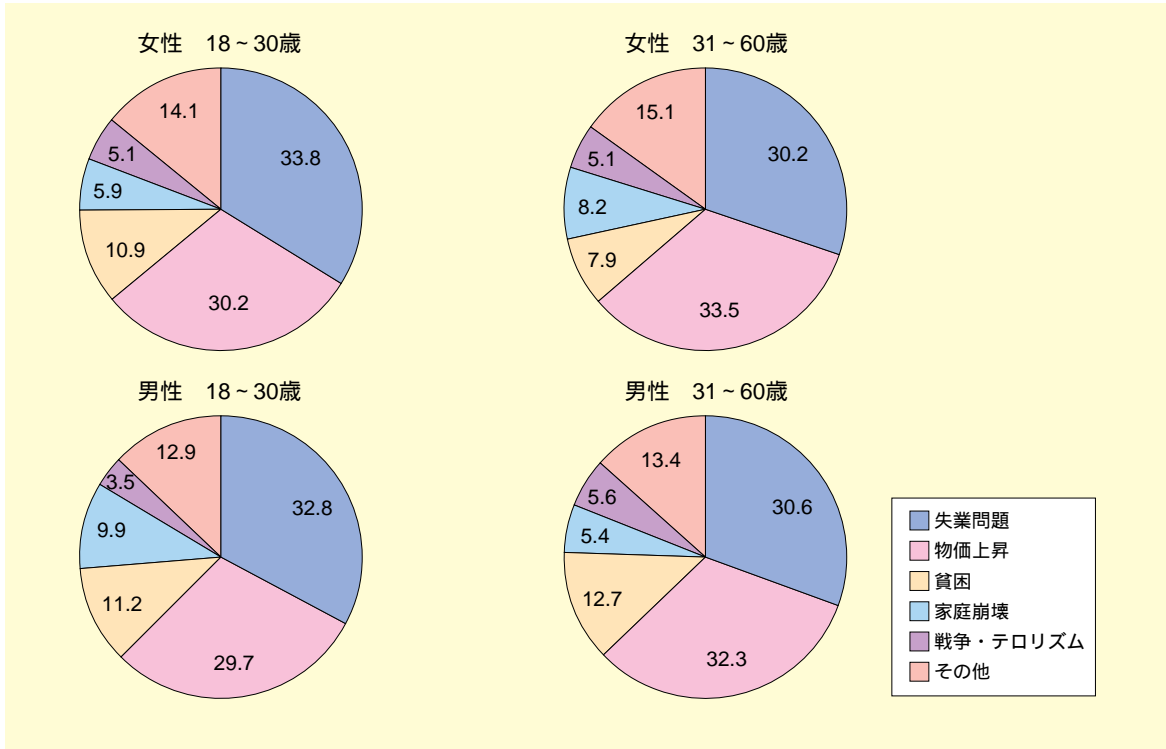


図1-11 今日エジプト女性が直面する最も重大な問題に対する認識

(単位：%)

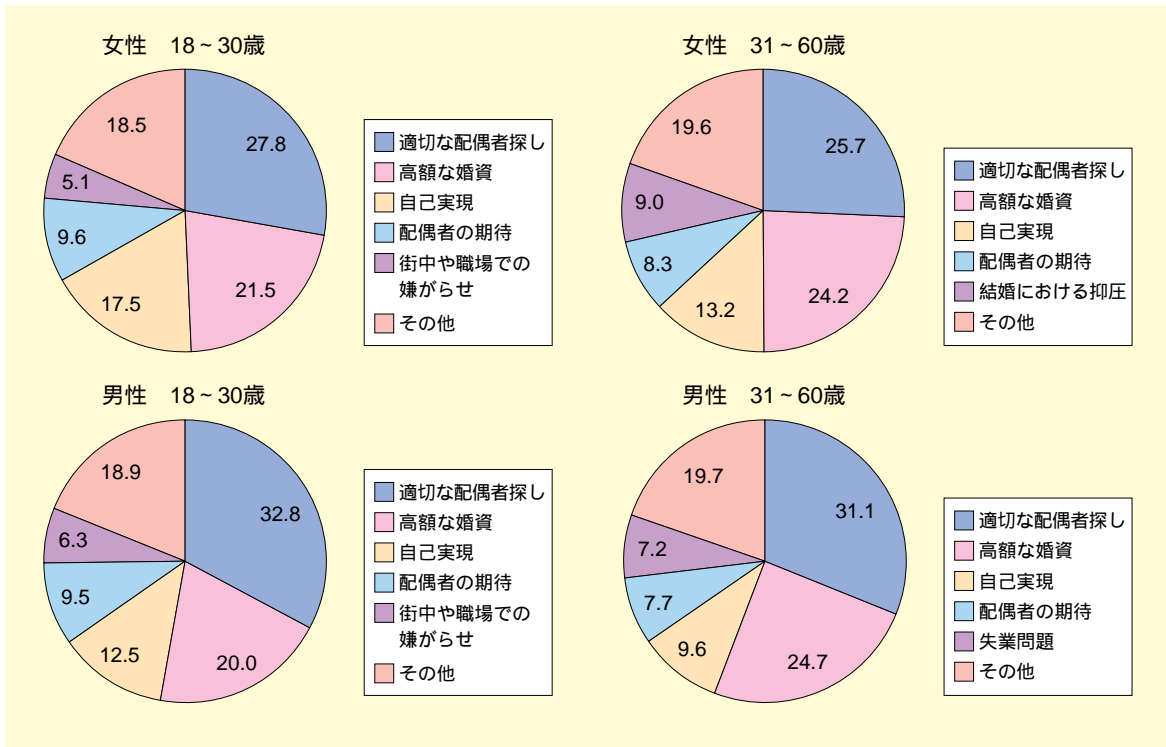
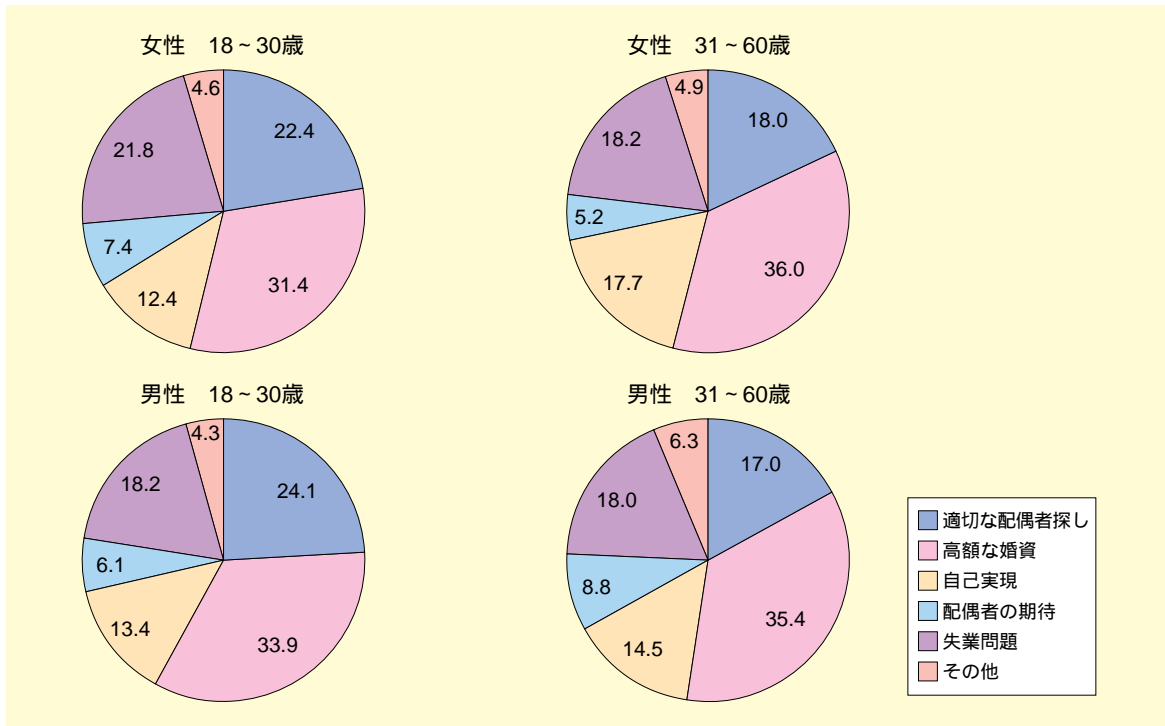


図1-12 今日エジプト男性が直面する最も重大な問題に対する認識

(単位：%)



すべきものとして認識されていない「結婚において圧迫感を感じる」と「通りや仕事場における嫌がらせ」といった例外はあるが、回答者は男性の問題で最も重大なものは女性の抱える問題と同じであると確信していた。すべての年齢層が「失業」と「高額な結婚費用」を女性より男性にとっての大きな問題と順序づけた(図1-11、1-12)。

コミュニティ活動への参加

男性は女性よりも多くの場合コミュニティの活動にかかわっている。例外はドナーがスポンサーとなっているプロジェクトであり、そこでは、男性回答者の2倍の数の女性がかかわっていた。ジェンダーによる違いは、親と教師の協議会、ユース・センター、カルチャー・センターなどのコミュニティ・サービス機関や、宗教的組織、政党、専門家ネットワークにおいて顕著にみられる。これらの機関では男性の参加は女性の参加を少なくとも50.0%は超えていた。詳細は表1-32に示される。

ほとんどの回答者は男女双方とも、家族から公的・地域組織での会員であることを奨励されてい

た。ケナ県とエルアリーシュ市においては、男性より女性のほうが家族のサポートに恵まれていた。一方ガルビーヤ県と大都市県においては、サポートは男性のほうが恵まれていた。詳細は表1-33に示される。

(3) 女性の移動の自由

すべてのフォーカス・グループ・ディスカッションにおいて回答者は女性も男性も、「モラルを逸脱しない限り」移動の自由を謳歌するべきと認めていた。しかしモラルの逸脱が実際に意味することは、かなり多様であった。女性が家事を適切に行う限りにおいて日中の自由な移動を与えるほうがよいとする人もいれば、女性や女兒が家を離れることは教育や親戚を訪問するなどの社会的に認められた目的のときのみにするべきという人もいる。貧しく、収入が低い農村部においては、男児と出かけることは疑いを呼び、女兒が評判を落とすという恥ずべき行為であると広く考えられている。

多くの回答者が女兒は現代的な生活でうまくやっっていく経験をもつ必要があると納得していた。

表1-32 公的・地域組織の参加

(単位：%)

組織	大都市圏		ガルビーヤ県		ケナ県		エルアリーシュ市		合計		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	合計
NGOs、CDAs、CBOs	10.7	8.0	8.0	4.0	24.0	30.0	24.0	44.0	15.0	17.0	16.0
宗教組織	9.3	12.0	16.0	16.0	30.0	36.0	12.0	20.0	16.5	20.0	18.3
コミュニティ・サービス機関	4.0	1.3	6.0	6.0	8.0	34.0	12.0	24.0	6.5	13.5	10.0
ドナー資金によるプロジェクト	2.7	0.0	2.0	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	1.5	2.3
政党	1.3	1.3	16.0	18.0	12.0	28.0	16.0	16.0	9.5	14.0	11.8
専門職のネットワーク	10.7	17.3	34.0	40.0	22.0	40.0	12.0	24.0	19.5	29.0	24.3
人数 (人)	75	75	50	50	50	50	25	25	200	200	400

表1-33 公的・地域組織の参加に対する家族の態度

(単位：%)

家族の態度	大都市圏			ガルビーヤ県			ケナ県			エルアリーシュ市		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
参加を奨励	72.0	78.7	75.3	42.0	50.0	46.0	84.0	66.0	75.0	76.0	72.0	9.3
意見なし	16.0	14.7	15.3	36.0	42.0	39.0	8.0	24.0	16.0	12.0	16.0	1.8
説得された	2.7	2.7	2.7	16.0	8.0	12.0	2.0	0.0	1.0	0.0	8.0	0.5
反対	9.3	4.0	6.7	6.0	0.0	3.0	6.0	10.0	8.0	12.0	4.0	1.0
人数 (人)	75	75	150	50	50	100	50	50	100	25	25	400

しかし女兒に自由を与えすぎることに対しては言葉を濁していた。男性も女性もサテライト・テレビやインターネットという現代的なメディアが女性の公的な場での移動の自由を容認し、また多くの若い男性のモラルが低下していることに影響していることに触れていた。その結果、女兒は常に嫌がらせを受ける可能性に直面する。どのフォーカス・グループ・ディスカッションでも母親は娘たちを支え導いていく責任を感じていて、信用やモニタリングの重要性を強調した。多くの回答者はよいしつけは女兒を守る最良の方法であると思っていた。

豊かな地区に住む回答者は携帯電話の利益を指摘しているが、それは継続的なコンタクトやなにか問題があった際にすぐに支援できるからである。

男性回答者は女性・女兒が外出する前に夫や父親から許可を得るべきであると主張した。父親が不在の際は、許可を与える権利は母親か息子にある。多くの男性は女性の家の外での活動を禁じる権利や多くの女性が友達や実家を訪ねたい際に頻

繁に起こる争いについて文句を言うことを禁じる権利を主張する。男性は争いごとの際に女性を罰することの許可を与えられたり無視したりという権利をよく使用している。女性回答者は、自分に関係することよりも女兒に関係することに関しては男性に同意している。多くの女性はなにかをする際に男性の許可を得ているが、この許可は情報として考えられていると指摘している。

#### (4) 考察

1-2-5ではジェンダーとコミュニケーションについて概観した。テレビ、衛星放送、インターネットや携帯電話などのメディアの普及により、女性も男性もさまざまな情報に接する可能性があることがわかった。女性は移動の自由をある程度制限されているものの、サテライト・テレビやインターネットなどの現代的なメディアによって女性の行動範囲外で起きている事象を知ることができるようになった。家族の生活にかかわる社会問題に関しては、女性も男性も関心を抱いており、女性も男性も高額な婚資を問題と見ていることがわ

かった。1・1・3でみたように、イスラームではマフラム<sup>20</sup>という規定があり、女性の外出に男性家族の許可がある根拠となっている。しかし「許可」は単なる報告・知らせと認識される面もある。

## 1-2-6 ジェンダーと保健

### (1) 保健指標

UNFPAの『世界人口白書』(2004年)によれば、エジプトの平均寿命は男性66.7歳、女性71歳である。乳児死亡率は出生1,000件に対し41、妊産婦死亡率は出生10万件に対して84となっている。合計特殊出生率(2000年~2005年)は3.29で、避妊をなんらかの方法で実行している率は56.0%、近代的避妊法<sup>21</sup>の実行率は54.0%である。また15歳から49歳のHIV感染率は女性は0.1%以下、男性は0.1%である。これを周辺諸国と比較すると表1-34のとおり。

#### 出生率の推移

NCWが北京プラス10会議へのアンケート回答<sup>22</sup>で、保健分野における1995年の北京会議以降の進捗状況を報告している。その報告によれば、エジプトにおける合計特殊出生率は1995年に4.7であったが2000年に4.2と下がっている。その原因として初婚年齢の上昇と避妊法の活用を挙げている。

2003年のEIDHS(Egyptian Interim Demographic Health Survey)は合計特殊出生率に影響を与えた要因として、1)初婚年齢、2)初産年齢、3)出産間隔、4)10代の妊娠を挙げている。表1-36はEIDHSの指標を抜粋したものである。10代の妊娠に関しては、調査対象の15歳から19歳の少女がすでに育児を経験しているかを調べたもので

あるが、農村部では都市部の2倍の割合の少女が育児を経験している。また、地域的な差異と同様に、教育レベルや貧富の差による違いもある。初等教育を終えた10代の少女のうち3.9%、まったく教育を受けていない少女のうち19.8%が育児を経験していた。貧富の差では上位10%の富裕層の家庭の10代の少女のうち3.6%、下位10%の貧困層の家庭の10代の少女のうち21.8%が育児を経験していた。

#### 家族計画

EIDHS(2003年)によれば、約40年間にわたって家族計画プログラムが実施され、マスメディアを通じた啓蒙活動の結果、エジプトでは家族計画は広く普及している。EIDHS(2003年)は近代的な避妊法や伝統的避妊法の普及率を調査した。結果は表1-37のとおり。

#### 乳幼児の健康

EIDHS(2003年)によれば、乳児死亡率および5歳以下の乳幼児死亡率は都市部と農村部、下エジプトと上エジプト、母親の教育レベル、貧富の差によって違いがある(表1-38、1-39、1-40)。

#### 妊産婦死亡率

エジプトのUNDP『人間開発報告書』(2004年)によれば、エジプトの妊産婦死亡率は地域により異なる(表1-41)。

EIDHS(2003年)によれば、出産に際し、医療従事者の立会いを受けた妊産婦の割合、また医療施設で出産した妊産婦の割合は地域により異なる。また妊産婦の教育レベル、貧富の差による格差もみられる(表1-42、1-43、1-44)。

<sup>20</sup> 結婚を禁じられた近親者および夫の意。女性から見た場合、父親、夫の父親、息子、兄弟、甥などをさす。女性の移動の自由に関する規定として、ハディース(預言者ムハンマドの言行録)は「マフラムが同伴していない限り旅をしてはいけないし、男性と2人きりになってはいけない」と伝えている(参考資料:嶺崎寛子「現代エジプトのファトワーにみるジェンダー意識と法文化:婚姻と姦通を中心に」2003年)

<sup>21</sup> 女性、男性の不妊手術、IUD、ピル、注射、ホルモン剤埋め込み法、コンドーム、女性用のバリア法がある。(UNFPA『世界人口白書』2004年)

<sup>22</sup> 「Member States Responses to the Questionnaire on Implementation of the Beijing Platform for Action and the Outcome of the Twenty-Third Special Session of the General Assembly」UN Department of economic and social affairs, division for the advancement of women。(国連経済社会委員会、女性の地位向上部局)  
<http://www.un.org/womenwatch/daw/Review/english/responses.htm>

表1 - 34 保健指標 周辺諸国の比較（男女別）

国名	エジプト	ヨルダン	サウジアラビア	モロッコ	シリア	スーダン
平均寿命女性 男性	F 71.0歳 M 66.7歳	F 72.5歳 M 69.7歳	F 73.7歳 M 71.1歳	F 70.5歳 M 66.8歳	F 73.1歳 M 70.6歳	F 57.1歳 M 54.1歳
乳児死亡率 (対1,000件)	41件	24件	21件	42件	22件	77件
妊産婦死亡率 (対10万件)	84件	41件	23件	220件	160件	590件
合計特殊 出生率	3.29人	3.57人	4.53人	2.75人	3.32人	4.39人
なんらかの 避妊法実行率	56.0%	56.0%	32.0%	50.0%	36.0%	8.0%
近代的避妊法 実行率	54.0%	39.0%	29.0%	42.0%	28.0%	7.0%
HIV感染率 (女性・男性)	F 0.1%以下 M 0.1%	n.a.	n.a.	n.a.	F 0.1%以下 M 0.1%以下	F 2.6% M 1.9%
安全な水の 利用	97.0%	96.0%	95.0%	80.0%	80.0%	75.0%

出典：UNFPA『世界人口白書』(2004年)

表1 - 35 エジプト保健指標の推移（過去10年間）

調査年	1992	1997	2002
平均寿命 女性 男性	F 62.1歳 M 59.7歳	F 67.9歳 M 64.7歳	F 71.0歳 M 66.7歳
乳児死亡率 (対1,000件)	58	54	41
妊産婦死亡率 (対10万件)	300	170	84
合計特殊出生率	4.2	3.4	3.29
なんらかの避妊法実行率	42.0%	55.0%	56.0%
安全な水の利用	88.0%	87.0%	97.0%

出典：UNDP『人間開発報告書』(1994年、1999年、2004年)

表1 - 36 エジプト国内地域別の出生率にかかる保健指標

地域別	大都市圏	下エジプト 大都市圏	下エジプト 農村部	上エジプト 大都市圏	上エジプト 農村部
合計特殊出生率 (1990～1992 2000～2003)	2.7 2.3	2.8 2.8	4.1 3.2	3.6 2.9	6.0 4.2
初婚年齢 <sup>23</sup>	22.3歳	21.7歳	19.3歳	21.0歳	17.7歳
初産年齢 <sup>24</sup>	24.0歳	23.6歳	21.2歳	23.1歳	20.4歳
出産間隔 <sup>25</sup>	25.1ヵ月	28.2ヵ月	28.8ヵ月	27.7ヵ月	36.2ヵ月
10代の育児経験率 <sup>26</sup>	3.3%	4.9%	9.7%	6.8%	11.3%

出典：EIDHS「Egyptian Interim Demographic Health Survey」(2003年)

<sup>23</sup> 初婚年齢は、調査対象期間に25歳から49歳の女性が結婚した年齢の平均。

<sup>24</sup> 初産年齢は、調査対象期間に25歳から49歳の女性が初めて出産した年齢の平均。

<sup>25</sup> 出産間隔は、2つの連続した出産の間の月数である。ここでは、調査対象者7歳以上のなかから、24歳から35歳までの女性の出産間隔の平均を示す。

<sup>26</sup> 調査対象者は15歳から19歳の少女で、調査対象者で育児を経験した割合。

表1 - 37 家族計画方法の選択<sup>27</sup>

(単位：%)

地域別	大都市県	下エジプト 大都市県	下エジプト 農村部	上エジプト 大都市県	上エジプト 農村部
近代的避妊法合計	64.5	62.2	62.5	56.0	41.0
ピル	9.4	13.4	8.0	10.7	8.2
IUD	46.4	40.5	41.9	37.8	20.6
注射	5.0	4.5	10.3	4.8	10.2
ペッサリー	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
コンドーム	1.5	1.4	0.4	1.3	0.7
女性不妊手術	1.4	1.6	0.8	0.6	0.5
ホルモン避妊薬	0.7	0.7	1.0	0.7	0.9
伝統的避妊法 <sup>28</sup>	4.0	4.1	2.3	3.8	3.8

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

表1 - 38 乳幼児の健康と社会経済状況

(単位：件)

(1,000件当たり)	大都市県	下エジプト 大都市県	下エジプト 農村部	上エジプト 大都市県	上エジプト 農村部
乳児死亡率	26.3	33.4	44.3	45.1	58.3
5歳以下乳幼児死亡率	33.5	40.8	52.5	56.3	73.4

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

表1 - 39 乳幼児の健康と母親の教育レベル

(単位：件)

(1,000件当たり)	まったく教育を 受けていない	初等教育の 途中まで	初等教育を 終了	中等教育以上
乳児死亡率	57.3	52.6	43.6	28.6
5歳以下乳幼児死亡率	73.4	62.2	53.3	32.2

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

表1 - 40 乳幼児の健康と貧富の差

(単位：件)

(1,000件当り)	最貧層 10%	貧困層 10%	中流層 10%	富裕層 10%	最富裕層 10%
乳児死亡率	65.0	45.3	43.1	37.1	27.6
5歳以下乳幼児死亡率	83.8	56.9	50.7	44.4	32.0

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

表1 - 41 地域別の妊産婦死亡率

(単位：件)

	カイロ県	下エジプト	上エジプト	辺境区
妊産婦死亡率 (10万件当たり)	100.9	47.1	70.1	57.1

出典：エジプトのUNDP 『人間開発報告書』(2004年)

<sup>27</sup> 対象者の15歳から49歳の女性が現在使用している避妊法。

<sup>28</sup> 伝統的避妊法とは、一定期間性交をしないこと、または禁欲、授乳期間を延ばすことなどがある。(EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』2003年)

表1 - 42 地域別の安全な出産

(単位：%)

	大都市圏	下エジプト 大都市圏	下エジプト 農村部	上エジプト 大都市圏	上エジプト 農村部
医療従事者の 立ち会いにより出産	90.2	91.0	70.9	77.4	47.6
医療施設での出産	82.5	81.0	59.8	69.1	36.0

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

表1 - 43 教育レベルと安全な出産

(単位：%)

	まったく教育を 受けていない	初等教育の 途中まで	初等教育を 終了	中等教育以上
医療従事者の 立ち会いにより出産	47.8	62.9	71.4	88.6
医療施設での出産	38.5	52.2	59.5	78.0

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

表1 - 44 貧富の差と安全な出産

(単位：%)

(1,000件当たり)	最貧層 10%	貧困層 10%	中流層 10%	富裕層 10%	最富裕層 10%
医療従事者の 立ち会いにより出産	43.2	55.5	73.1	86.2	95.0
医療施設での出産	33.8	45.0	61.2	74.5	87.3

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

## (2) エジプト政府の保健政策

エジプト政府による「第5次社会・経済5ヵ年開発計画」の報告書によれば、保健・医療分野における目標は主に4つある。

保健・医療サービスのレベルを向上させ、関連する指標を改善する。

都市部と農村部の地域間格差を減少させ、より公正な保健・医療サービスの提供を達成する。

貧困層の医療費免除など、収入に応じ保健・医療サービスにかかる費用を免減する。治療と予防両面の保健・医療サービスをバランスよく提供する。

上記の目標を達成するために、政府は以下のような政策を打ち出している。

それぞれの行政区の状況に応じて基礎的なヘルス・ケアのプログラムや治療サービスを拡充するために必要な資本投入を行い、保健・医療サービスの公正な提供を達成する。全国民をカバーするべく、包括的な健康保

険システムを導入し、推進する。

## (3) 家族計画に関するジェンダー意識

## リプロダクティブ・ヘルス

フォーカス・グループ・ディスカッションの結果によれば、家族計画は男女の回答者から重要であると考えられていた。多くの回答者が出産間隔をあけることは出産制限や避妊に対抗するものとして賛成した。ほとんどの回答者は経済的な理由や子どもの教育費の高さを一番の理由として挙げ、大差なく次の理由として女性の健康への懸念が挙げられた。また他の女性たちは男性が避妊をするかしないかは男性の意志によって決まること、離婚をほのめかすことで女性を脅す可能性を述べた。男性も女性もだれが家族計画を決めるべきかに関しては意見が分かれた。大多数は夫と妻が共同で決めることを好んだが、子どもの養育に関しては夫に決定を任せるべきというものもいれば、女性の回答者には家族計画の決定は女性に任せるべきだと主張するものもいた。

NSCE のフィールド調査によれば、回答者に男

女両方の子どもがいる場合や女兒だけがいる場合、「もっと男児が欲しい」という回答は、「もっと女児が欲しい」の回答よりも多かった。その割合は、すでに男女両方の子どもがいる回答者のうち57.8%がもっと男児が欲しいのに対して、15.6%がもっと女児が欲しいと思っており、女兒だけしかいない回答者のうち51.6%がもっと男児が欲しいのに対して、12.9%がもっと女児が欲しい

と思っている。「子どもは欲しいが性別はどちらでもよい」という回答は前者の場合26.7%、後者の場合35.5%であった。また、男児のみのいる回答者の場合、次の子どもには57.5%が「女児が欲しい」と思っているのに対して、「もっと男児が欲しい」はわずかに5.0%、「性別はどちらでもよい」の回答は37.5%であった。全体の詳細は表1-45のとおり。

表1 - 45 次の子どもに望む性別

現在の子どもの性別と 次の子どもに望む性別		男性回答者		女性回答者		合計	
		件数	%	件数	%	件数	%
現在子どもは いない	女の子が欲しい	3	1.5	3	1.5	6	1.5
	男の子が欲しい	11	5.5	9	4.5	20	5.0
	性別はこだわらない	86	43.0	62	31.0	148	37.0
男の子が いる	女の子が欲しい	9	4.5	14	7.0	23	5.7
	男の子が欲しい	2	1.0	-	-	2	0.5
	性別はこだわらない	8	4.0	7	3.5	15	3.8
女の子が いる	女の子が欲しい	1	0.5	3	1.5	4	1.0
	男の子が欲しい	6	3.0	10	5.0	16	4.0
	性別はこだわらない	6	3.0	5	2.5	11	2.8
男の子と 女の子がいる	女の子が欲しい	3	1.5	4	2.0	7	1.8
	男の子が欲しい	11	5.5	15	7.5	26	6.4
	性別はこだわらない	4	2.0	8	4.0	12	3.0
望みどおりの数と性別の子どもがいる		38	19.0	44	22.0	82	20.5
もっと子どもの数は少ないほうがよかった		9	4.5	11	5.5	20	5.0
子どもを持ちたくない		3	1.5	5	2.5	8	2.0
合計		200	100.0	200	100.0	400	100.0



写真1 - 3 ケナ県ナガハマディ地区アルミニウム病院



子どもの数に関しては、3分の1を超える回答者が、子どもを2人までに抑えたいとしており、4分の1が子どもは3人欲しいと答えている。理想の数が4人という回答が20.5%、4人を超える子どもが欲しいと答えたのは12.0%であった。また、4人を超える子どもを望む回答は女性により多く見られた。

望まれる子どもの数は大都市圏において最も少なく、次にガルビヤ県、ケナ県、エルアリーシュ市と続く。ケナ県では31.0%が理想の子どもの数を3人とし、26.0%が4人、29.0%が4人を超える子どもを望んでいた。エルアリーシュ市では回答者の多数(58.0%)が理想の子どもの数を4人としていた。

#### (4) FGM<sup>29</sup>

##### FGMの実施状況

EIDHS (『Egyptian Interim Demographic Health Survey』2003年)によれば、エジプトではFGMは広く実施され、7歳から12歳の間に行われることが多い。この調査によれば、15歳から49歳の既婚女性でFGMを施された女性の割合は97.0%であった。また、娘と一緒に暮らしている母親のうち47.0%は、少なくとも1人の娘にFGMを実施し、31.0%は娘にFGMを実施する予定である。娘にFGMを実施する割合は居住地に影響される。都市部では57.0%、上エジプトの農村部では91.0%の女性が娘にすでにFGMを実施していた。教育をまったく受けていない母親は娘にFGMを実施する率が最も高い。しかし高等教育を受けている女性の20.0%はすでに娘にFGMを実施し、33.0%は予定している。EIDHSは娘にFGMを実施しないという女性から理由を聞いているが、61.0%は単にその慣習を信じておらず、42.0%は健康上の理由を挙げ、20.0%は宗教に反する行為であると答えた。

2000年のEIDHSでは、女性回答者の71.1%がFGMは存続すべきと答えた。この割合は都市部では50.5%、下エジプトの都市部で58.2%、農村部では79.0%、上エジプトの都市部で64.8%、農村部で85.2%と居住地による差がある。また中・高等教育を受けた女性の50.5%、まったく教育を受けていない女性の87.4%が存続すべきと答えた。また上位10%の富裕層の44.8%、下位10%の87.1%が存続支持であった。2003年のEIDHSは、女性がFGMに関する情報をどのように入手しているか調べた。それによれば、86.3%はテレビから、20.4%がラジオ、11.5%が新聞や雑誌から、3.8%がモスクや教会で、2.2%がコミュニティ・ミーティングで、また56.8%が家族や友人・近所の人と話題にすると答えた。同調査はFGMに関する信じられていることを調査した。それによれば、72.2%がFGMは重要な宗教的な伝統、64.3%が夫が望むこと、46.7%が不貞を防ぐ、32.4%が女性の性的欲求を減らす、28.1%が少女に死の危険をもたらす、7.5%が不妊をもたらす、5.9%が難産を引き起こすと答えた。

EIDHS(2003年)によれば、エジプト国内のFGM実施率<sup>30</sup>は地域による差、教育レベル、富裕層にかかわらず、97.0%前後の実施率である(表1-46、1-47、1-48)。

##### FGMに関するジェンダー意識

FGMはフォーカス・グループ・ディスカッションのなかで最も論争になった課題であった。女性の回答者は意見が分かれ、多くは「正しい決断」がなんであるかについて確かではなかった。FGMを擁護することに使われていた議論は、少女の性欲を抑える必要性、伝統と慣習、宗教、少女の評判を守ること、家族の名誉、割礼をしない少女は夫をみつけられないのではという不安であった。母親は特に、自分の娘を幸せな結婚につなげると

<sup>29</sup> FGM(Female Genital Mutilation, 女性性器切除)。FGMは4歳から10歳または思春期の女兒が対象で、女性性器のすべてまたは一部分を剃刀などで切除することである。多くは、伝統的産婆が非衛生的な環境下で麻酔なしで切除している。地域的には、サハラ以南のアフリカ・中東・一部のアジアとその地域からの移民を受け入れている欧米で行われている。FGM直後の弊害として、疼痛、ショック、感染症、隣接する臓器の傷害、骨折、急性尿路感染症、破傷風、そして死があり、長期にわたる弊害として、慢性の痛み、尿意と月経に伴う困難、不妊につながる骨盤感染症、困難な出産がある。FGMは文化的に非常にセンシティブなため、公に議論されることが少なかったが、女性の健康と人権の側面から、近年各国で実態調査が行われ、FGM撲滅が叫ばれている。(出典：国際開発ジャーナル社『国際協力用語集』2004年)

<sup>30</sup> 15歳から49歳の既婚女性のFGM実施率。

表1 - 46 地域別FGM実施率

(単位：%)

	大都市圏	下エジプト 大都市圏	下エジプト 農村部	上エジプト 大都市圏	上エジプト 農村部
FGM実施率	91.3	96.3	99.1	97.8	98.6

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2000年)

表1 - 47 教育レベルとFGM実施率

(単位：%)

	まったく教育を 受けていない	初等教育の 途中まで	初等教育を 終了	中等教育以上
FGM実施率	99.1	98.9	98.1	93.7

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2000年)

表1 - 48 貧富の差とFGM実施率

(単位：%)

	最貧層 10%	貧困層 10%	中流層 10%	富裕層 10%	最富裕層 10%
FGM実施率	99.0	99.2	98.9	97.5	90.8

出典：EIDHS 『Egyptian Interim Demographic Health Survey』(2003年)

いう自分の責任を果たすことを心配していた。彼女たちの多くは FGM を困難なことと感じていたが、娘が適切な夫をみつけられないかもしれないという恐れから FGM を実施している。多くの回答者は、女性が割礼していなかったという理由で結婚式の夜の後に妻を実家に帰す夫がいるという事例をもち出した。宗教は FGM を存続させることにも拒否することにも使われている。多くのコプト教徒の回答者と、イスラーム教徒の回答者の何人かは FGM を宗教によって禁止されているものと決めていた。一方で他のイスラーム教徒は FGM はイスラームによって必要不可欠なものであると主張した。多くの回答者は西欧は FGM に関してネガティブな見方を押し付けており、少女を西欧的習慣に従わせようとしている、FGM は、男性と簡単に仲良くなることを防ぐ重要な手段であるとしている。

一方で多くの回答者は FGM の健康への問題、ネガティブな心理的影響や不感症の危険に触れている。多くの女性回答者が 1 人目の娘をすでに割礼しているが、次の娘を割礼することを思いとどまっていると述べた。多くの女性は医者にアドバイスを求め、医者に決断を任せたいと思っている。若年層の女性は自分の経験と恐怖を覚えているよ

うに思えた。若年層の女性のなかには健康の問題や心理的なトラウマのために FGM を廃止することに大いに賛成しているものもいた。

アレキサンドリア県とケナ県の男性の回答者は FGM は若い世代のモラルを守るために以前より必要になっており、それは経済状況が悪化しているために初婚年齢が高くなり、そのため法律上に許された性的関係をもてる年齢が非常に遅くなっていることを議論した。女性の間では FGM は一般に必要不可欠なものなのか、「その少女が必要とする」場合のみ実施されるべきなのか意見が分かれた。多くの女性は、現在ではしつけがよいことが少女にとって最大の保護となっており、それは若い世代の活動や行動をコントロールすることがきわめてむずかしくなっているからだと考えている。

(5) 考察

1・2・6ではジェンダーと保健の状況を概観した。エジプトでは家族計画が普及しており、1995年から2000年の間に合計特殊出生率は4.7%から4.2%に下がり、さらに2004年には3.29%に下がっている。これは周辺のアラブ・イスラーム諸国よりも低い数値となっている。妊娠婦死亡率は1992年か

ら2002年の10年間に大幅に減少し（10万件あたり300から10万件あたり84へ）、乳児死亡率、避妊法実行率など他の保健指標も改善されている。しかし、地域別、教育レベル別、貧富により差があることがわかった。また、家族計画の普及が人々の意識に影響を与えていることがうかがえる。FGMに関しては、FGMを存続すべきという回答は女性回答者の約70.0%であり、都市部では約50.0%、上エジプトの農村部では約85.0%が存続を支持しており、地域による差がみられる。しかし実際のFGM実施率をみると、地域別、教育レベル、富裕層・貧困層の別にかかわらず、約97.0%となっている。FGMの実施をめぐる賛成派も反対派も宗教の解釈を基準にしている。これまでみてきたように、エジプトにおいては適した結婚をすることが重要で、特に娘をよい結婚に導くようにしつけることが母親の役割に付されている。FGMをめぐるフォーカス・グループ・ディスカッションの意見のなかからは、FGMを娘に施したくないが、正しくしつける母親役割を全うしなければならず、その決断を宗教や医者に委ねたいという感情がうかがえる。

### 1-2-7 女性への暴力

#### (1) 女性への暴力の実態

EDHS(『Egypt Demographic and Health Survey』1995年)によれば、15歳から49歳までの既婚女性7,000人をサンプルとしたが、3人に1人は少なくとも1度は結婚後に殴られた経験があった。このうち45.0%は過去1年の間に少なくとも1度は殴られ、17.0%は3度以上殴られた経験があった。15歳から19歳の妊婦の40.0%と40歳から49歳の妊婦の20.0%は妊娠中に殴られた経験があった。初等教育のみ、または教育を受けていない女性は中等教育または高等教育を終えた女性に比べて3倍以上、暴力を受けていた(EDHS 1995年)。同調

査によれば、20歳から29歳の女性の約70.0%が女性が夫に言い返したとき、65.0%は他の男性と話したとき、42.0%がお金を使いすぎたとき、26.0%が夕食を焦がしてしまったとき、50.0%が子どもを大切にしなかったときに夫からの暴力は正当化されると答えていた。現地コンサルタントの調査結果やエジプトの女性に対する暴力に関するその他の報告書によると、女性に対する暴力のうちエジプトで最も広く行われているのが家庭における女性殴打である。妻への殴打はエジプト各地で広く行われているようであるが、特に農村地方で顕著にみられる。エジプトでは妻に対する暴行は離婚と禁固刑の理由になる。しかし、多くの被害者は家庭内暴力について警察に通報せず、通報した場合も多くが警察や司法関係者や家族による仲裁に合意することが多い。調査結果では、暴力的行為は男性にも女性にも非難されているが、アンケート回答者のうち30.0%の男女が、妻が夫に従わなかったり、疑わしい行動をとったり、服装がよくないといった場合における夫の妻に対する暴力を正当化している。

NSCEの調査によれば、15歳から49歳の既婚女性の35.0%が最初の結婚から少なくとも1度は夫によって激しく叩かれた経験があった。このうち28.5%は医療措置が必要であった。

OMCT(The World Organization Against Torture)2001年の報告書によると、エジプトには夫婦間レイプ<sup>31</sup>や名誉殺人<sup>32</sup>のケースもあり、名誉殺人は近年減少しているが、エジプトの農村地帯ではいまだみられるようである。夫婦間レイプはエジプトの法律によれば罪とはならない。加えて、法律体系が女性に対して保障している権利が確実に実行されていない問題がある。女性が暴力に対して裁判を起こしたとしても、裁判官は女性より男性に有利な判決を下す傾向がある。マスメディア、特にテレビ番組は男性の女性に対する暴力を正当化するうえで重要な役割をになっている。

<sup>31</sup> 夫婦間レイプとは、夫婦間において暴力によって強制された性行為である。

<sup>32</sup> 名誉殺人とは、貞節や純潔を破ったとみなされた妻や娘に対して夫や父親が自らの名誉を損なわれたことを理由に犯す殺人である。

(2) 女性への暴力に関するジェンダー意識

女間の衝突・論争

NSCE のフィールド調査結果によると、夫と妻が口論となる問題として下記 6 地域（カイロ低所得者層、カイロ上流階級、アレキサンドリア中流階級、ガルビーヤ、ケナ、エルアリーシュ）全体の平均59.0%の回答者が「世帯の資源の使い方」について挙げている。続いて多い順に、「子どもの育て方（37.3%）」、「夫の仕事と収入（24.5%）」、「家事のやり方（26.3%）」、「感情的な無頓着さ（25.0%）」、その他「配偶者の扱い方（22.8%）」、「子どもの数（12.0%）」、「公的な場における夫の活動と行動（11.5%と9.8%）」についてとなっている（図1-13）

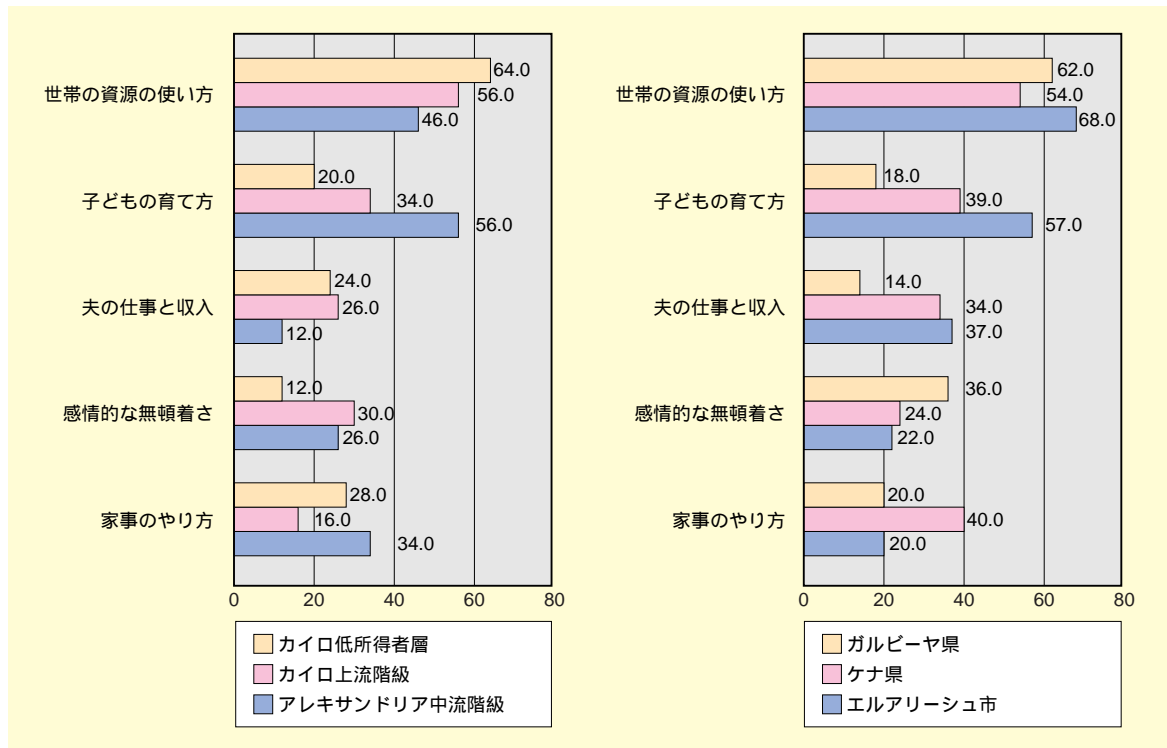
女性が夫と口論になった際、女性は助けやアドバイスを他の女性に対して求める傾向があり、一方男性は男性に頼ることが多い。女性にとって特に両親は主な拠りどころとなる（47.0%が母親、32.5%が父親を挙げた）。男性の場合、最も多いのが父親（34.5%）という回答であり、以下シェイフあるいは司祭が34.0%、仲のよい男性の友人が33.5%、次いで母親の28.0%となり、これら以外

の回答はあまりみられなかった。女性にとっては両親とともに姉妹が重要な役割を果たしており（26.0%）、宗教的権威の26.5%に続いて多かった。女性が仲のよい女性の友人に助けを求める割合は18.5%であった。

女性に対する暴力の容認

女性に対する暴力については、69.5%が妻を殴ることは「まったく受け入れられることではない」と答えた。そのような多数派の意見がある一方で、回答者の27.0%は暴力を基本的には容認しており、その理由として、「妻を殴るのは普通のことであり、すべての夫がそうする（4.5%）」、「ひどく度を越さない限りは許容される（7.3%）」、「妻が「家事の義務を怠っている（9.3%）」、「許可なしに外出した（7.3%）」、「夫に従わない（10.3%）」、「見苦しい服装をしたり、行動をとった（2.0%）」と答えている。この調査結果によって、全回答者のおよそ1割は、伝統的に考えられているジェンダー役割（たとえば回答に挙げられている女性が「家事の責任をになうこと」や「男性の意思に従わねばならないこと」）に反する行いを妻がした場合は、

図1 - 13 配偶者の間で口論に発展する問題（最も多く言及されたもの）（単位：%）



「夫の暴力による制裁も当然」と考えていることがわかった。

表1-49によれば、全体として妻を殴ることに反対する人の割合は非常に高く、一般的な傾向とは異なる。カイロの低所得者層を除いては（男性92.0%、女性72.0%がどのような状況においても妻を殴ることに反対）、それぞれのグループにおいて女性のほうがより強く暴力に反対している。妻を殴ることはケナ県で最も受容されている。どのような状況にあっても妻を殴ることに反対するものは女性で64.0%、男性で34.0%である。25歳以下の青年層では、男女間の見解の相違はそれほど顕著ではない。しかし、青年層の女性は上の世代の女性たちと比較して妻を殴ることをより許容している。学歴による差（8.2%）は26歳から40歳のグループの男女差（10.7%）にも41歳から60歳の男女差（23.3%）にも及ばない。

フォーカス・グループ・ディスカッションで、暴力は男性の権力と強さの象徴としてとらえられている。回答者は、叩くこと、怒鳴ったり、皮肉なことを言ったりという侮辱は暴力であると認めている。ほかに暴力とみなされている行為は、妻の外出、特に妻の家族を訪問することをじゃますること、妻や娘が仕事をするをじゃますること、少女に教育を受けさせないこと、家庭に必要な支払いを止めること、離婚や家から追い出す、叩く、人と会って話すことを禁止するなど脅すことである。FGM や本人が望まない男性と少女

を結婚させることも暴力とみなされている。

暴力は受容できるものかどうか、また仮に受容できるなら、どのような場合に正当化されるのかという議題についてはすべてのフォーカス・グループで男性の間でも女性の間でも意見が分かれた。どのフォーカス・グループでも、女性は男性よりも暴力に対して強く反対していたが、統一された意見ではない。娘たちは自分の兄弟たちに叩かれることに激しく反対の意見を述べたが、一方で若い男性は暴力を使用しても自分の姉妹をしつける権利があると主張した。

#### 暴力の影響

多くの女性は夫による身体的・非身体的暴力を不正義でつらいものと深く感じている。また女性は、男性が権力を示し女性よりも優位にいることを示すことに苦しめられている。

多くの女性は暴力の影響は他人の目（子どもや客や親戚、近隣の人々）で行われた場合により強く現れると指摘した。叩くことや侮辱は私的なものであって暴力と考えていない人もいた。多くの女性は、暴力が他人の目で行われると、コミュニティにおいて女性・女兒の評判や地位へのネガティブな影響を与えることを指摘している。その結果、頻繁に暴力を受ける女性は、他人が自分の屈辱や力のなさを目撃することがないように問題を隠す、だれかに相談したり助けを求めたりしない、といった傾向がある。女性は暴力が被害者の魂に深く影響を与えることを強調し、女性の自

表1-49 性/地域/年齢/教育レベル別にみた妻を殴ることに反対する回答者の割合(単位:%)

回答者の居住地	女性	男性	回答者の居住地	女性	男性
カイロ県 低所得者層	72.0	92.0	18~25歳	71.2	70.0
カイロ県 中・上流階級	96.0	76.0	26~40歳	77.4	66.7
アレキサンドリア県 中流階級	84.0	68.0	41~60歳	83.7	60.4
ガルビーヤ県	78.0	76.0	教育を受けていない (男女)	64.4	
ケナ県	64.0	34.0	基礎教育レベル	66.7	
エルアリーシュ市	76.0	72.0	高等教育レベル	72.6	

信を損なわせ、深刻な心理的な問題を引き起こすかもしれないと述べていた。女性たちは暴力的な夫に対して強い敵意と憎しみの感情を表していた。そして彼女たちは子どもへのネガティブな影響を認識していた。暴力にあう母親たちは子どもへの継続的な緊張を失い、子どもたちを頻繁に叩く傾向がある。また女性は、父親が母親を叩いたり屈辱を与えたりしているのを観察している男児は同じような行動を将来の妻に対して適用しやすいこと、女兒は男性一般に対して強い敵対心を抱きやすいことを述べていた。

男性たちは暴力が「尊敬の喪失」と最終的には「家族の崩壊」を招くことに気づいている。彼らは暴力が夫に対する「妻の忠誠心を傷つけ」、妻が「夫を裏切り夫から逃げ出すこと」を招くかもしれないことを恐れている。コプト教徒は離婚することが禁じられているので、コプト教徒の男性は比較的暴力を使用したがらなく、コプト教徒の女性は比較的我慢強いと指摘している。

多くの女性は、男性は女性を従わせる手段として暴力を使うことは決して変わらないだろうと甚大なフラストレーションと希望のなさを表現した。これは次のような表現に現れていた。「男性はこんなもの。これは彼らの自然な性質」また「教育レベルにかかわらず、暴力を知らない女性は私たちの社会には1人もいない」。

### (3) 考察

1・2・7では女性に対する暴力の実態と認識を概観した。多くの女性が夫からの暴力を経験していることが明らかになった。暴力の受容に関して女性の間でも男性の間でも意見が分かれていたが、夫や男性家族の意向に従わない場合に女性が暴力を受けていることは、女性が男性の意向に従わざるを得ない状況にあることが考えられる。また暴力が他人の前で行われることを特に嫌がることから、暴力の実態は隠される可能性もあるため、女性の意思・ニーズが外部に伝わりにくい状況が考えられる。

## 1-3 エジプトへの現地調査団調査結果

以下は、調査団によるインタビュー調査結果に基づく<sup>33</sup>。

### 1-3-1 各機関によるジェンダー平等への取り組み

#### (1) 国際機関

The Donor Assistance Group (DAG) Sub Group for Gender & Development (DAG GAD Sub-Group): 1991年にエジプトで活動する国連機関と二国間機関が WID 政策について交流を行うために設立された。のちにグループ名にある WID を GAD と改め、GAD 分野での相互協力のためにエジプト政府機関やエジプトの NGO との対話を続け、共同で国際会議の準備を支援したり、3月8日の国際女性デーのイベントのために毎年資金を募ったりしている。また、グループ内学習資料として5分冊の『ジェンダーと開発 エジプトのための情報キット』(1. GAD の紹介、2. ジェンダー統計、3. エジプトにおけるジェンダー平等政策の進展、4. 開発イニシアティブにおけるジェンダー主流化、5. ジェンダー情報ディレクトリー)を出版した。同グループは現在35の機関によって構成されており、FAO、IMF、ILO、UNDP、UNFPA、UNHCR、UNICEF、UNIFEM、WFP、WHO、世銀などの国際機関とオーストラリア、ベルギー、英国、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米国の二国間援助機関あるいは大使館、EU、そして、4つの国際 NGO とエジプトの社会開発基金(SFD)が参加している。

UNDP: ジェンダーを重点課題の1つとみ

<sup>33</sup> 詳細は『調査研究「多様性とジェンダー」エジプト現地調査団報告書』を参照。

なしている。横断的課題としてすべてのプロジェクトにジェンダー視点を統合するようにしている。ジェンダー・フォーカル・ポイントが1名配置されているが、他の課題分野へのアドバイザーというより、UNDPがNCWやNCCMと行っているプロジェクトのマネージメントが主な役割となっているようだ。エジプトにおいて、UNDPは特にNCWの能力開発に力を入れている。支援も政策レベルが多く、女性の政治的意思決定分野への参加促進などにかかる活動も行っている。

UNICEF：組織レベルでは、すべてのプログラムにジェンダーを主流化する方針を採用している。ライツ・ベースド・アプローチが基本であるが、子どもと女性の権利の擁護およびモニタリング、エジプトの国家政策やプログラムの支援、特別な保護（思春期の子どもや子どもと女性に対する暴力、障害をもつ子どもなどを対象）が重点課題である。この枠組みのなかで、特にコミュニティ・スクール・プログラムに力を入れている。これは、2000年の世界教育会議で採択された「国連女子教育イニシアティブ」にエジプト政府が積極的に対応したため、それを支援するためである。また、FGMの廃絶にも力を入れている。

UNIFEM：UNIFEMは、2000年にNCWが設立されて以来、エジプト政府の要望に応じてNCWのキャパシティ・ビルディングに携わっている。主な活動は以下のとおり。

#### 国家ジェンダー戦略の策定支援

国家ジェンダー戦略に基づいたジェンダー主流化のための省庁関係者へのトレーニング

各省庁における戦略や、年間計画策定におけるジェンダー視点の導入支援

戦略や年間計画におけるジェンダー視点からのM&E支援

NGOキャパビル支援。女性にかかわる課題への対応についてのトレーニング・マニュアルを作成している。これは地域別にテラーメードになっている。

#### CEDAW報告書作成支援。

FAO：組織としてジェンダーをすべてのプロジェクトに統合することになっている。ローマの本部ではジェンダーの視点からプロジェクトの承認行為を行っている。ここで承認されない限りプロジェクトを開始することができない。プロジェクトにジェンダー視点を統合するためのツールキットを開発した（SEAGA）。既存の文化、伝統、社会、宗教への具体的な対応は、以下のとおり。

男女別に会合をもつ。

女性の会合の時間帯に注意する。家事のピーク時間をずらすようにする。

女性のファシリテーターを活用する。

地域によっては嫁の外出の障害は夫でなくて姑であることも多く、そのような場合は夫ではなく姑にアプローチする。

ジェンダー平等がなにを開発にもたらすのか、ということに人々は興味をもっている。たとえば貧困削減のために女性を経済的にエンパワーする。そうすれば家庭内収入が増加し、対象地域の人々は満足する。その結果女性の家庭内での発言力が増え、家庭におけるパワー・バランスの変化が自発的に生じるのであればそれは受け入れられる。しかし、ジェンダー平等を理論的に押し付けようとしたらそれは反発されるため、留意が必要である。

#### (2) 二国間援助機関

USAID：すべてのプロジェクトにジェンダーを統合することが義務化されている。プロジェクトはジェンダーの視点からチェックされ承認されなければ実施することができない。エジプト事務所にはジェンダー・アドバイザーが配置され、承認行為はエジプト事務所で行われる。2002年にエジプトにおけるジェンダー主流化戦略を策定済みである。ジェンダーを横断的課題として位置づけ、特に教育、健康と家族計画、小規模融資、農業分野での女性支援と貧困の女

性化抑制に力を入れている。既存の文化、伝統、社会、宗教への具体的な対応は、以下のとおり。

女兒の就学率を向上させる場合には、女兒の就学率が少ないところを調査したうえで（マッピング）オーナーシップをもってプロジェクトを受け入れる地域を絞り込む。

アプローチを場所によって変更する場合もあるが、課題によっては全国統一で行う。住民が女兒を学校に通わせないことについていろいろな理由を述べたとしても、その原因が同じであることもよくあり、アプローチを統一したほうが効果的な場合もある。

CIDA：エジプトにおける CIDA の重点課題分野は貧困削減、中小企業育成 / 雇用創出、基礎教育、市民的政治的権利の啓発などである。ライツ・ベースド・アプローチをとっており、基本方針は女性差別撤廃条約や北京行動綱領に依拠している。CIDA は2004年に1年かけてエジプトにおけるジェンダー計画を策定した。プログラムがエジプトに根づいたものになり西欧からの押し付けといわれないように、エジプト政府の関係機関や NGO などと十分な協議を行った。CIDA の年間計画はジェンダー・チームを通らないと承認されない。また、各プログラムに適切なジェンダー配慮を行うため可能な限りジェンダー専門家を投入する方針である。職員の理解と意欲を高めることは重要課題であり、毎年2回、それぞれアラビア語と英語で職員対象に研修が行われる。地域的特性や宗教には配慮するが、その方法としてはアプローチを変えるのではなく、適用を工夫することだと考える。たとえば、地域でワークショップを開催する場合は、その地域の出身者が実際にその地域にある問題や事例（たとえば、土地の所有や使用に関して女性が権利を行使できていない、担保となる土地やIDがないから資金の借入れができない）を組み込み、現実的な学びの場とする。

### (3) NGO

CARITAS：7つの地域でジェンダー・コーディネーターが配置されている。これから指針を作成する予定。識字教育、FGM の廃絶、保健・医療、ID の作成、知的障害者支援や難民支援などを行っている。既存の文化、伝統、社会、宗教への具体的な対応は、以下のとおり。

女性が参加しやすい時間帯を考え、また教室に来る時間も2時間程度、家から近い村のなかに設定することによって、夫が妻の外出を制限しないようにする。

男性の参加を拒まない。（時間的に参加がむずかしいこともあるが）

男性の見学を歓迎する。

技能研修の発表会には受講者の家族を招待する。ある受講者の夫は妻が製作した手芸作品を見て感心し、妻を見直したという。

教室の先生を村人から募る。女性で教育を修了している人に対しトレーナー養成研修（Training of Trainers：TOT）を実施する。先生が村人の知っている人であれば、夫や家族も安心するから。

妻が参加したくても夫が許可しない場合は根気よく説得するしかない。妻が教室に参加することによって家のなかがよくなったり、収入が増えたり、妻が生き生きとするようになると、男性も賛成するようになることが多い。

ADEW：組織は、代表、理事会、活動関連のユニットと財務、会計、人事から構成されている。外国人の有給スタッフは1名でその他に数名のインターンもいる。主な活動領域は、マイクロ・クレジット（対象：女性グループ）、リーガル・ウォッチ（法律に関する意識や知識を高める、ID や出生証明書に関する啓発）、識字（主な対象：非就学、中途退学少女）、政治的権利（投票権など）の啓発、DVシェルター、内外の NGO による会議の開催支援などの活動を行っている。

Care For Girls Committee：コプト教会のベニ・スエフ教区のプログラム。1981年に設



立。少女や女性が等しく神につくられた1人の人間として家庭や社会や教会で同等に扱われるようになるために総合的アプローチをとる。特に1978年からFGM廃絶にかかる活動を行っている。全国レベルでの取り組みと連携をとりながら、主にコプト教会での啓発活動に務めた。CGCの主な活動は、FGMに関する教育媒体づくり(ブックレット、絵本、書籍、劇の脚本、詩など)とコミュニティ・ミーティング。性と生殖に関する健康からFGMの弊害を説く。近々カイロでFGM関連の資料センターが設立される。また、コプト教指導者の取り組みも支援している。たとえば、FGM廃絶の国際会議がカイロで開催された際には、コプト教会を代表して参加する司教にはたらきかけを行い、その結果、司教からFGM廃絶を支持する強い声明が出された。エジプトは地域によって事情は異なるが、FGMを廃絶できるかどうかは、本質的には、情報と啓発の有無によると考えている。どんな地域でも、またどんな階層の人でも、正しい知識がなければFGMは継続される。FGMに関する活動に携わったことで今までに暴力的な攻撃を受けたことはない。

### 1-3-2 宗教指導者、研究者、政治家など有識者のジェンダーに対する考え方

以下は、調査団によるインタビュー調査結果である<sup>34</sup>。

#### (1) 宗教指導者

イスラームは男性、女性の関係性において、権利と義務の観点から平等を保障する。つまり神への帰依(五行)、商行為(売買、財産権の確立)、個人的社会的行為(子育てや家族問題に関する決定権、相続と家族の扶養との関連)において平等を意味する。ヴェール着用は強制すべきことではない。その外観が大切なのではなく、精神性が重要である。イスラームは社会生活を行ううえでの規範。イスラーム社会とは本来物質主義に陥らないように社会そのものが相互扶助の精神のもとに心豊かに生活できる場である。イスラーム教徒は魂の救済をはかると同時に、イスラーム共同体のあり方に責任を負う社会的連帯性のなかに生きなければならない。また女性は貧困に直面した際、打破することができる英知をもち合わせている。イスラーム社会では家庭外就労に障害となる要件は存在しないであろうが、カネのみを追求しない



写真1-4 シナイ半島 エルアリーシュ市、毎週市場がたち、ベドウィン族の女性たちが手工芸品を売る

<sup>34</sup> 詳細は『調査研究「多様性とジェンダー」エジプト現地調査団報告書』を参照。

で道徳的・倫理的視座からも、貧困に対処すべきである。結局のところ、精神の貧困化、社会の貧困化は人間のサステナビリティそのものを危うくするものである。

(2) 国会議員

イスラームでは男性と女性は平等と考えられている。生物学的に差異があり、異なる役割をもった対の存在と考えられる。ジェンダー平等は絶対的平等を意味しない。女性は保護される存在として認識されている。たとえば、深夜労働は20時以降禁止。インフォーマル・セクターとフォーマル・セクターに関し、現在フォーマル・セクターにおける雇用創出は困難である。インフォーマル・セクターをフォーマル化する動きについて、新税法では現在43.0%の税率を20.0%に下げ、インフォーマル・セクターに課税する動きがある。大企業は税率43.0%であるが、SMEは20.0%となる。また1,500米ドル以下の個人企業も税が免除されている。女性のエンパワーメントについて、エジプト社会は家族が主であり、家族の主は女性で

ある。エジプト女性は家族とともにいるが、女性をエンパワーしようとするれば家族をエンパワーしなければならない。そのためには子どもの教育が重要になる。西欧では法律が価値基準となるが、エジプトではシャリーアが重要となる。つまり、西欧は外の価値基準で判断しているが、われわれは内発する基準が機能している。

(3) 研究者・有識者

ジェンダー平等に関する理解は西欧と当該社会で異なる。西欧はジェンダー概念をネガティブな視点から見ている。イスラームは男女の対等性を優先しているが、西欧的見方ではイスラームに対して誤解、偏見がある。エンパワーメントは女性のみではなく男性や子どもにも大切である。そのような政策が肝要である。そのためには教育が重要でありそれが未来への投資になる。深刻な失業状況にあるため社会に希望をもてなくなっている。エジプト社会ではザカート、バクシーシやラマダーン時の施しなど



写真1-5 モスク

が機能し、相互扶助システムが、経済的にはもとより精神的貧困化への歯止めとなっている。外国の援助機関はなにを援助することが当該社会に必要であるかを調査、研究すべきである。援助する側は援助される側とのパートナーシップを築かなければならない。ジェンダー平等とは世界的潮流で一種のファッションである。

ジェンダー平等とは、男性、女性の共生・共存の原理である。カイロ家族計画協会は家族計画普及活動を1つの核として女性の地位向上のため、女性をエンパワーする活動を促進してきた。家族計画は母子保健や人口問題に直接影響を及ぼし、各家族が家族の責任を果たすことができる「産むこと」の計画を基本としている。この活動は貧困解消にも有効となっている。また女性の割礼をリプロダクティブ・ヘルスのなかに位置づけ、70年代からこの問題に取り組んでいる。研究成果の蓄積はもとより、専門家、アズハル関係者、他のNGO（とりわけ Egyptian Fertility Care Society）、政府との連携体制を強化し、エジプト刑法規定にも貢献した。いかなる外国の援助も受けない当組織は、当該社会における女性や家族問題における代表的NGOと位置づけられている。

### 1-3-3 現地調査団調査結果総括

#### (1) エジプトのジェンダー観概観

インタビュー結果から判断すると、エジプトのジェンダー概念は現在変化の過渡期でありさまざまな考え方が出てきているといえる。注目すべき点は、国際機関や二国間援助機関、NGOのインタビュー対象者のほとんどが外国人ではなくエジプト人女性であり、彼女たちがさらなる変革を進めていく重要なアクターになっている点である。

ジェンダー平等はエジプト国家経済・社会開発計画（2002年～2007年）に主流化され、政府機関をはじめ、開発援助機関やNGOがジェンダー平等に資する取り組みを多数行っている。エジプト政府はナショナル・マシーナリーにあたるNCWを2000年に大統領命令として設立し、積極的にジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの取り組みを行っている。国際機関や二国間援助機関はこのような政府の取り組みを、NCWへの支援や、そのほかの省庁が実施しているプロジェクトに対する支援という形でサポートしている。また、NGOも各種のプロジェクトを実施するうえで重要な役割をになっている。これらの取り組みの多くは、プロジェクト対象地域のコミュニティとの対話を重視している。その結果、FGMのような伝統的な慣習についても、草の根と政府レベルでさまざまな取り組みが行われ、人々の考え方に変化



写真1-6 バハレイヤ砂漠のベドウィン族

がみられる。

このような取り組みが徐々にエジプト社会に浸透する一方で、有識者の間にはジェンダーに関して相対的平等を肯定する認識が存在する。多くの有識者が指摘したように、イスラームは男女間の平等を明示しているが、それは男女の異なる役割のうえに成り立つ、としている。この違いは、社会と家族を維持するための「権利と義務」として認識されており、「不平等」ではない。つまり、男性も女性も多くの権利を有しているが同時に義務も有する、という理解である。問題があるとすれば、イスラームやエジプトの法律がこれらの権利を保証しているにもかかわらず、特に農村地域では多くの女性が自分達の権利を十分認識していないため、場合によってはそのために土地の所有権や決定権などのような不平等がみられる、という点であろう。

## (2) 多様性とジェンダー

現地調査では、イスラーム世界のなかにおける多様性ととも、エジプト国内における多様性についてもインタビューによって確認した。イスラーム世界としての多様性はFGM（女性性器切除）の正当性にかかる宗教的解釈の不統一性にみられる。つまり、FGM 賛成派も反対派もコーランの解釈をもって自論を正当化しているが、イスラームを国教としているサウジアラビアを含む湾岸諸国やパキスタン、インドネシアなどではFGMはエジプトの規模では行われておらず、キリスト教徒の多いエチオピアやケニアなどでは行われている、ということである。また、エジプトのコプト教徒もFGMを行っている人が多い。今回の調査ではコプト教のある教区でFGM 廃絶の運動をしてきた人たちから話をきくことができたが、FGMはコプト教の教義とは関係のない慣習であり、FGMを存続させてきたのは男性優位の思想であると認識していた。このように、「イスラームの慣習として行われている」と解釈されている習慣については十分な注意を払い、その原因を見極めることが重要であろう。そのためにも住民参加型の計画手法は重要である。

地域的な多様性は農業生産や、保健、教育、経済活動などで確認された。エジプトの場合は特に

上エジプトと下エジプト、またベドウィンの慣習が強く残る地域については、特に大きな差異がみられる。援助機関のほとんどが、このような地域特性を鑑み、全国規模で行うプログラムなどでは地域的な柔軟性をもって計画を策定するようにしている。

## (3) ジェンダー平等へのアプローチ

本調査期間中に訪問した多くの援助機関において、イスラームや伝統的な慣習がジェンダー平等推進に及ぼす影響に関して問いかけたが、イスラームそのものが問題とされることはなかった。仮に宗教的な抵抗があるとすればそれはFGMにみられるようなシャリーアの解釈の問題であり、宗教そのものの問題ではないことや、伝統的な慣習についても市民社会の参画、メディアの活用によって考え方に変化が出てきていることが指摘され、正しくアプローチすれば受け入れられるという点が指摘された。

イスラームとジェンダー平等についての意見が多く聞かれたのは宗教指導者や大学教授などの有識者たちであった。イスラーム教義におけるジェンダー平等の概念が「西欧的」解釈とは異なるため、既存の社会体制のなかに構築されている家族を中心とした助け合いの精神などを考慮し、援助プログラムを策定する必要があるのではないかと、という声があった。特にエジプト社会では家族が重要な役割を果たし、家族を中心とした相互扶助の関係性やそのなかでの女性の重要な役割、経済のインフォーマル・セクター（ここでは国家統計で現れる課税対象となるセクター以外を指す）に従事する女性の役割に留意し、状況にあったアプローチを検討する必要性が指摘された。

援助機関が実地で多く適用しているアプローチは、対象コミュニティ出身の女性をファシリテーターとして活用したり、プロジェクト開始前に住民との対話を十分設けたり、男女別に会合を行ったり、宗教指導者を巻き込んだりすることによって、人々の理解を得ながら進めることであった。それぞれの地域の実情に見合った支援をするためにはその状況をミクロ・レベルまで分析する必要があるが、農業省や国際機関などでは男女別統計もかなり整備されてきており、これらの既存の情

報を有効に活用していくことがアプローチとして肝要であろう。

## 1-4 第1章のまとめ

第1章では文献調査、エジプト人コンサルタントによる質問票調査とフォーカス・グループ・ディスカッションによる調査、本研究会メンバーからなる調査団による聞き取り調査から、エジプトのジェンダー状況を概観した。これらの調査から明らかになった現在のエジプトのジェンダー状況を以下に挙げる。

- (1) エジプト人のジェンダー役割と多様な背景
- 男女の役割は異なる男女の責任に応じて、それぞれに対し異なる権利が保障されているという点で、男女が平等（補完的平等）であると認識される。(1-2-2、1-3-2、1-3-3)
- 男性の役割は、世帯主で世帯内の最終的な意思決定者、世帯外に対する家族の代表であり、世帯の成員を養う供給者であり保護者と認識される。女性の役割は子どもの養育者、家族の世話、家族にかかわることを調整するものと認識される。(1-2-2)
- 教育や女性の賃金労働、FGMの実施、女性に対する暴力の容認などに関して、男性と女性の間で意見が最も異なる。都市部、下エジプト、上エジプト、辺境区という地域別、教育レベルや経済的なレベル、年齢による意見の相違もあるが、男性と女性の間での意見の相違が、同じ地域間や同等の経済的レベル、教育レベル、年齢のなかでも大きい。(第1章全般)
- 女性は自分の収入や財産は自分でコントロールすることが多い。(1-2-3)
- 「よい結婚」が女性にとって重要で、母親は娘をよい結婚に結びつくように育てる責任を負うという役割を付されている。娘の移動を制限することやFGMの実施は、この母親役割に関係する。(1-2-5、1-2-6)

- (2) エジプトのジェンダー関係の変化の潮流
- 従来のジェンダー関係は国際的なジェンダー平等への取り組みの影響を受けて変化し、女性に不平等な法律は改正される方向にある。(1-2-2)
- 社会経済状況の変化により男性だけの収入では家族を養うことがむずかしく、より多くの女性が収入を得る仕事に携わっている。(1-2-3)
- 女性の識字率は上昇しているが、まだ成人の過半数は非識字者である。識字率のジェンダー格差は23.6%と高い。(1-2-4)
- エジプト人は親戚や同村出身者と結婚することを好む傾向があるが、都市部においては、この傾向は減少し、親戚や同村出身者以外と結婚するケースが約40.0%になる。(1-2-2)
- テレビ、衛星放送、インターネットなどのメディアの普及により、男性も女性もさまざまな情報に接する可能性がある。(1-2-5)

- (3) ジェンダー関係の変化に関わる可能性と制約可能性

経済的な必要性から、女性が収入を得る仕事に就き、男性と同じように世帯の必要を満たすことに貢献するようになることで、女性のなかには世帯内での意思決定を男性と女性と共同で行うことを主張するものもいる。(1-2-3)

### 制約

ほとんどの女性が夫からの暴力を経験している。暴力の受容に関して男性の間でも女性の間でも意見が分かれていたが、夫や男性家族の意向に従わない場合に女性が暴力を受けていることは、女性が男性の意向に従わざるをえない状況にあることが考えられる。また暴力が他人の前で行われることを特に嫌がることから、暴力の実態は隠される可能性もあるため、女性の意思・ニーズが外部に伝わりにくい状況が考えられる。(1-2-7)



## 第2章 各機関・JICAのジェンダー主流化への取り組み ～案件形成・実施に向けた課題と提言～

第2章では7つの分野（経済、農業・農村開発、教育、保健、環境、ジェンダー平等、暴力）において、エジプト政府や国連機関、二国間援助機関、NGO、JICAが、それぞれの分野でどのように事業に取り組んでいるのか概観する。そしてJICAがエジプトにおいて社会の多様性をふまえたきめ細やかな援助を計画・実施するためのアプローチを提案する。なお、これらの7つの分野は、JICAのエジプト支援における重点分野である経済開発、農業・農村開発（一部環境含む）、教育、保健に加え、よりジェンダーにかかる問題に直接働きかけるために、ジェンダー平等および女性への暴力についても検討することとし、選択した。

### 2-1 経済

#### 2-1-1 各機関の取り組み

##### (1) エジプト政府の取り組み

##### 1) SFD (Social Fund for Development)

エジプト現地派遣調査団の聞き取り調査によれば、

SFDは、1993年に70以上の国営企業が民営化されたこととともない10万人以上の大量解雇が発生し、すでに深刻だった失業問題がさらに悪化した際、社会のなかで最も脆弱な層（若年失業者、女性世帯主世帯、国営企業の解雇者）を保護するために設立された基金である。SFDにはジェンダー・ユニットがある。CIDAはSFDの事業者向けアドバイザー・サービス・オフィスの支援を行っているが、このオフィスには女性向けのサービス部局が設けられている。この部局では、女性が弱いとされる交渉術、プレゼンテーション、市場調査の方法などを指導する。本部はカイロにあり、それぞれの県に1つの支部がある。SFDファイユーム県にある支部は、地域の貧困層の生活向上を目的にマイクロ・クレジットを提供し、NGOを通じて、すでに1,800万LEを投入してきた。融資額は1件当たり100LE～8,000LEで6ヵ月から1年で返済する。融資は個人でもグループでも申し込み可能である。融資を受けた人々には技術的な支援も行われる。NGOが融資申込みの手順なども教えている。マイクロ・クレジットで得た収入には政府は税をかけないことになっている。ターゲットは女性で、融資対象者の75.0%が女性、特に



写真2-1 ファイユーム県SFD (Social Fund for Development) が実施するマイクロ・クレジットによる女性の小規模起業

女性世帯主であり担保はない。女性は何度でも融資を受けることができ、回数の制限はない。仮に返済できなくなった場合、まずは SFD が技術支援を行い、問題点を抽出して対策を考える。どうしても解決が困難な場合は融資がキャンセルされる。マイクロ・クレジットの返済率は99.0%。

また、若者を対象とした融資も実施しており、雇用創出のための起業支援を行っている。若者対象のプロジェクトは、1991年に貸付を開始し、総額2,300万米ドルを9,000人に対して融資した。融資対象者の25.0%が女性であり、起業の種類は、椰子油を使用した商品開発、養鶏、刺繍、カーペット作りなどである。

SFD は、そのほかにも国際機関や二国間援助機関から資金を受け、各種小規模企業支援プロジェクトやマイクロ・クレジット・プロジェクトを実施している。実施の際には現地 NGO と協力して行うことが多い。

## (2) 援助機関の取り組み

### 1) ADEW ( Association for the Development and Enhancement of Women )/ UNDP

エジプト現地派遣調査団の聞き取り調査によれば、ADEW は収入が、月額80米ドル以下の女性世帯主を対象とした融資を実施している。融資額は、300LE ~ 1,200LE の範囲であり、融資貸付と同時に資金運用に関する教育なども実施している。ADEW の職員が、定期的に対象者のもとを訪れ、フォローアップに努め、貸付期間終了後には評価を行い、次回の融資申込みの際の審査基準に反映することにしている。また、UNDP も同様に女性世帯主を対象としたマイクロ・クレジット・プログラムを実施し、融資貸付と研修を通じて、女性世帯主の財政状況向上をめざしている。

### 2) CIDA

CIDA の国別開発戦略 ( Country Development Programming Framework Summary and Bilateral Programming ) によると、中小企業支援 ( SMED : Small and Medium Enterprise Development ) は CIDA のエジプト援助方針の重点課題の1つである。CIDA はエジプトで SMED 支援を

行っている各機関に対して専門知識や資源を提供することを目標としている。本分野においてはエジプトの各省庁および実施機関、NGO と連携し、数多くのプロジェクトを実施してきている。そのなかには、失業者に対する就業機会を斡旋するための支援事務所の設立と職員の育成 ( Egyptian Labour Market Service Reform Project、2002年 ~ 2006年 ) や、上エジプトのアスワンを中心として働く子ども ( 女兒も含む ) を対象に健康や安全、教育機会を提供するプロジェクト ( Promoting and Protecting the Interests of Children Who Work Project、2002年 ~ 2005年 ) がある。本プロジェクトでは働く子どもの状況を改善するために各種ツールを開発しているが、それらツールが十分ジェンダーに敏感であるように配慮している。また、ケナ県やアスワン県に住む低所得層の女性を対象に起業支援を1991年から1998年まで実施した。融資貸付だけでなく、資金運営に関する教育と起業に関する技術的支援も同時に行った。また、エジプト現地派遣調査団による聞き取り調査によると、CIDA は中小企業育成と雇用創出のなかでも女性の起業家育成と雇用創出を重視している。CIDA は中小企業育成支援の一環として SFD の支援に力を入れてきた。CIDA は SFD の起業家向けアドバイザー・サービス・オフィスの支援を行っているが、このオフィスには女性向けのサービス部局が設けられている。この部局では、女性が弱いとされる交渉術、プレゼンテーション、市場調査の方法などを指導している。

### 3) Netherlands Development Cooperation / UNIFEM

オランダと UNIFEM が共同で、NCW ( National Council for Women ) のような政府機関に対し、ジェンダーに関する統計整備への協力を行った。主な目的は、政府組織がとっている統計にジェンダーの観点を盛り込むこと、整備された統計を改革のための有効な手段として利用すること、得られた経験をアラブ諸国と共有するためのフォーラムを開催することであった。

### 4) The Association of the Egyptian Red Crescent



世帯の収入を増加させることと女性一般に対して就業の機会を提供することを目的として、資金の貸し付け、刺繍や裁縫の技術を習得するための研修、ワークショップ開催を1995年から実施している。

### (3) JICAの取り組み

#### 1) 労働需要調査と短期訓練コースの開発

##### 【技術協力プロジェクト】

エジプトの海外貿易商生産性職業訓練局がエジプト産業界の人材ニーズに対応した訓練コースの計画、立案、実施を行えるように、労働需要に応じた技術内容・水準に関する量的・質的な調査を通じて、エジプトの産業発展に必要な業種、職種、技術レベルを抽出し、パイロット事業として短期訓練コースを開発、実施評価する協力が行われている。協力期間は2004年10月から2005年10月までの1年間で、日本からの投入は短期専門家9名、ローカル・コンサルタントおよびその他活動に必要な現地業務費である。

本プロジェクトは、女性を対象とした案件ではないが、事業事前評価票において、労働需要調査についてジェンダーの視点を盛り込んだ調査・分析を行うことが記載されている。このような労働需要調査結果をもとに実証試験を実施し、将来的にプロジェクト形成において、ジェンダーの視点を盛り込んだプロジェクトが実施されれば、男女両方の雇用機会が増え、女性の経済的エンパワーメントにつながる。

#### 2) 婦人子ども服【青年海外協力隊派遣】

カイロから約350km西方に位置する砂漠のなかにあるバハレイヤ・オアシスで、社会保険・問題省に登録されているNGO「ブウェーティー社会開発協会」の女性自立のための施設である女性クラブにて、青年海外隊員が3代にわたり継続的に活動を行っている。

初代隊員（2003年3月29日～2004年2月28日）は、婦人子ども服作製の技術指導を中心に、観光客を対象としたお土産品（巾着、しおり、コースターなど）の開発も開始した。また、2004年1月には「ブウェーティー社会開発協会」が運営する手

芸小物、民族衣装などを販売する店舗を開店した。

次代隊員（2004年1月23日～2005年1月22日）は、初代隊員の活動を引き継ぐとともに、洋裁指導と手芸小物の製作技術のさらなる向上に向けて製作指導を行った。

三代目隊員（2004年12月6日～2006年12月5日）は村落開発普及員として、「ブウェーティー社会開発協会」の店舗の運営を軌道に乗せ、地域女性に安定した現金収入の道を作ることをめざして、今後「ブウェーティー社会開発協会」のメンバー自らの管理による運営ができるように指導することが期待されている。

### 2-1-2 案件形成・実施に向けた提言

#### (1) プロジェクト計画・立案段階

失業しているのは貧困層の女性だけでなく、高学歴の女性も失業状態にあることから、経済的分野のプロジェクトを計画する場合は、対象者により、コミュニティ開発などを用いた貧困削減的アプローチと、エジプトの産業・経済発展を目的とした経済開発的アプローチに分けてプロジェクトを形成する必要がある。

農村においては、女性の経済的エンパワーメントを支援する場合であっても、男性の支援が必要で男性にとっても利点があることを理解してもらう必要がある。

都市においては、産業・経済の動向と労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施し、女性も訓練に参加しやすいカリキュラムにする必要がある。

女性世帯主世帯は、貧困に陥りやすいことから、現金収入や資源に対するアクセスが制限されていることを考慮してプロジェクト・ターゲットおよびサイトの選定を実施する。

女性はインフォーマル・セクターで働いていることが多いので、現状が把握されておらず、女性の経済活動が過小評価されていることから、女性の経済的エンパワーメントを支援するプロジェクトを実施する前に、インフォーマル・セクターを含めた女性の

経済活動の統計を整備する必要がある。

(2) 計画・立案段階と実施段階において共通する事項

部族やコミュニティは、慣習や伝統を重んじることから、既存の慣習や伝統を生かした活動を行うことにより、女性が技術研修に参加しやすいような環境を提供すること（女性が集合する、または研修を実施する場所を考慮するなど）が重要である。

家庭において妻の収入向上が夫の立場を脅かすと考えられている場合は、妻の収入が向上することによって家族全体の収入が増えることを男性に理解させる。

女性世帯主の貧困化の要因として、農村の男性が都市へ出稼ぎに行き、農村に残された女性が生活に必要な収入が得られずに困っているという状況がある。したがって、男性が農村で生計を立てることができるよう地域の産業を活性化することが女性世帯主の貧困をなくすことに寄与することがある。

マイクロ・クレジットを実施する場合は、借り手が女性であっても、実際には男性が事業を運営して利益を得て、女性には起業運営の経験の機会もその収益ももたらししていないことがあることから、男女双方に利益が得られるよう十分にモニタリングする必要がある。

貧困の状況にある女性については、技術研修を受ける機会が少ないことから、生計向上に必要な就業ができるよう、生活時間に影響を与えないような研修のカリキュラムを実施し、1人よりもグループで活動することの利点を理解させることが重要。

農村の貧困層を対象とした経済的エンパワーメントについては、実際に起業または収入向上に至らなかったとしても、女性が起業に関連する研修を受講する、仲間と集まるなどにより、問題解決能力が向上する、発言ができるようになる、家族の生活が向上するというような変化をとらえてエンパワーメントの指標とすることも可能である。

小規模起業を促進するプロジェクトを実施する場合は、男女双方のニーズが異なる可能性があることに留意して市場調査を実施する。

マイクロ・クレジット支援の際に、貸付サービスに平行して識字教育を行っているところがある。読み書きできることが女性の経済的自立を促進することにつながっていることを理解することで、プロジェクトの対象となっている人々に識字の重要性が認識される。

エジプトの女性は、すでに技術をもっていてさらに向上したいという意識のある人が多いので、より高度な技術を習得できる環境と起業や会社を運営できるような財源が必要である。

マイクロ・ファイナンス関連のプロジェクトを計画する場合は、女性がそのプロジェクトに容易に参加できるよう、アクセスをよくする必要がある。

女性が経済活動を行うにあたっては安全で安価な移動手段が重要であるため、これを確保する。

## 2-2 農業・農村開発

### 2-2-1 各機関の取り組み

#### (1) 援助機関の取り組み

##### 1) IFAD（国際農業開発基金）

IFAD は2002年には国別開発戦略ペーパー（COSOP）を作成し、支援の方向性を提示した。それによると、IFAD はこれまでエジプトの農業分野において7つのプロジェクトに資金援助を行ってきた。今後の重点分野として、貧しく恵まれない人々に配分するためにエジプト政府が多くの資源を投資して開墾している「newlands」や北西の海岸近くの同じような地域における技術支援を挙げている。IFAD は特にこれら地域の女性とベドウィン社会への支援を重視している。

IFAD の過去のプロジェクトは例外なく女性を

農業生産・資産の管理者ではなく家事従事者とみなしていた。農業普及員は農業生産活動における女性と男性の異なる役割について意識していなかったため、女性が参加する実際の農作業に関する普及や訓練はたいへん限られていた。しかし、エジプト農村地域における性別混合に対するタブーに鑑み、農作業に重点を置きつつ女性への各種サービスを普及させる特別ユニットが設立され、これは農村地域の女性をターゲットとするうえで効果的な手法であることが明らかになった。

「newlands」や北西地域での IFAD の取り組みのなかにはジェンダーと食料保障と栄養改善が含まれている。特に女性裨益者や農作業や農業外作業に携わる人々に注目している。女性を対象にした活動は食料加工、家庭菜園、手工芸、小規模ビジネス（食料雑貨販売業、パン屋、製陶業など）まで視野に入れている。

表2-1で挙げたプロジェクトのなかでも、Second Matruh Resource Management Projectは特に女性と女兒に注目している。計画策定の際には、家庭やコミュニティ活動計画のなかに女性が参加できるようにした。そうすることによって、参加型問題分析を行う際に、コミュニティの男性がジェンダー課題に気づくように、女性と女兒の関心事を確認することにした。男性と女性はプロジェクト

において「mandoub（推奨行為：法規定の5範疇の1つ<sup>35</sup>）」における新しい役割と責任を確認した。このことによってコミュニティ・グループは資源の分配における女性のニーズをよりよく理解し、家族やコミュニティ・レベルでの投資の優先課題や「mandoub」の選択で女性が希望を述べるができるようになった。

2) USAID

過去25年間で USAID は13億米ドルを農業分野に支援してきた。その結果農業生産が飛躍的に拡大し、灌漑設備や農業活動が発展した。主な活動は政策改革や農業研究、投入材の改善と新しい技術の拡大、農地管理技術支援、財政支援、および水管理組合の設立である。2000年～2009年の戦略策定においては3つの横断的課題が確認され、そのうちの1つがジェンダーである。新しい戦略のなかでは、ジェンダー課題を理解することによって、USAID は裨益者をよりよく理解し、開発支援の効果を最大限にするようにプログラムを計画することを目標としている。本戦略を成功させるための中心的な課題としてジェンダーを位置づけることによって、ジェンダー配慮の視点からプログラムを検討する。そのためにはジェンダー別指標を有効活用する必要がある。

表2-1 IFADプロジェクトとジェンダー/WID

プロジェクト名	期間	目的	ジェンダーの視点
Second Matruh Resource Management Project	n.a.	Newlandsに移住してきた女性を含む農民の生活改善	女性が住民参加型計画策定プロセスに参加し、女性の特別なニーズと関心が反映されるようにする。
West Noubaria Rural Development Project	2002～2009 実施中	砂漠での農業や技術のないNewlandsへの移住者への技術指導を行い、居住環境を改善する。	不明
Sohag Rural Development Project	1998～2003	持続的な開発を促進し、農村開発によって農村社会の生活の質を改善し、農村の貧困層、若年失業者と女性の小規模融資への申し込みを改善する。	女性はターゲット・グループの1つ。

出典：IFAD HP <http://www.ifad.org>

<sup>35</sup> 推奨という判断が下される行為・ある行為を行うことが求められているが、それを実行しなくても罪にならず処罰が下されない場合、つまり実行が強制されたものではない場合に、その行為を推奨行為という。推奨行為の実行に対しては賞賛および来世における報奨が与えられる。（出典：大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』2002年）

(2) JICAの取り組み

JICA がこれまで実施した、エジプトにおける農村開発、農業開発分野の案件では、灌漑における水管理分野への協力（表2-2参照）においてジェンダーを配慮した試みがみられる。

この3件は、相互連携して実施された。それぞれの案件におけるジェンダーに関連した協力内容は以下のとおり。

1) 中央デルタ農村地域水環境改善計画調査

【開発調査】

中央デルタ農村地域において調査を実施し、中央デルタ農村地域水環境改善計画のマスター・プランを策定した。さらに、優先地区においてフィージビリティ調査を実施し、パイロット事業計画を策定した。

シャーリア、農村女性の権限、一般的な状況、営農/水管理における参加状況、協力対象地域のニーズなどの調査を、文献、農村女性グループを対象とした PP (Participatory Planning：参加型計

画)手法などによって実施した。

水環境保全計画（パイロット事業計画のなかの計画の1つ）の1つのコンポーネントとして、農民水利組合への女性の参加により、水管理、施設、営農普及指導の改善事業を側面から支援する体制を提案した。

2)「エジプト国別特設「参加型水管理」コース」

【国別特設研修】

下記技術協力プロジェクトの実施促進の一助となることを目的とし、毎年度5～6人の研修員を受け入れ、5年間で延べ30人を研修したコースである。研修カリキュラムの中心は、末端圃場を含む灌漑事業および水管理の視察ならびに座学により、日本の土地改良事業を学ぶことである。第1回目に女性の研修員が1名参加している。

3)「エジプト・ナイルデルタ水管理改善計画」

【技術協力プロジェクト】

上記開発調査の事業計画をもとに実施された。

表2-2

実施年度	案件名	協力スキーム
1998～1999	中央デルタ農村地域水環境改善計画調査	開発調査
1999～2003	エジプト国別特設「参加型水管理」コース	国別特設研修
2000～実施中	エジプト・ナイルデルタ水管理改善計画	技術協力プロジェクト (旧プロジェクト方式技術協力)



写真2-2 ナイルデルタ農村風景

下エジプトのパハル・ヌール地域の灌漑プロジェクト（IIP）において以下の3つの分野で活動が行われている。

水管理：灌漑施設の改善工事に関する調査、計画、設計、施工など事業実施システムの改善、改善された灌漑施設の操作運用・維持管理手法の改善。

農民水利組織：改善された灌漑施設の維持管理をになう農民推理組織の設立・育成手法の改善。

圃場水管理：高精度の均平対策の実施、排水システムの改良、作物に応じた最適な冠水方法や節水型の新規作物の選定・普及など営農面の改善。

農民水利組合へ女性を参加させるための方策を検討するために、生活実態調査やワークショップが実施された。これにより、女性たちのプロジェクトに対する関心の高さが確認され、また、プロジェクトに対する理解が促進された。なお、終了時評価で、プロジェクトの一環として組織された住民による水利連合準備委員会の下部組織として女性2名の委員による「環境・ジェンダー小委員会」が結成されたこと、また、この小委員会設立にともない、女性グループを組織しようという動きが出てきていることが確認された。

## 2-2-2 案件形成・実施に向けた提言

案件形成・実施における留意点を以下に述べる。なお、農業・農村地域におけるジェンダー配慮の一般的な手法については『農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック』（国際協力事業団 平成11年3月）において十分に分析、説明されているため、ここでは特にエジプトにおける多様性に焦点を絞った留意点のみについて言及することとする。

### （1）計画立案・実施段階に共通するもの

#### 1) 調査

エジプト農村地域において、プロジェクト形成を目的として調査を実施する際には、対象地域における環境や活動を広くとらえることが必要とされる。たとえば、生産活動について調査する場合、

エジプトの近年の傾向として、出稼ぎや兼業農家、契約農家の存在があり、対象地域以外における生産活動が世帯の所得に影響していることがある。また、出稼ぎは男性がにになっていることが多く、妻である女性や子どもが対象地域の労働人口のかなりの割合を占める農村もある。出稼ぎが季節労働であれば、時期によっても労働人口が異なる。エジプトの労働者は属性（性別、年齢、ほか）ごとに既得権、労働内容、労働時間が異なる。農業生産ひとつをとってもプロセスや作物によって属性による役割分担がある。このような状況を周辺状況も含めて広くとらえ、偏りや不足が生じないように、求められている成果に応じて、調査の内容や方法をあらかじめ整理しておく必要がある。

エジプト国内において、大きくは上エジプトと下エジプトで状況が異なっており、農村によって状況が異なることも、十分に考えられる。他地域の情報を参考にしつつも、先入観をもちに調査することが肝要である。

#### 2) 活動計画策定

新しいシステムや制度の導入がプロジェクトの計画に含まれている場合は、法制度のみならず、対象地域の習慣や伝統、属性ごとの考え方を押さえておく必要がある。イスラーム法で定まっていることは、全エジプトで定まっていることであり、農村地域で局地的に変革を求めるのは困難である。習慣や伝統は時代とともに変化しているため、変化の可能性はある。しかしながら、たとえそれが習慣や伝統であり、イスラーム法に根拠がないものであったとしても、長年培われたものを変えるのは容易ではない。一般的に、上エジプトは保守的で変えにくく、下エジプトは革新的で新しいものに対する理解が得やすいといった傾向があるが、先入観をもちに地域の特性をふまえて、新しいシステムや制度を構築しないと、持続性を確保するのがむずかしいばかりか、導入から困難にぶつかるのは必至である。

#### 3) ワークショップ

ワークショップなどで調査を実施するときに、エジプトの場合は宗教によっても異なった意見、慣習がみられることがある。そのため、開催に際

してはこうした違いを配慮する工夫が必要である。また、世帯の代表として男性が発言することが多く、世帯主であっても女性が発言することへの抵抗感がみられる地域も多いため、女性の意見を抽出するためには、別々にワークショップを実施するといった工夫も必要である。

新しい取り組みを実施するときに、それが習慣や伝統に逆らう、もしくは逆らうかのような誤解を生む場合は、当事者のみではなく、世帯単位で理解を求めることが必要である。たとえば、女性がグループで食品加工と販売を行うなどで、家を空ける必要がある場合、女性が夫をとまわずに出かけることを快く思わない夫や姑、近所の存在が継続的な活動を阻むことがある。または、男性が新しい取り組みに参加したため、家庭内の労働に手が回らなくなり、ほかの家族に負荷がかかることがある。女性であれば夫や姑、男性であればその妻や子といったように当事者の周囲に対してもワークショップを実施し、社会と調和をはかることが有効である。

## (2) 実施段階

### 1) on/off the job training

女性の単独の外出が否定的で、権利も男性より下位におかれている社会において、女性が On でも Off でも技術研修を受けられる機会は男性より少ない。他方で、たとえば灌漑耕作地などでは、不公平な取水、ポンプを動かすことのむずかしさなどが女性から問題として挙げられており、技術研修を受けるニーズが存在している。プロジェクトの対象者すべてに対して、必要な技術移転が受けられるように配慮することは重要である。

### 2) ジェンダー平等に資するプロジェクト・アプローチ案

ジェンダー主流化のために必要である留意点というよりは、その実施自体がジェンダー平等にインパクトを与えられる方策として、以下を提案する。

#### 生産活動・技術研修

農村地域ではおおむね女性が1人で外出するこ

とが否定的にとらえられており、実際に家事労働もあるため、女性が生産活動に参加できる状況は限られている。しかしながら、所得面で困窮している女性世帯主や、職のない夫をもつ女性が生産活動に参加することの有益性は高い。まずは容易に女性が参加できそうな、食品加工や手芸といった、家庭内でできる生産活動を支援することが考えられる。技術訓練を行う必要があり、参加費用、場所、時間帯などに工夫は必要であるが、農村の一次産品を加工し、保存性や付加価値を高めることで、農村の活性化をはかることもできるため、周囲の理解も得やすいと考える。一次産品の生産やマーケティング、販売などを男性と分業するなど、農村社会全体の生産活動として調和させると持続性が確保しやすいだろう。

#### 制度改善

女性が耕作のすべてのプロセスにおいて参加することは、制度的にも、労働負荷的にも、技術的にもむずかしいため、雇用されている場合も、土地を所有している場合も不利益を被ることが少なくない。エジプトの法律によって保障されている権利が十分に保障されず、一方にとって不利益な契約が行われないように、労働契約や小作契約などの契約書の様式化、契約に際しての行政の監視などの制度改善を支援する専門家の配置は、なんらかの効果をもたらすと考える。

## 2 - 3 教育

### 2 - 3 - 1 各機関の取り組み

#### (1) エジプト政府の取り組み

##### 1) Girls' Education initiative

NCCM の作成したリーフレットによると、エジプト政府は「女子教育イニシアティブ (Girls' Education Initiative)」を2003年に発表した。本イニシアティブは参加型で策定されたが、これは2007年までに他の県でも男児と女児の就学率格差を縮小するために実施されることを目的としたパイロット的な開発プロジェクトである。

イニシアティブ策定の過程において、幾つかの農村地帯で女児の就学率が低い理由として以下が挙げられた。

特に農村部において女児の家から徒歩で通える距離に学校がないこと

貧困

児童労働

教育によって受ける経済的恩恵が低いこと

社会における女児の役割に関する考え方

低年齢結婚

貧困家庭において男児の教育を優先すること

女児誕生に関し登録を行わないこと

教育の価値意識が低いこと

以上の調査結果に基づき、イニシアティブは幾つかの戦略的な内容を含む。たとえば、データベースの開発（就学したことが一度もない女児やドロップ・アウトした女児をマッピングするため）、公共啓発活動とコミュニティの動員（コミュニティや両親が女児を学校に通学させるよう動機づけを行うため）、「女児に優しい学校（Girl-Friendly School）」の拡張（コミュニティ学校の設立）、貧困削減（学校給食や融資プロジェクトの実施）、そしてモニタリングと評価である。

本プロジェクトの目標は2007年までに基礎教育におけるジェンダー格差を縮小することと2015年までに基礎教育における EFA（Education For All: 万人のための教育）の目標を達成し、教育の質を改善することである。ターゲットとなるのは上エジプトの6つの県と下エジプトの1つの県に居住する6歳から13歳までの女児でこれまで学校に通ったことが無い少女やドロップ・アウトした女児である。またこのような学校に就学を希望する男児や、対象地域の村や辺境地帯に住む若い卒業生（就職の機会として）、就学をしていない女児をもつ貧困家庭（収入向上活動として）、村や郡レベルに設置する情報センターの労働者もプロジェクトの対象者となる。

2002年までに2,649校の女児のための1クラス学校が建設され、55,315人の女児が通学している。また、201校のコミュニティ学校が2001年までに建設された。これらの学校の生徒のほとんどは女児である。NCWによると、これらの学校は1991

年から2003年までの間に女性の就学率を35%押し上げ、加えて、1996年までに労働省、文化省、住居省、地域開発省は女性を特に対象とした訓練プログラムを実施した。

## (2) 援助機関の取り組み

上記の政府イニシアティブの取り組みに基づき、国連機関、二国間援助機関、NGO、民間セクターが実際のプロジェクトを実施している。地方レベルにおける国の各種サービス提供は一般的に現地の NGO が行っている。以下は幾つかの代表的なプロジェクトである。

### 1) NCCM と UNICEF : 1 学級学校プロジェクト (One Classroom School Project)

このプロジェクトは「女子教育イニシアティブ」の1つのコンポーネントである「女児に優しい学校（Girl-Friendly School）」の枠組みのなかで実施されているプロジェクトである。NCCM および UNICEF への聞き取り調査によると、この学校はインフォーマルなコミュニティ学校であるが、カリキュラムはフォーマルなものを使用しており、学校教育が行き届いていない隔絶した村に存在する政府所有の土地や寄付された建物に建設されている。1学級は最高36人までとしており、さらに25.0%までを男子生徒とすることができる。このプロジェクトでは学校対象地域に居住する女性の「ファシリテーター」を雇用し、そうすることによって両親が女児を学校に通学させることについて不安に思わないようにしている。また、生徒に基本的な生活に必要な技術を身につけさせることも目標としている。

プロジェクトの策定過程において UNICEF はサーベイを実施し、プロジェクト対象地域に居住する女児のうちまったく就学したことのない女児の名前と住所を確認した。その後、2002年に教室（小学校）建設のための「参加型計画」を開始した。具体的には集落レベルで会合を開催し、教室（小学校）のあり方について住民と協議した。この会合には当事者である少女たちにも参加してもらい、彼女たちが小学校に行けない原因を抽出した。これらの協議を通じて明らかになったのは、親は少女たちを学校にやりたいと強く思っている



写真2 - 3 ケナ県ナガハマディ地区の子どもたち

こと、障害は少女に対する差別ではなく、貧困や通学時間であることがわかった。一方、上エジプトでは女兒や女性のジェンダー役割にかかる考え方が課題になっていた。活動の実施内容やアプローチについては住民と話し合ったうえで決めたため、地域によって違いがある。

## 2) USAIDなど：New Schools Program (NSP) (2000年～2005年)

USAID への聞き取り調査によれば、このプログラムは USAID のプログラムであるが、実施は CARE、Education Development Committee (EDC)、World Education が行っている。対象地域は上エジプトのミアア県、ベニ・スエフ県、ファイユーム県の女子就学率が男子と比べかなり低い地域である。このプログラムの目的は女兒の就学率を向上させ、地域コミュニティの完全参加をもってNSPが支援している学校において教育の質を改善することである。このようにして最終的に女性と家族の地位の向上に結びつける。

このプログラムによって70の新しい小学校と160の複数学年制コミュニティ学校と70の識字および生活技能クラスが建設され、合計1,000の新しい教室が提供された。プログラムの活動に地域コミュニティが参加することは両親が女兒を学校に通学させる気になるうえでたいへん重要であることから、このプログラムは計画策定と実施におい

てコミュニティの動員に重要性を置いている。コミュニティの参加促進のため、このプログラムは対象コミュニティごとにコミュニティ教育チーム (CET) を立ち上げ、複数学年のコミュニティ学校を支援するための親会 (PA) を発展させる。

また年齢別の多岐にわたる教育プログラム策定を支援することによって、年齢別に明確に異なる女兒の教育ニーズを確認する。新しい小学校は5歳から9歳の新入生もしくはドロップ・アウトした生徒に学ぶ場を提供する。CET は現在学校に通学していないこの年齢層の女兒を入学させることに重要性をおいている。複数学年制学校は9歳から14歳ですでに小学校入学が不可能な女兒に短期集中型初等教育プログラムを受講する機会を提供している。このプログラムによって6年間の初等教育カリキュラムを3年間で修了することが可能になった。識字と生活技能教育は14歳から18歳の女兒を対象としており特に妊娠と子育てへの準備に焦点を当てている。

## 3) USAIDと教育省：New Horizons Projects

USAID への聞き取り調査によれば、このプロジェクトはインフォーマル教育の枠組みにおいて9歳から20歳までの若い女性の能力強化を目標としている。内容は以下のとおり。

生活の基礎的なスキルの習得 (アイデンティティーの確立、権利と責任、栄養学、健



康管理、衛生、応急手当)

出産および母子の健康に関する知識習得  
(思春期、女性に対する暴力、結婚、妊娠・  
出産、家族計画、性病)

この2つのテーマについて学び、それぞれ週5回、9ヵ月、180時間のプログラムが行われる。プログラムのなかでは女性に自尊心、自負心をもたせ、生活の基礎スキルをつけさせる。この結果、若い女性が人生の重要な選択を自身で行うことができるようになることが最終的な目標である。

### (3) JICAの取り組み

JICAの教育分野での取り組みは以下のとおり。教育分野においてはジェンダーはプロジェクトの活動の1つであった。

#### 1) 小学校理数科教育改善プロジェクト

JICAは「小学校理数科授業改善」というプロジェクトを1997年から2000年まで実施した。そのなかでJICA専門家がNational Center for Education Research and Developmentの研究者との協力のもと、教師の指導要領を編集した。この指導要領を有効活用し、教師をエンパワーするため、「小学校理数科教育改善プロジェクト」が2003年に3年間の期間でスタートした。日本人専門家は生徒の創造性や勉強しようとする意志を尊重することに焦点を当てた新しい教育指導方法を紹介することを期待されている。その結果、クラスは活性化し、女子児童のなかには手を挙げて他の人々の前で意見を発表できるようになったものもいた。

#### 2-3-2 案件形成・実施に向けた提言

以上の背景をふまえ、特に、農村地域における女子教育については、上記で示されている女兒の就学率が低いという理由に注目しながら、プロジェクトを計画立案していくことが求められる。地域的に学校が遠いことのほか、農村地域に根づいているジェンダー役割や男性優位による社会環境により、女兒に対する教育へのアクセスが男児に比べ低くなっている。また貧困問題に関連して児童労働も問題化しており、子どもたちへの教育の機会がさらに遠ざかっている。これらの理由は地域ごとに、その度合いも異なることから、住民参加

型手法によって対象地域の住民の「声」をジェンダーの視点からとらえていくことが望まれる。

エジプトの教育分野におけるニーズとして、コミュニティを基盤とした活動の案件が多い。そのため、このセクションではそのニーズを基本的な視点としてとらえた計画策定を念頭に、参加型農村開発プロジェクトを展開する場合を想定している。すでに、他のドナー機関が多くのプロジェクトを実施してきているため、それらの活動から教訓を学ぶとともに、協調していくことが求められる。具体的な取り組みは、以下のとおり。

#### (1) 計画立案段階

対象地域における識字率、教育レベル別(例：初等教育、中等教育、高等教育)における就学率やドロップ・アウト率に関し、男女別のデータを確認する。

エジプトは地域性がみられるため、住民参加型によって、その地域が抱える教育分野に関する問題点を抽出する。

小学校建設を行う際は、スクール・マッピングを行う。特に、地方部に建設する場合は、女子の就学率の低い地域を確認する。

女兒が初等教育に参加できるようにするためのインセンティブとして、教育にかかるコストを軽減するために、経済的な負担がかからないような制度として、ユニフォームの支給や学校での軽食の配給などが考えられる。また、トイレの設置などのアメニティの設備を整える。

コミュニティ・スクールをインフォーマルな形式で行う場合、成人男女を対象にした識字教室なども視野に入れる。特に農村地域においては、女性の土地の権利および利用の権限について、ジェンダーの不平等が残されている。そのため、エジプトの法律によって保障されている権利を十分に理解することが求められる。

#### (2) 立案と実施段階において共通する事項

住民参加型による会合を行う際は、男女別による会合を設けたり、また、特に母親が会合に参加しやすい時間帯を考慮に入れて

設定する。

女兒を学校教育に参加させることについて、両親のほか、コミュニティ・リーダーなどの理解を得るようにする。

### (3) 実施段階

実施協力者として、ローカル NGOs を有効活用する。対象地域住民の状況および、住民からの信頼を得やすくするためである。

特に女兒を対象とした活動を行う場合は、対象地域出身の女性ファシリテーターを有効活用する。そうすることにより、女兒が通学することについて、両親の心配事を軽減する。

対象地域の女性ファシリテーターを有効活用する場合、フォーマル/インフォーマルを問わず教育を修了している女性を対象にトレーナー養成研修 (Training of Trainers : TOT) を実施する。女性の教育の重要性を示せる 1 つの手本となる。

女兒を対象とした教育活動であっても、教育を受けることのできない男児にもその門戸を閉ざさないようにする。

特に農村地域においては、季節により子どもたちが農作業を手伝うことなどがあるため、授業の時間帯や学校を開校する時期などに融通性をもたせる。

## 2 - 4 保健

### 2 - 4 - 1 各機関の取り組み

#### (1) エジプト政府の取り組み

##### 1) Health Sector Reform

エジプトにおけるヘルス・セクター・リフォームは保健人口省の配下にある地域診療所が重要な役割を果たす。多くのホームドクターが地域診療所に登録されており、その地域に住む住民はいずれかのホームドクターや診療所に家族単位で登録する。「(個人ではなく) 家族の健康を守る」とい

うアプローチは、“Family Practitioner” という分野の医療専門家が新設されたことからわかるように、同リフォームの基本方針の 1 つとされている。

それぞれの地域診療所は各地域に配置している専門病院と連携がとれており、専門病院では診療所やホームドクターでは対処できない高次医療の対応が行われる。一定の条件を満たした非政府組織系列の医療機関や私立病院も上述したネットワークに組み込まれており、必要に応じて患者を移送しあえるしくみとなっている。

大都市以外では専門医が不足しており、重病になると対処できないことや、ホームドクターや地域診療所スタッフの給与が低く、多くの医療従事者が副業を持たざるをえないことが課題として挙げられている。

#### 2) FGM Free Village Model Project

NCCM が UNDP をはじめとする 8 つのドナー (Donor Assistant Group : DAG) との協力のもと、上エジプトと下エジプトの一部の 120 の村で活動を実施している。プロジェクトは協力体制の整備、コミュニティを中心とした活動、多くの人々の参加、を通じてコミュニティが主体となって FGM を廃絶するようにしている。NGO との協力も重視している。またメディアを使った啓発活動として、コマーシャル・スポットやテレビやラジオ番組を制作している。

FGM はこれまで長く行われてきた習慣であるためプロジェクトのアプローチにも注意しており、特に「悪いことである」というトップダウン的なアプローチを避け、ボトムアップを重視し、また他のセクターとの協力を重視して行っている。たとえば医学的な悪影響について啓発したり、問題点を指摘するために社会・文化も視野に入れた包括的な取り組みを行っている。また、草の根レベルでの啓発活動とともにメディアを有効活用し、人々が FGM の悪い点について話し合う雰囲気をつくったり、イスラーム学者も巻き込み、ブックレットを作成したりしている。これは街中のニュース・スタンドで 1 ポンドで販売され、大きな反響を呼んだ。

## (2) 援助機関の取り組み

## 1) WHO

WHO では特にリプロダクティブ・ヘルス分野においては、事実や統計に基づいて事業戦略を決定することの必要性を強く認識していることから、当該分野における総合的な調査研究が盛んである。

妊産婦死亡率および乳幼児死亡率の低減に向け、母子保健教育、産前産後の適切な医療措置、妊産婦検診の充実、濃い血縁関係の出産がもたらす影響、などの取り組みを行っている（MPS 戦略（Making Pregnancy Safer））。また、FGM 廃絶に向けた啓蒙啓発活動も盛んである。

## 2) 世界銀行

## Health Sector Reform

世界銀行は ADB、EC、USAID と共同で、エジプトの保健人口省が行っているヘルス・セクター・リフォーム（Health Sector Reform Program）の資金的な援助を行っている。これらの機関から援助された資金は、医療機材の更新、既存医療施設の改修、優先地域における新病院建築、医師、看護師、薬剤師、技師の研修などに使われる。

プロジェクトの目標は、2つの県でのパイロット・プロジェクト対象地域に居住する貧しい人々に対して、PHCと保健サービスを提供することであり、それら地域にある保健に関するインフラを合理化することによって PHC へのアクセスと効率性を改善することにある。

## Population Project

プロジェクトの目標は、保健人口省のキャパシティ・ビルディングを行うことによって、人口増加率をより良く管理することにある。また、特に出生率の高い上エジプトの農村地域で女性と子どもの状況と地位を改善することもある。これらの目標は国家家族計画プログラムの目標を達成することを支援する、という目的のもとに策定されている。活動のなかには、人口問題について人々の気づきを促すものや、リプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセスを改善することなどが

含まれる。また、子どもの栄養や安全な母性、男性の啓蒙、晩婚などに関連する分野における人々の知識の向上なども行っている。

## 3) UNDP

## FGM Free Village Model Project

エジプトで初の試みとしてコモン・バスケット方式が採用され、収集された資金で運営されたプロジェクトが FGM Free Village モデル・プロジェクトであり、UNDP はその中心ドナーである。ほかにアメリカ、イタリア、オランダ、カナダ、スイス、デンマーク、フィンランドが参加し、UNDP を加えた 8 機関（DAG : Donor Assistance Group）が支援している。

## 4) USAID

エジプトにとって最大の二国間被援助国であるアメリカは、同分野での協力を 1975 年に開始している。同国援助重点分野の 1 つが保健であることから、これまで数回のフェーズにもわたって大規模な包括プログラムが実施されてきている。下記のプログラムはそのうち特に女性に関するものである。USAID は組織の方針としてジェンダー・社会調査を行うことが前提となっているため、これらプログラムの形成時にも調査が実施されたと考えられる。

## 人口家族計画プロジェクト（Population / Family Planning）

本プロジェクトは、アクセス可能な家族計画サービスをエジプト人家族に供給することを目的としている。国家人口評議会（National Population Council : NPC）、人口保健省とともに人材育成、マネージメント・システムの強化、カウンセリング能力の向上、などの活動を行っている。

## 健康な母子プロジェクト

## （Healthy Mother / Healthy Child）

母子保健の健康向上を目標に、分娩後の適切なケアの教育啓蒙、母乳養育の普及、禁煙キャンペーン、新生児感染症予防、新生児のワクチン摂取、伝統産婆を対象とした研修、非識字者を対処とし

た母子保健教材開発など活動内容は多岐にわたる。母親は特に家族全員の健康維持の責任者でもあり、知識向上にかかる活動の主たる対象者となっている。

#### 5) UNFPA

農村地域でのリプロダクティブ・ヘルス/家族計画/性に関する知識普及とカウンセリング・スキル向上のための訓練

このプロジェクトは UNFPA とムヌフィーヤ大学高等看護学校の共同出資で1996年から1998年まで実施された。主な活動は、ムヌフィーヤ大学の高等看護学部やその他のムヌフィーヤ県の看護学校において、人口問題、リプロダクティブ・ヘルス/家族計画/性に関する現行のカリキュラムの内容を見直し、内容を改善することであった。この活動の一環として、当該問題の普及に必要な、コミュニティでの信頼関係の構築やカウンセリングのスキル向上を目的とした教材の開発を行った。開発された教材は、看護学校において実際に地域の診療所などに配属される看護師の養成のために導入される一方で、各看護学校からは現場における経験をフィードバックすることで、よりコミュニティ・レベルでの利用価値の高い教材に作り変える工夫をした。

このプロジェクトによる成果・効果としては、看護師（多くは女性）を農村部におけるコミュニ

ティ・カウンセラーとして養成したこと、看護師がコミュニティの女性のみならず男性やその親族らを巻き込んでリプロダクティブ・ヘルスの問題を議論できるようになったこと、地域のヘルス・センターに配属された看護師が、担当コミュニティの現状に対応した問題解決の工夫をするようになったこと（例、ある診療所では、避妊の方法とその効果をリスト化したものを住民にわかりやすいよう絵で示した）、コミュニティのメンバーがよりオープンに家族計画や避妊方法について話し合えるようになったことなどがあり、報告されている。

#### (2) JICAの取り組み

##### 1) カイロ大学小児病院プロジェクト

【技術協力プロジェクト・無償資金協力】

エジプト唯一の公共小児医療機関であるカイロ大学小児病院の建設・拡充を無償資金協力で行い、同小児病院の医師、看護師を対象に小児科の診察サービスの向上を目的としたプロジェクトを行った（1983年～1997年）。1999年から行った小児救急医療プロジェクトでは、小児救急医療体制の確立、医学部学生、看護学部学生の小児救急医療における教育の充実をはかることを目的とした。

本報告書のテーマである「多様な社会」という意味で注目される成果は、当初不可能と思われた



写真2-4 ケナ県ナガハマディ地区母子保健センター

医師・看護師合同ミーティングが実現されたことである。エジプトでは医師と看護師が相談や意見交換を行うことはほぼ皆無であり（ちなみに本プロジェクトにおける医師の9割以上が男性、看護師の9割以上が女性）、これは同国の職業差別・職業特権意識がきわめて強いことによる。

## 2)「エジプト母子保健・家族計画プロジェクト」

このプロジェクトは、1986年にエジプト政府が掲げた「新人口政策」に呼応して1989年から3年間の技術協力プロジェクトとして実施された。対象地域は、ケナ県ナガハマディ地区である。本プロジェクトは、パイロット・プロジェクトの位置づけで実施され、またエジプト国内では初めての検診車（モバイル・クリニック）を用いた母子保健・家族計画サービスであった。主な活動は、検診車を利用した巡回検診活動を通じて家族計画・母子保健サービスの向上をはかり、あわせて広報・教育活動、および医師を対象とした超音波診断セミナー活動などを行うことであった。

エジプトにおける看護師不足に対応するため、2ヵ月間のアシスタント・ナース養成短期コースを実施した。若い女性が外に働きに出る習慣のない社会で、高校卒の女性を公募し、やる気のある若い子女を採用した。アシスタント・ナースを繰り返し養成していくことで、住民への健康活動に対する意識を高めていくことをめざした。またその当時、育児期を終了した女性達の組織育成や男性グループの組織化も視野に入れておく必要があることをプロジェクトは認識し始めていた。

啓発活動については、検診車の機能とその背後にある母子保健・家族計画促進への理解を妊産婦のみならず、村の有力者・宗教指導者・男たちに広げた。さらに、広報宣伝用のビデオ製作については、上エジプト農村の状況を考慮し、出演者には地元の人たちに慣れ親しんだ医師、村の有力者、宗教指導者などを起用し、栄養指導についても村で簡単に入手できるものとし、ローカル色を十分に取り入れた教材を作成するなど、地域密着型で簡単な教材を制作することに配慮がなされた。イスラーム圏に属するエジプトの、特に伝統や慣習の根強い上エジプトの農村地域において、家族計画が根づいていったことは評価すべき点として報

告されている。

## 2-4-2 案件形成・実施に向けた提言

エジプトの保健分野では家族計画と母子保健およびFGM廃絶が大きな柱となっている。FGM廃絶については、すでに多数のドナーが協力を実施しているため、JICAが本分野に積極的に関与する必要性は薄いといえる。以下の提言は、家族計画や母子保健関連分野での協力を実施する際の提言である。

### (1) プロジェクト計画・立案段階

上エジプトの農村部を対象に案件を計画する場合には、病院やヘルス・ポストへのアクセスが問題になってプロジェクトが提供する各種サービスが対象者に届かないことが考えられるため、モバイル・クリニックなど、より多くの人々がサービスの提供を享受することができるよう配慮する。

上エジプト農村部では結婚年齢が低く、合計特殊出生率も高い。教育を受けていない母親が多数存在するため、識字教育などのコンポーネントを活動に含むことを検討する。

貧困層に属する家庭では、子どもの出生証明書を出しておらず、そのために、医療・保健を含めて政府が提供する各種サービスを無料で受ける権利がない子ども（特に女兒）が多いことから、NGOなどとの協力によって、これらID作成を支援する活動などをコンポーネントに含める。

啓蒙や普及活動を行う際には、イスラームの価値規範がきわめて強いことから、ハディースやコーランからの引用を可能な限り用いることが有効である。たとえば手を洗うことにより雑菌が洗い流される、という「科学的知識」を伝えるのではなく、そのようなファトア（イスラーム法学者による宗教的見解）を伝えるほうが、何倍も効果が高い。その際には宗教指導者やウラマー（イスラーム法学者）を案件形成段階から可能な限り巻き込むことが望ましい。

第1章で論じたように、事実と異なる見解

が広く流布しているケース（FGM がコーランで推奨されているなど）もあり、案件担当者がイスラームの知識を有することに加え、案件の対象となる層がイスラーム規範としてなにを受け入れているのか、あらかじめ把握することが望ましい。

## （２）実施段階

特に上エジプトの農村部で家族計画などのプロジェクトを実施する際には、現地の女性を活用し、彼女たちを通して、母親だけでなく、地域の有力者や父親も巻き込んだ活動を行うことによって、持続性のある活動にする。

特に上エジプトの農村部では女性の識字率が低いことから、啓発活動を行う際には、メディア（テレビ、ラジオ、ポスター、絵本など）を有効に活用する。視聴覚教育分野の青年海外協力隊などとの連携も視野に入れる。

組織の意思決定は組織の長、もしくは長に対して最も影響力がある人の意向が反映される。案件実施の際には、このようなキーパーソンのジェンダー理解度をあらかじめ見極め、適切なはたらきかけを行い、案件をジェンダー的視点に合った方向へ導くことが肝要である。

カイロなどの大都市圏で案件を実施する場合、常日ごろからエジプト側との対話を重視し、コミュニケーションと信頼醸成に配慮する。そうすることによって分業体制が強いエジプトの医療体制に風穴を開けることも可能である。JICA の先行プロジェクトでは、日本人専門家のエジプト側との対話を重視する姿勢や、専門家とカウンターパート間の活発なコミュニケーションと信頼関係の醸成により、エジプト側から当初は不可能とされていた医師・看護師合同ミーティングが実現された。繰り返していわれていることであるが、日本の価値観を性急に押し付けるのではなく、まず相手の言うことに耳を傾け、信頼関係の構築から入ることの重要性が伺われる。

## 2-5 環境

### 2-5-1 各機関の取り組み

エジプトにおける環境分野の協力は、他分野の協力活動に抱き合わされていることが多い。ここでは、環境面に特に焦点を当てた案件の事例のみを紹介するにとどめる。

#### （１）エジプト政府の取り組み

エジプト政府は、環境管理と保護に関し、主に４つの環境指針を示している。その１つに、「環境政策とプログラムのなかにジェンダー課題を統合していく」という項目を挙げている。また省内には、女性ユニットも設置されている。環境省は、産業分野、農業分野や水資源管理分野において、「ジェンダー・イシューと環境」について理解・促進するために、さまざまなワークショップや研修プログラムを計画・準備してきた。環境を保全するために、多様な技術が女性に紹介されてきている。そのなかには、女性を対象に、従来のエネルギー資源を節約するため、料理する際にバイオガスや他の代替エネルギーを利用するなどの研修も含まれている。

環境省の取り組みとは別に、国家女性評議会（National Council for Women : NCW）は女性問題と関連させ、11ある委員会の１つに、環境委員会を設置している。その環境委員会の役割は２つある。１点目は、女性に関連する環境調査を準備することであり、２点目は、女性を対象に環境保護に関する意識を高めるプログラムを提案し、実施することである。

#### （２）援助機関の取り組み

エジプト政府が掲げる環境政策にそって、二国間および国連機関は（たとえば、国連児童基金、カナダ開発庁やイタリア協力庁）、環境プログラムを実施してきた。これらの環境プログラムでは、ジェンダー視点を組み込んだ活動が示されていた。しかしながら、それらの多くの活動は、たとえば「ジェンダーと水・衛生」「ジェンダーと農業・灌漑」、また「主に女性を対象としたマイクロ・クレジット活動」などであり、明確に環境分

野にジェンダー視点が組み込まれた活動はみられなかった。

### (3) JICAの取り組み

JICA は、1996年から2004年10月まで、環境分野に関し3種類の JICA スキーム（無償資金協力援助、技術協力援助およびフォローアップ・プロジェクト）によって、エジプト政府に対して協力支援を行ってきた。しかしながら、ジェンダー視点はこれらの環境分野における活動のなかには、組み込まれてはいなかった。

#### 2-5-2 案件形成・実施に向けた提言

以上のとおり、本分野においては農業・農村開発や保健、水資源管理の枠組みでジェンダーを配慮することが多いため、JICA においても、環境とジェンダーについては、農業・農村開発、保健分野での留意事項を参照願いたい。

## 2-6 ジェンダー平等

### 2-6-1 各機関の取り組み

#### (1) エジプト政府の取り組み

エジプト政府はジェンダー格差の解消をめざし、エジプト人女性の社会的、経済的、政治的地位の向上を目的とする独立した政府機関 NCW（2000年設立）を拠点に、各省庁にジェンダー平等ユニットを設置しており、ジェンダー主流化に向けた基本的な体制は整っているといえる。

NCW の業務は以下のように分類されており、国際機関や各ドナーからの支援を得つつ活動を行っている。

- 政策分析および政策に対する助言
- ジェンダー計画、主流化、モニタリングの実施
- ネットワークとパートナーシップの構築
- ジェンダーに対する社会認識の向上とコミュニケーションの促進
- キャパシティ・ビルディングおよび研修の実施
- 調査/報告書/配布

### パイロット事業の実施

#### (2) 援助機関の取り組み

ジェンダー平等にかかわるドナー支援は、NCW の組織強化を目的とするものが中心となっている。

##### 1) UNDP

NCW への技術支援およびマネジメントに対する協力と、NCW がジェンダー分野の支援を実施する NGO へ出資するための資金支援を主に行っている。

##### 2) UNIFEM

UNIFEM は、2000年に NCW が設立されて以来、エジプト政府の要望に応じて NCW のキャパシティ・ビルディングに携わっている。主な活動は以下のとおり。

- 国家ジェンダー戦略の策定支援
- 国家ジェンダー戦略に基づいたジェンダー主流化のための省庁関係者へのトレーニング
- 各省庁における戦略や、年間計画策定におけるジェンダー視点の導入支援
- 戦略や年間計画におけるジェンダー視点からの M & E 支援
- NGO キャパシティ・ビルディング支援。
- 女性にかかわる課題への対応についてのトレーニング・マニュアルの作成。これは地域別にテラー・メードになっている。
- CEDAW 報告書作成支援

##### 3) UNICEF

NCW 職員や他省庁のフォーカル・ポイントに対するジェンダー研修を行っている。

##### 4) UNFPA

NCW 技術支援のための専門家（コンサルタント）を派遣している。

##### 5) ILO

研修や技術指導による NCW の組織強化に協力

している。

#### 6) オランダ政府

10の NGO を通じて、個別面接やグループ・ディスカッションを積み重ねながら、エジプト女性の意識の変革、社会参加の促進の活動などを地道に行っている。

その他、プロジェクトの立案・計画の段階でジェンダーの視点を考慮するよう義務づけているドナーが、CIDA、FAO、USAID と少なからず存在する。このことから、エジプト支援のなかでジェンダー支援に重きを置くという各国ドナーにおける援助の潮流を読み取ることができる。

#### 2-6-2 案件形成・実施に向けた提言

ジェンダー平等に特化したプロジェクトの立案・実施という観点において、二国間援助機関である JICA があらたな事業を展開する余地は少ない。というのも、NCW には国際機関などすでに数多くのドナーが関わっており、追加的に JICA が加わることで大きな変化が生まれるとは考えにくいからである。このような状況のなかで、JICA が他の分野の案件形成時に配慮すべき点を以下に挙げる。

ジェンダー平等という概念をさまざまな分野のプロジェクトに横断的に盛り込むことが計画立案時に重要である。

ジェンダー平等にかかわる社会認識の深化を支援するという点では、保健や教育などのジェンダーと深くかかわる事業を通しての広報活動が重要である。たとえば、マスメディア界における女性の進出は、ジェンダー平等という概念を普及させる過程において、ジェンダーにかかわる問題やジェンダー平等への取り組みを取り上げることに対する抵抗が男性と比較した場合に少ないと考えられるため、有効な啓蒙手段として期待できる。

また、今後、以下のような案件の実施を検討することはできる。

NCW の活動や他のドナーの支援状況を近隣

諸国と比較した場合、エジプトは中東でのジェンダー平等を推進する拠点として位置づけることが可能といえる。アラブとして文化的背景が近い近隣諸国のジェンダー平等を促進するための第三国研修を、エジプト NCW を実施機関として行うことは検討に値する。

国は独自の伝統を有しており、その流れに変化をもたらすためには、その伝統が形成される過程で費やされたのと同じだけの情報量が人々に伝わる必要がある。ゆえに、長い歴史を有するエジプトにおいてジェンダー平等をより推進させるための道のりは必ずしも楽観視できるものではないが、上述のような手がかりを駆使することで、ジェンダー主流化に向けた社会を実現させるための足がかりを得ることができよう。

## 2-7 女性に対する暴力

### 2-7-1 各機関の取り組み

#### (1) 援助機関の取り組み

##### 1) ADEW

ローカル・コンサルタントによる調査結果やエジプト現地派遣調査団の報告によると、女性に対する暴力に取り組んでいる機関はほとんどない。収集された情報によれば、ADEW (Association for the Development and Enhancement of Women) がまさにこの問題に取り組もうとしているところであり、家庭内暴力に悩む女性や子どもを支援する予定である。

ローカル・コンサルタントによる報告書によれば、本プログラムはシェルター、カウンセリング、生活技術向上支援も視野に入れた包括的なパッケージ支援をめざしており、それは女性のエンパワーメントや女性が自分自身を助けることによって現状に疑問をもつ能力を携えることができる、という ADEW の理念にそっている。「イブの家」プロジェクトはほかに行くところのない女性や子どもに安全な場所を提供する。ADEW は現在20名の



女性とその子ども、約80～100人の人々を収容できる十分な空間をもった共同生活形式のシェルターを計画し、施設を改装しているところである<sup>36</sup>。空間を共有することは、おたがいに助け合う雰囲気づくりを促進し、女性たちが自分たち自身の共同体を作り上げるのに有効である、と ADEW では考えている。ADEW は女性や子どもたちがばらばらになってしまった生活の断片を拾い上げ、自信を取り戻し、自分たち自身で意志決定できる能力を身につけることができる安全な環境のなかで各種サービスを提供する。温かいベッドと安全な空間を提供することに加え、「イブの家」は心理カウンセリング、法律支援、エンパワーメント・セミナー、トレーニング、財務識字、移動、新しい生活への移行計画、小規模融資への申し込み、識字教育、健康プログラム、トラウマをもった子どもへの遊びを通じたセラピーなどのサービスを提供する。

なお、聞き取り調査結果によると、ADEW が行った調査によると、シェルター・プログラムを開始するきっかけになったインタビュー調査では、インタビューされた444名の女性のうち、96%はなんらかの身体的または性的暴力を受けた経験があるという結果が出た。だれから受けた暴力かについては不明だが、文脈から、この調査によってDVを含めた女性に対する暴力が深刻であるという認識を ADEW がもっている。その原因としては「他の地域と同じように強固な伝統的家父長制社会における女性の地位（の低さ）」を挙げている。

## (2) JICAの取り組み

過去に本分野における JICA の取り組みはない。

### 2-7-2 案件形成・実施に向けた提言

エジプトにおける法体系や現状を確認するためのデータ不足を鑑みると、二国間援助機関として本分野で支援を行うことはむずかしいといえる。直接この課題で支援を行うよりも、JICA としては、対象地域のジェンダー状況に敏感になることによって不要な不信感を招かないようにする一方で、

特に農村地方における女性の厳しい状況を改善するようにジェンダー視点を各分野の支援に戦略的に統合することが肝要である。各分野での案件形成および実施において配慮する点は以下のとおり。

#### (1) 計画・立案段階

参加型地域開発プロジェクトを立案する際には対象地域の女性に対する暴力状況を十分調査し、対象地域において女性に対する暴力に発展するような不要な反応を招かないように注意する。

女性に対する暴力への反対意見が強い都会においては、被害者を保護するシェルターの設置やシェルターで働く人々の能力開発を検討する（NGO 連携など）。

若い世代のジェンダー概念を変え、エジプトにおける女性に対する暴力を撲滅するためにも、教科書や教師のトレーニング用教材がジェンダーに敏感であり、かつ男性と女性双方の人権を尊重する内容になっているか確認する。

男女の人権が平等であるという考え方を広く流布するためにも、メディアや視聴覚教材の作成支援を検討する。女性と男性の新しい役割やイメージに焦点を当てる。

現行の法体系における男女平等の扱いについて、警察や裁判官、弁護士などの能力開発を行う。これはよいガバナンス構築の文脈で検討する。

#### (2) 実施段階

参加型地域開発プロジェクトを実施する際には、女性のファシリテーターを有効活用する。このことによって妻の不義に対する疑いを招かないようにする。

参加型地域開発プロジェクトを実施する際には、女性の参加について男性や村のリーダーの了承を最初に得るようにする。

健康や教育関連プロジェクトにおいて女性

<sup>36</sup> 在エジプト日本大使館は ADEW の本プログラムを資金的に援助している。

に対する暴力に注意することがたいへん重要である。そうすることによってこれらのプロジェクトで暴力の被害者に対する適切な対応を行うことが可能である。

## 2-8 第2章のまとめ

第2章における7分野での提言から、ジェンダー主流化への取り組みに共通する要素を抽出し以下にまとめる。

### 2-8-1 計画・立案段階

ジェンダー主流化に向けた開発プロジェクトの計画・立案にあたっては、いかなる分野においても、当該分野の課題を中心とする対象地域の男女別の情報を収集し、分析を行うことが前提となるのはいうまでもない。

本調査研究においては、ジェンダーの違いによって生じる役割・責任の違い、その役割・責任に付随する権利の違い、意思決定に及ぼす影響力と範囲の違い、また、これらを決定する既存の行動規範に対する男女の認識の違いが浮き彫りにされた。それと同時に、地域、階級、所得レベル、教育レベル、年齢層、宗教によって男女の認識やその度合いが多様であることも明らかになった。開発のターゲットとなるグループや地域内部の社会関係ならびに意思決定構造は、プロジェクトの計画・実施に大きく影響する。そこで、上述のような男女の違いや、ジェンダーに関する認識の多様性をよりよく把握することによって、プロジェクトにおけるターゲット側の阻害要因（たとえば、農村部に根強い女性の行動における制約；都市の若年層にみられる保守的なジェンダー観への回帰；辺境区のベドウィン社会に顕著な反FGM運動への抵抗など）や、貢献要因（たとえば、貧困世帯で容認される女性の経済活動；大都市県におけるウラマーの発言、マスメディアの影響力；農村地域や辺境区におけるシェイフ、コミュニティ・リーダーの発言など）を特定することが可能になる。ジェンダー主流化への具体的な取り組みとは、それにより男女双方の裨益が促進されるという点で、実施段階におけるこのような阻害要因

への対応や、貢献要因の活用について意味するといえよう。

### 2-8-2 計画・立案段階と実施段階において共通する事項

各分野の提言に共通してみられるジェンダー主流化の取り組みは大きく4つに分類される。

- (1) 男女双方へのアクセスの保証
- (2) 女性が参加しやすい環境づくり
- (3) 女性が発言しやすい環境づくり
- (4) 男性や周囲の理解と協力を促進する環境づくり

以下にそれぞれの分類について具体的な取り組みを類型化する。

- (1) 男女双方へのアクセスの保証  
プロジェクトが提供するサービスや機会（訓練・研修、情報、クレジットなど）への公平なアクセスを保証する。  
開発プロジェクトの計画立案段階における男女双方の意思決定への参画を保証する。
- (2) 女性が参加しやすい環境づくり  
対象地域における女性の行動規範・制約に対応する。たとえば、対象地域出身の女性をスタッフやファシリテーターに登用する。ミーティングや活動の場所はなるべく近所で日常的に女性が集まる場所で開催する。  
対象地域における女性の役割、活動時間に対応する。たとえば、ミーティングや活動の機会は女性の生活・労働時間帯に応じて柔軟な時間設定をして、女性が負担を感じないようにする。
- (3) 女性が発言しやすい環境づくり  
対象地域における女性の発言に対する制約・男女の意思決定構造に対応する。たとえば、ミーティングや情報収集の場では女性ファシリテーターに登用する。上エジプトの農村部や辺境区などの女性が発言しづらいと考えられる社会では、男女別にミーティングを設定する。

(4) 男性や周囲の理解と協力を促進する環境づくり

男性や親族、コミュニティ・リーダーを積極的に巻き込む。特に男性世帯主などによって女性の行動が制限される地域において女性を対象とする活動を行う場合は、女性とともに男性の心理的な警戒を解くための取り組みを行う。たとえば、対象地域出身

者の女性をスタッフに登用する。

宗教指導者やコミュニティ・リーダーの発言力を活用する。たとえば、啓蒙活動や意思決定の場において彼ら（彼女ら）からプロジェクトが男女双方に対して利点があることへの理解を促してもらおう。

女性を対象とするプロジェクトの場合も男性のアクセスを保証する。







## 参考文献リスト

### 和書

大塚和夫ほか（編）『岩波イスラーム辞典』岩波書店（2002年）

株式会社三祐コンサルタンツ、国際協力事業団、エジプトアラブ共和国公共事業水資源省『エジプト国中央デルタ農村地域水環境改善計画調査報告書』（平成11年8月）

国際開発ジャーナル社『国際協力用語集』（2004年）

### 国際協力事業団

- ・『カイロ大学小児病院拡充計画 事前調査報告書』（1986年）
- ・『エジプト・アラブ共和国 カイロ大学小児病院改修計画 基本設計調査報告書』（1995年）
- ・『エジプト国中央デルタ農村地域水環境改善計画調査事前調査報告書』（平成9年12月）
- ・『エジプト国ナイルデルタ水管理改善計画（仮称）事前調査団報告書』（平成11年7月）
- ・『エジプト・ナイルデルタ水管理改善計画運営指導（計画打ち合わせ）調査団報告書』（平成12年）
- ・『エジプト・ナイルデルタ水管理改善計画実施協議調査団報告書 付・短期調査報告書』（平成12年）
- ・『エジプト・アラブ共和国 小児救急医療プロジェクト 終了時評価報告書』（2002年）

### 国際協力事業団 医療協力部

- ・『エジプト家族計画・母子保健プロジェクト評価調査団報告書』国際協力事業団（平成4年8月）
- ・『エジプト人家族計画巡回指導調査団報告書』国際協力事業団（平成4年10月）

### 国際協力事業団 筑波国際センター

- ・『エジプト国別特設「参加型水管理」コースニーズ研修施設等整備計画調査団報告書』（平成12年3月）

### 国際協力事業団 農業開発協力部

- ・『エジプト灌漑農業開発基礎調査報告書』（平成9年）
- ・『エジプト・ナイルデルタ水管理改善計画運営指導（中間）報告書』（平成15年1月）

### 国際協力事業団 農林水産開発調査部

- ・『農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック』（平成11年3月）
- ・『農林業分野のWID事例集』（平成11年3月）

### 国連開発計画（UNDP）

- ・『人間開発報告書1994』（株）国際協力出版会（1994年）
- ・『人間開発報告書1999 グローバリゼーションと人間開発』（株）国際協力出版会（1999年）
- ・『人間開発報告書2004 この多様な世界で文化の自由を』（株）国際協力出版会（2004年）

国連人口基金 (UNFPA) 『UNFPA 世界人口白書2004 カイロ合意の10年：人口とリプロダクティブ・ヘルス 貧困に終止符を打つための地球的取り組み』 UNFPA

鈴木美知子 『エジプトの NGO 法』 JICA エジプト事務所提出 (2003年8月)

田中由美子、大沢真理、伊藤るり (編著) 『開発とジェンダー エンパワーメントの国際協力』 (株) 国際協力出版会 (2002年)

JICA 企画・調整部 『調査研究「多様性とジェンダー」エジプト現地調査報告書』 JICA 企画・調整部提出 (平成17年3月)

嶺崎寛子 『現代エジプトのファトワールにみるジェンダー意識と法文化：婚姻と姦通を中心に』 国立女性教育会館研究紀要 Vol. 7 (2003年)

## 洋書

Arab Republic of Egypt, Ministry of Planning (2002) *The Fifth Five-Year Plan Socio-Economic Development (2002 ~ 2007)* Cairo: Ministry of Planning

Canadian International Development Agency (CIDA) (2003) *Egypt, Country Development Programming Framework Summary and Bilateral Programming*, March 2003

DAG (Donor Assistance Group) Sub-Group for Gender & Development in Egypt (Year: n.a) *Gender and Development An Information Kit for Egypt, 3: Gender in Egypt Progress Over the Years*, Cairo: DAG Sub-Group for Gender & Development in Egypt

El-Zanaty, Fatma, Ann, A. Way, Ministry of Health and Population, National Population Council, El-Zanaty and Associates and ORC Macro (2004) *Egyptian Interim Demographic and Health Survey 2003*, Cairo

International Fund for Agricultural Development (IFAD) (2002) *Arab Republic of Egypt, Country Strategic Opportunities Paper (COSOP)*

International Fund for Agricultural Development (IFAD) (2002) *Report and Recommendation of the President to the Executive Board on a Proposed Loan to the Arab Republic of Egypt for the Second Matruh Resource Management Project*

National Council for Childhood and Motherhood (NCCM) (2005) *Girls' Education Initiative*

National Council for Women (NCW) *Engendering the National Development Plan of Egypt 2002 ~ 2007*, Cairo: NCW, UNDP, UNICEF, UNIFEM and UNFPA



North South Consultants Exchange (NSCE) (2004) *Study on Gender and Socio-Cultural Diversity in Egypt, Final Report December 2004*, prepared and submitted by NSCE

Suzuki, Michiko (2003) *NGOs' categorization in the disability field, A case study of the Arab Republic of Egypt*, submitted to JICA Egypt Office, August 2003

United Nations (UN) (2000) *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, combined fourth and fifth periodic reports of States parties, Egypt*, New York: UN

United Nations Development Program (UNDP) (2004) *Egypt Human Development Report*, Cairo: UNDP and Institute of National Planning (INP)

United State Agency for International Development (USAID) (2002) *Gender Mainstreaming*

## 英語リーフレット

National Council for Childhood and Motherhood (NCCM) *NCCM FGM Free Village Model Project*

National Council for Women (NCW) リーフレット

## ホームページ

国際協力事業団 企画・評価部 『国別WID情報整備調査 エジプト Country WID Profile』(平成14年11月) <http://www.jica.go.jp/global/genwid/report/pdf/j02egy.pdf>

## 日本の外務省

- [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni/enjyo/egypt.\\_h.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni/enjyo/egypt._h.html)

## Al Ahram Weekly on line

- <http://weekly.ahram.org.eg.1998/376/ec2.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/1999/447/eg4.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2000/463/ec3.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2001/561/ec1.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2001/562/eg2.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2002/571/fr2.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2003/658/eg7.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2003/663/eg4.htm>
- <http://weekly.ahram.org.eg/2004/697/eg10.htm>

CIA World Factbook, Egypt

- <http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/eg.html>

CIDA ( Canadian International Cooperation Agency )

- <http://www.acdi-cida.gc.ca/CIDAWEB/webcountry.nsf/41e6d2d41fc0cbc28525687a0068338a/3c9f04ea2330ae9f8525696e0055a1a2?OpenDocument>

Egyptian Ministry of Agriculture

- <http://www.agri.gov.eg/develop.htm>

Egyptian Ministry of State for Environmental Affairs

- <http://www.eeaa.gov.eg/english/main/policies.asp>
- <http://www.eeaa.gov.eg/english/main/Policies1.asp>
- <http://www.eeaa.gov.eg/english/main/accomp25.asp>

El-Laithy, Heba ( 2001 ) *The Gender Dimensions of Poverty in Egypt*

- [http://www.erf.org.eg/html/Heba\\_ElLaithy.pdf](http://www.erf.org.eg/html/Heba_ElLaithy.pdf)

FAO ( Food and Agriculture Organization )

- <http://www.fao.org/docrep/V9104E/v9104e01.htm>

Human Rights Watch

- <http://hrw.org/reports/2004/egypt1204/8.htm>

IFAD ( International Fund for Agricultural Development )

- <http://www.ifad.org/operations/projects/regions/PN/des/EG.htm>

Italian Cooperation

- [http://www.eiecop.org/ambiente2/projects\\_2/seap.htm](http://www.eiecop.org/ambiente2/projects_2/seap.htm)
- [http://www.eiecop.org/ambiente2/projects\\_2/seap.htm#Association](http://www.eiecop.org/ambiente2/projects_2/seap.htm#Association)
- <http://www.eiecop.org/pdf/SEAPpdf.pdf>

NCW ( National Council for Women )

- <http://www.ncw.gov.eg/new-ncw/english/index.jsp>
- [http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/\\_tech\\_cen02.jsp](http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/_tech_cen02.jsp)
- [http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/acti\\_loc06.jsp](http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/acti_loc06.jsp)
- [http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/tech\\_cem02.jsp](http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/tech_cem02.jsp)
- [http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/coun\\_sta.jsp](http://www.ncwegypt.com/new-ncw/english/coun_sta.jsp)

UN ( United Nations )

- <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/reservations-country.htm>
- <http://www.un.org/womenwatch/daw/Review/english/responses.htm>

UNDP ( United Nations Development Program )

- <http://www.undp.org/info21/pilot/pi-eg.html>

UNFPA ( United Nations Population Fund )

- <http://www.unfpa.org/icpd/10/>

UNICEF ( United Nations Children Fund )

- [http://www.unicef.org/wes/index\\_best\\_wes.html](http://www.unicef.org/wes/index_best_wes.html)
- <http://www.unicef.org/egypt/wes.html>

USAID ( United States Agency for International Cooperation )

- <http://www.usaid-eg.org/>
- <http://www.usaid-eg.org/detail.asp?id=47>

WB ( World Bank )

- <http://web.worldbank.org/external/default/main?menuPK=287188&pagePK=141155&piPK=141124&theSitePK=256307>
- <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:20034396~menuPK:34466~pagePK:64003015~piPK:64003012~theSitePK:4607,00.html>

WHO ( World Health Organization )

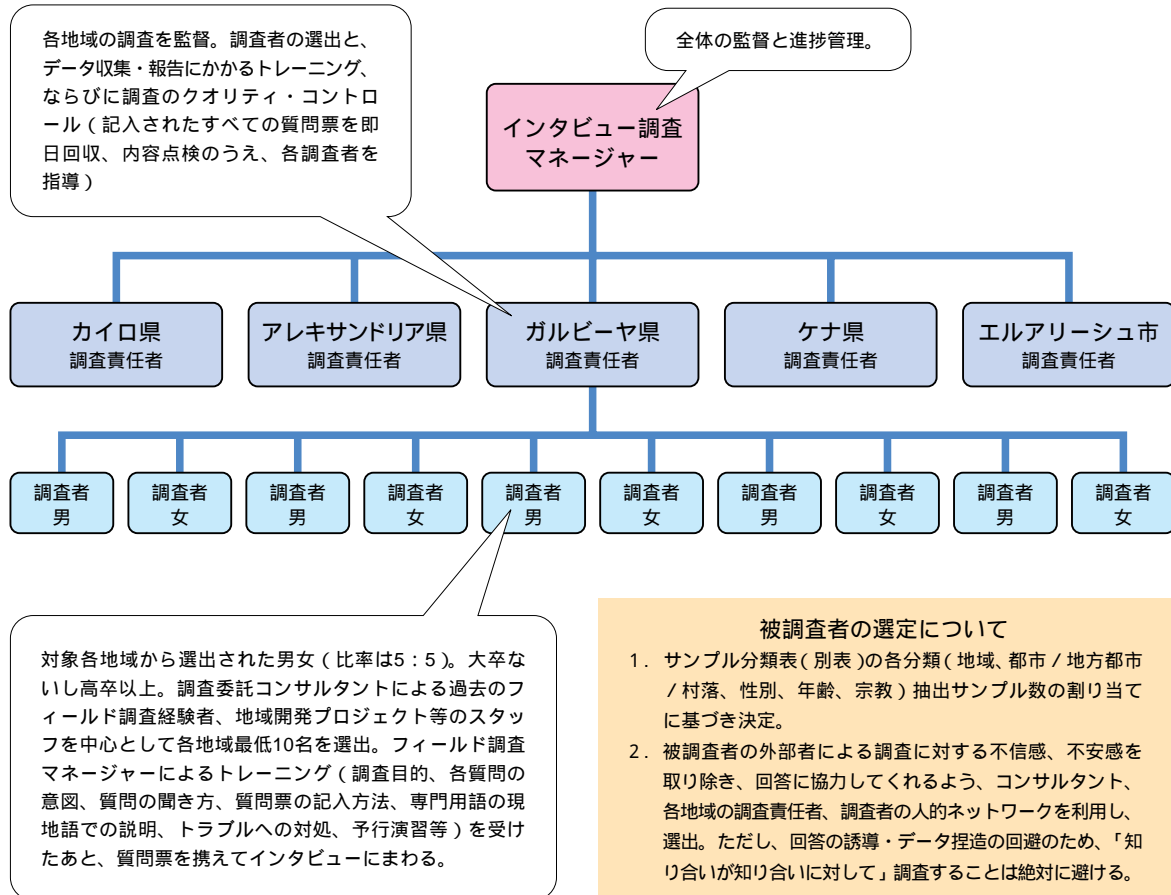
- <http://www.who.int/countries/egy/en/>

JICA Knowledge site

- エジプト環境モニタリング 研修センター



## 添付資料 1 質問票による調査実施体制





## 添付資料 2 質問表調査質問票

### 1 回答者とその家族についての基礎的情報

0101	0102	0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109
性別	宗教	家族内の回答者の身分	世帯主は	回答者の年齢	回答者の個人的身分	結婚年齢	配偶者は	配偶者は
1=男性 2=女性	1=ムスリム 2=コプト	1=世帯主 2=世帯主の配偶者 3=世帯主の子 4=世帯主の子の配偶者 5=世帯主の孫 6=世帯主の親 7=その他	1=1人の妻がいる男性 2=2人以上の妻がいる男性 3=妻を亡くした夫 4=離婚した男性 5=未亡人 6=離婚した女性 7=夫と離別している女性 8=その他の女性 9=その他の男性	<b>年齢と年齢層を記入せよ</b>  1=18～21 2=22～25 3=26～30 4=31～40 5=41～50 6=51～60	1=結婚年齢より下 2=未婚 3=婚約 4=既婚 5=離婚 6=寡婦/妻を亡くした夫 7=夫/妻と離れている	<b>結婚したことのある回答者のみ</b>  <b>年齢と年齢層を記入せよ</b>  1=15以下 2=16～17 3=18～21 4=22～25 5=26～30 6=31～35 7=36以上	1=父方のい とこ  2=母方のい とこ  3=その他の 親戚  4=同じ村/ 地区出身 者  5=その他	1=1～5歳年上 2=6～10歳年上 3=11～15歳年上 4=16～20歳年上 5=21歳以上年上 6=同じ年齢 7=1～5歳年下 8=6歳以上年下
				年齢		年齢		
				年齢層		年齢層		

### 2 回答者の教育レベルと職業訓練

0201	0202	0203	0204	0205	0206	0207 分析
学校教育	回答者の教育レベル	在籍しない理由 または中退理由	回答者の職業訓練	職業訓練の種類	回答者の配偶者(既婚者の場合)/父親(未婚者の場合)の教育レベル	配偶者/父親と比較した回答者の教育レベル
1=在籍したことがない  2=中学校試験を受ける前に中退  3=現在在籍  4=修了	<b>(学校教育修了または中退の場合は、最後の試験。まだ在籍している場合は現在のレベル)</b>  1=読み書きできない 2=読み書きできる 3=初等レベル 4=予備教育レベル 5=技術中等レベル 6=一般中等レベル 7=高等期間(2年間) 8=高等機関(4年間)または大学 9=大学院レベル	1=学校が近隣にない 2=教育費用 3=試験で失敗 4=学校での待遇が悪い  5=早婚 6=家庭内で働く必要があった 7=家族の事業で働く必要があった 8=収入を得るために働く必要があった 9=子どもが教育に熱心ではなかった 10=父親が教育に力を入れなかった 11=母親が教育に力を入れなかった 12=その他(記入せよ)	1=訓練終了 2=現在訓練中  3=途中でやめた  4=職業訓練を受けたことがない	1=作業場見習い 2=工場(従業員16人以上)における実習生 3=商業実習生(商店、マーケティング会社など) 4=サービス業実習生(オフィス、メディカル・クリニックなど) 5=その他の訓練機関における訓練生 6=NGOによる職業技術訓練 7=その他	<b>(学校教育修了または中退の場合は、最後の試験。まだ在籍している場合は現在のレベル)</b>  1=読み書きできない 2=読み書きできる 3=初等レベル 4=予備教育レベル 5=技術中等レベル 6=一般中等レベル 7=高等機関(2年間) 8=高等機関(4年間)または大学 9=大学院レベル	1=高い  2=低い  3=同等

3 回答者の生産的活動

0301	0302	0303	0304	0305	0306	0307
回答者の現在の仕事の形態	回答者の現在の主要な経済活動	主要な経済活動の範囲	仕事の期間	配偶者の仕事	回答者の収入の使い道	回答者の収入の使い道を決めるのは、
1=1つの経済活動 2=2つ以上の経済活動 3=専業主婦 4=主婦であるとともに仕事もしている 5=学生 6=学生であるとともに仕事もしている 7=軍隊に従事 8=軍隊に従事するとともに他の仕事もしている 9=退職 10=退職したが仕事をしている 11=働けない(病気または身体に障害がある) 12=仕事をするのには若いが高齢 13=仕事をするのには若いが高齢だが、仕事をしている 14=失業 15=労働市場への新規参入者(新規の求職者)	1=公務員 2=ホワイト・カラー職種(民間の工場/商業/サービス業) 3=熟練労働 4=未熟練労働 5=農業労働 6=フリーランス職(例. 医者、弁護士など) 7=企業家 8=自営業 9=家族の事業にて無収入労働 10=家族の事業にて不定期収入労働 11=家族の事業にて定期収入労働 12=行商人/ダラーズ(dalala)など 13=お手伝い 14=家庭生産	1=フル・タイム 2=パート・タイム 3=臨時労働 4=季節労働 5=当てはまらない	1=常に働いている(安定または臨時労働) 2=子どもができるまでの仕事 3=子どもが育ってからの仕事 4=働いたことがない 5=その他	1=安定したフル・タイムでの仕事 2=安定したパート・タイムでの仕事 3=安定しない仕事 4=主婦であるため、働いていない 5=失業しているため、働いていない 6=働くことができない(病気、身体に障害がある、その他)ため、働いていない 7=働きたくないため、働いていない	1=主に回答者の個人的に必要なものを使う 2=主に家族のために使う 3=個人的に必要なものと家族のため、均等に使う 4=その他(記入せよ)	1=回答者のみ 2=回答者と配偶者/親 3=配偶者/親のみ 4=その他(記入せよ)

4 回答者の収入、資産、住居状況

0401	0402	0403	0404	0405
女性回答者または男性回答者の妻/母親(未婚の男性回答者の場合)の主要な収入源/生計手段	回答者の資産	土地・不動産資産の源泉	相続	家族が住む所
1=親/配偶者がすべて必要なものに対し支払う 2=経済活動 3=不動産の賃借料 4=年金 5=親戚からの定期的援助 6=親戚からの不定期な援助 7=チャリティ援助(モスク/教会/NGOsなど) 8=その他(記入せよ)	1=土地の所有者 2=建築物の所有者 3=フラットの所有者 4=商店/仕事場の所有者 5=土地の共同所有者 6=建築物の共同所有者 7=フラットの共同所有者 8=機械/高価な道具 9=車両 10=金または宝石 11=現金または銀行預金 12=牛 13=その他(記入せよ) 14=資産なし	1=相続 2=自分の収入で購入 3=その他(記入せよ) 4=資産なし	1=法律に基づき分割 2=法律よりもっと有利な分割 3=法律よりもっと不利な分割 4=相続したが法律については知らない 5=相続なし	1=世帯主の親の住居にある部屋 2=世帯主の配偶者の親の住居にある部屋 3=世帯主の親の家にある独立した住居 4=世帯主の配偶者の親の家にある独立した住居 5=他の親戚の家にある独立した住居 6=親戚のいない家にある独立した住居 7=その他(記入せよ)



## 5 家事の責任

0501	0502	0503	0504	0505
食事の用意、家の掃除、洗濯をするのは、主に、	これらの責任はだれが分担するか	子どもや病人・高齢者の世話をするのは、主に、	食品や日用品の買い物をするのは、主に、	住居の補修管理をするのは、主に、
1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他(記入せよ)	1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他(記入せよ)	1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他(記入せよ)	1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他(記入せよ)	1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他(記入せよ)

## 6 その他の家族に関連した活動

0601	0602	0603	0604	0605	0606
畜産をするのは、主に、	生計のための食糧生産をするのは、主に、	子どもの勉強を助けるのは、主に、	家族のなかの病人を医者に診せる時付き添うのは、主に、	公的文書(出生証明書、免許状など)を申し込むのは、主に、	公共サービス(電気、電話など)に申し込むのは、主に、
1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他 13=畜産なし	1=母/妻 2=父/夫 3=17歳以下の娘 4=18歳以上の娘 5=17歳以下の息子 6=18歳以上の息子 7=義理の娘 8=義理の息子 9=祖母 10=祖父 11=お手伝い 12=その他 13=生計のための食糧生産なし	1=父 2=母 3=姉妹 4=兄弟 5=家庭教師 6=その他 7=助ける人なし	1=母/妻 2=父/夫 3=娘 4=息子 5=その他(記入せよ)	1=男性世帯主 2=女性世帯主 3=男性世帯主の配偶者 4=その他(記入せよ)	1=男性世帯主 2=女性世帯主 3=男性世帯主の配偶者 4=その他(記入せよ)

7 地域、公的生活における回答者の活動  
常に最も高いレベルを示せ

0701	0702	0703	0704	0705	0706	0707	0708	0709
CDA (Community Development Association) や NGOs	宗教的 組織	地域サー ビス機関	ドナー機関の 活動に参加	政党	専門的シンジ ケート	セーピング ・クラブ	文化的活動：定 期的訪問（少な くとも平均2ヵ月 に1回）	家族の 態度
1=委員会の メンバー 2=慈善活動 に参加 3=地域改善 活動に参加 4=組織活動 に参加 5=管理活動 に参加 6=その他の 活動に参加 7=名目だけ のメンバー	1=慈善活 動に参加 2=祝祭の 開催に 参加 3=宗教意 識活動 に参加 4=その他 の活動 に参加	1=ユース・ クラブ委 員会メン バー 2=PTA（親 と教師の 協議会） メンバー 3=その他の 地域サー ビス機関 のメンバ ー（記入 せよ）	1=エジプト政 府機関が実 施し、ドナ ーが後援す るプロジェ クト 2=エジプトの NGOが実 施し、ドナ ーが後援す るプロジェ クト 3=外 国 の NGOsが実 施するプロ ジェクト 4=外国政府機 関が実施す るプロジェ クト 5=その他 （記入せよ）	1=名目だけ のメンバ ー 2=活動的な メンバー 3=地位を有 する 4=地方人民 評議会の 選出され たメンバ ー 5=全国 （govern orate） /都市評 議会の選 出された メンバー 6=その他 （記入せ よ）	1=シンジケー トのなかで 地位を有す る 2=専門的シン ジケートの なかにおい て選出され た代表 3=専門的シン ジケートの 活動的メン バー 4=専門的シン ジケートの 名目だけの メンバー	1=セーピン グ・クラ ブのオー ガナイザ ー・管理 者 2=セーピン グ・クラ ブの通常 のメンバ ー	1=映画 2=劇場 3=ディスコ 4=私的または公 的パーティ 5=社会的家族 のイベント （結婚式、 subu'aなど） 6=講義、公的討 論など 7=その他のイベ ント（記入せ よ） 8=文化的活動な し	1=参加を 奨励 2=意見な し 3=説得さ れなけ ればな かなか った 4=賛成し ていな い 5=その他

## 8 子どもと子どもの教育

0801			0802			(0803) 分析			0804			0805			0806			0807			0808		
子どもは何人いるか。			何人の子どもをほしい(ほしかった)か。			<b>子どもはいない</b> 1=男の子がほしい 2=女の子がほしい 3=性別に関係なくもっとほしい			子どもの教育			現実的にあなたの長女にどれくらいの教育レベルを期待するか。			現実的にあなたの長男にどれくらいの教育レベルを期待するか。			あなたの希望にとって最も重要な理由は何か。			子どもの教育についての決定をするのは、主に、		
男と女の数を聞き、合計を計算せよ			男と女の数を聞き、性別にこだわらない場合、合計のみ記入せよ			<b>息子のみいる</b> 4=女の子がほしい 5=男の子がもっとほしい 6=性別に関係なくもっとほしい  <b>娘のみいる</b> 7=男の子がほしい 8=女の子がもっとほしい 9=性別に関係なくもっとほしい  <b>息子・娘両方がある</b> 10=女の子がもっとほしい 11=男の子がもっとほしい 12=性別に関係なくもっとほしい 13=子どもの数はもっと少ない方がよかった 14=子どもの数と性別は今のままでよい			1=男児も女児も同じ教育の権利を有さなければならぬ 2=家族の資源が十分ではない場合、男児は後に一家の稼ぎ手にならなければならぬため、よりよい教育を受ける必要がある。 3=問題を引き起こすため、女性は夫よりよい教育を受けるべきではない。 4=女性は、その夫をよりよくサポートできるよう、教育を受けるべきである。 5=女性はその子どもの学業を助けることができるよう教育を受けるべきである。 6=その他(記入せよ) 7=わからない			<b>夢ではなく、家族が有する手段の範囲内の希望</b>  1=教育なし 2=読み書き 3=基礎教育 4=中等教育 5=中等教育より上 6=わからない 7=当てはまらない			<b>夢ではなく、家族が有する手段の範囲内の希望</b>  1=教育なし 2=読み書き 3=基礎教育 4=中等教育 5=中等教育より上 6=わからない 7=当てはまらない			1=子どもが社会的経済的地位を維持/改善できる機会がある 2=子どもが人生をうまく対処する可能性を高める。 3=子どもに対する個人的希望である。 4=学校での子どもの成績 5=その他(記入せよ) 6=わからない 7=当てはまらない			1=父 2=母 3=父母 4=その他(記入せよ) 5=学校に行く年齢の子どもはいない		
男	女	計	男	女	計																		

9 夫婦間の問題と社会生活

0901	0902	0903	0904	0905
配偶者間の喧嘩の最も重要な理由	結婚問題（未婚者の場合、家族問題）におけるアドバイスをだれに求めるか。	妻を殴ることについてあなたの意見は	メディアへのアクセス	ジェンダーに関連する問題についてあなたの意見を形成する5つの最も重要な情報源を挙げよ。最も重要なものは丸で囲め。
既婚者は自分自身のことについて答え、その他の回答者は、家族への観察に基づき答える  1=夫の仕事／収入 2=妻の仕事／収入 3=資源の用途 4=子どもの数 5=子育ての方法 6=家事のやりくり 7=外での夫の態度と行動 8=外での妻の態度と行動 9=外での配偶者の扱い 10=家での配偶者の扱い 11=感情に左右される無頓着さ 12=その他（記入せよ）	1=母 2=父 3=姉妹 4=兄弟 5=おじ 6=おば 7=祖母 9=祖父 9=義理の母 10=義理の父 11=仲のよい男友達 12=仲のよい女友達 13=シェイフ／聖職者 14=カウンセラー（gama'iya shara'iya） 15=他のNGOのカウンセラー 16=その他（記入せよ）	1=普通、すべての夫は妻を殴る 2=過度でなければ許される 3=妻が、適切に、タイムリーに夫や家族への義務を果たさない場合には許される 4=夫の許可を得ずに妻が外出する場合には許される 5=何回かの警告の後でさえ妻が夫の命令を聞かない場合には許される 6=妻が家の外できちんとした服装をせず、適切な行動をとらない場合には許される 7=どのような状況の下においても許されない 8=その他（記入せよ） 9=わからない	1=家で聞くラジオ 2=家で見るテレビ 3=家で見る衛星テレビ 4=家で見るビデオ 5=親戚や友達の家で見る衛星テレビ 6=公的な場所で見える衛星テレビ（コーヒー・ショップなど） 7=家で家族と共有するコンピュータでアクセスするインターネット 8=家にある自分のコンピュータでアクセスするインターネット 9=インターネット・カフェでアクセスするインターネット 10=友達や親戚の家でアクセスするインターネット 11=学校／大学／職場でアクセスするインターネット 12=新聞 13=雑誌	1=母 2=父 3=姉妹 4=兄弟 5=その他男性の親戚 6=その他女性の親戚 7=女性の同僚や友達 8=男性の同僚や友達 9=学校 10=仕事場 11=テレビとラジオ 12=新聞・雑誌 13=本 14=インターネット 15=モスク／教会 16=外国旅行 17=その他（記入せよ）
				13=

10 ジェンダーと関連深い問題に関する意見：女性の有給労働

回答者は自分の意見に従って答えを選ぶ			
1001	1002	1003	1004
女性の（有給）労働	以下に挙げる職業のどれが女性にふさわしいと考えるか。	以下に挙げる職業のどれが男性にふさわしいと考えるか。	収入のコントロール
1=女性は家の外で働くべきではない。 2=子どもが学校に行く年齢に達しない限り女性は働くべきではない。 3=家事を犠牲にしない場合に限り女性は家の外で働くべきである。 4=その収入が家族のため緊急に必要とされる場合に限り女性は働くべきである。 5=女性が望むならば、常に働く権利がある。 6=わからない 7=その他（記入せよ）	1=教師 2=世話的活動（看護婦、幼稚園先生など） 3=管理的職業 4=店の販売員 5=運転手 6=工場労働者 7=建築労働者 8=企業家 9=医師 10=弁護士 11=裁判官 12=ジャーナリスト 13=テレビの司会 14=知事／市町村長 15=政治家	1=教師 2=世話的活動（看護婦、幼稚園先生など） 3=管理的職業 4=店の販売員 5=運転手 6=工場労働者 7=建築労働者 8=企業家 9=医師 10=弁護士 11=裁判官 12=ジャーナリスト 13=テレビの司会 14=知事／市町村長 15=政治家	1=夫が自分と妻の収入をどのように使うか決めなければならない。 2=妻が自分と夫の収入をどのように使うか決めなければならない。 3=夫は自分の収入をどう使うか決め、妻は自分の収入をどう使うか決める。 4=夫は自分の収入をどう使うか一人で決め、妻の収入については妻と一緒に使途を決めなければならない。 5=すべての決定は夫と妻が一緒にしなければならない。 6=その他（記入せよ） 7=わからない
	数字を で囲め	数字を で囲め	

11 ジェンダーと関連深い問題に関する意見：結婚相手の決定

1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107
だれが結婚相手を選ぶべきか	質問1101に対する回答の理由	女性にとって理想的な結婚相手は	結婚相手を選ぶ基準のうち最も重要なものを、優先順位に従って、5つ選べ	結婚前にお互いを知っていることは	女性が結婚に最も適している年齢は	男性が結婚に最も適している年齢は
1=カップル 2=当事者である男性と、その女性の父 3=当事者である男性と、その女性の家族 4=当事者である女性と、その男性の家族 5=その他（記入せよ） 6=わからない	1=カップルが自分達にとって何が一番かわかっている 2=女性はロマンティックな気持ちでいっぱいになっているかもしれないため、結婚は失敗する可能性がある 3=カップルは感情的になりすぎているかもしれないため、結婚は失敗する可能性がある 4=結婚は家族の問題であり、当事者二人の権利が守られるためには、2つの家族の共同の決定でなければならない 5=その他(記入せよ) 6=わからない	1=いとこ 2=その他の親戚 3=名声のある良家出身 4=女性を十分に養えるよい評判をもつ相手 5=女性が心地よく思える相手 6=その他（記入せよ） 7=わからない	1=外見 2=愛情 3=社会的地位と家族の評判 4=配偶者とその家族の経済状況 5=教育 6=性格 7=結婚におけるパートナーシップについて同じ考えを有する 8=健康 9=その他（記入せよ）	1=非常に重要であり、カップルは自分達だけで会わなければならない 2=重要だが、カップルは正式な婚約後に限り自分達だけで外出できる 3=カップルは当該女性の評判を守るため、家族のメンバーと一緒に外出しなければならない 4=カップルは当該女性の評判を守るため、家族の家でのみ会える 5=その他(記入せよ) 6=わからない	1=17歳以下 2=18～21 3=22～25 4=26～30 5=31歳以上 6=わからない	1=17歳以下 2=18～21 3=22～25 4=26～30 5=31歳以上 6=わからない
			9=			

12 ジェンダーと関連深い問題に関する意見：身分法

1201	1202	1203	1204	1205
新身分法における離婚	当該法の条項についての意見	Khula' 条項における離婚についての一般的意見	女性は男性の半分しか相続しないというイスラームの相続法における原則についての意見	クリスチャン向けの身分規定に関する問題に対する意見
<p>回答者に当該法について聞き、以下のうち最も重要な条項に対する意識を評価せよ</p> <p>1=新しい法律になったことを知らない</p> <p>2 Khula'条項 2a=詳細についてよく知っている 2b=知っているが、詳細についてはわからない 2c=条項を知らない</p> <p>3 Urfi結婚 3a=詳細についてよく知っている 3b=知っているが、詳細についてはわからない 3c=条項を知らない</p> <p>4 talaqについての証言と証拠書類 4a=詳細についてよく知っている 4b=知っているが、詳細についてはわからない 4c=条項を知らない</p> <p>5 妻の旅行の権利 5a=詳細についてよく知っている 5b=知っているが、詳細についてはわからない 5c=条項を知らない</p> <p>6 扶養費を支払わない夫の禁固 6a=詳細についてよく知っている 6b=知っているが、詳細についてはわからない 6c=条項を知らない</p> <p>7 新しい結婚契約 7a=詳細についてよく知っている 7b=知っているが、詳細についてはわからない 7c=条項を知らない</p>	<p>1=知らない</p> <p>2 Khula' 2a=賛成する 2b=賛成しない 2c=わからない</p> <p>3 Urfi結婚 3a=賛成する 3b=賛成しない 3c=わからない</p> <p>4 talaqについての証言と証拠書類 4a=賛成する 4b=賛成しない 4c=わからない</p> <p>5 旅行の権利 5a=賛成する 5b=賛成しない 5c=わからない</p> <p>6 扶養費を支払わない夫の禁固 6a=賛成する 6b=賛成しない 6c=わからない</p> <p>7 新しい結婚契約 7a=賛成する 7b=賛成しない 7c=わからない</p>	<p>1=当該規定について知らない</p> <p>知っている人のみ： 2=当該法は耐えられない結婚生活に陥っている女性の状況を改善する 3=女性は多くの権利を放棄しなければならないため、当該法はなお公正ではない 4=当該法は、多くの女性が感情的になりすぎ、早急に離婚をするため、家族にとって脅威である 5=その他（記入せよ） 6=わからない</p>	<p>1=当該規定について知らない</p> <p>知っている人のみ： 2=男性は女性を養わなくてはならず、相続における分配は女性より多くなければならないため、公正である 3=多くの女性は今日家族を養う責任を分担しているため、公正ではない 4=男性と女性はすべてにおいて平等でなければならぬため、公正ではない 5=その他（記入せよ） 6=わからない</p>	<p>1 コプト教会は、Zina（私通）の場合を除いて離婚を認めないが、法律は9つの場合クリスチャンの離婚を認める 1a=教会は正しい 1b=法律は正しい 1c=離婚は市民法にのみ基づかなければならない 1d=法律を知らない</p> <p>2 ムスリムの女性はクリスチャンの夫をもつことができない 2a=法律に賛成する 2b=賛成しない 2c=知らない</p> <p>3 クリスチャンの専婦はムスリムの夫の財産を相続できず、逆もまた同様である 3a=法律に賛成する 3b=賛成しない 3c=知らない</p> <p>4 新身分法は、異なる教会のクリスチャンにムスリム法における離婚を認める 4a=法律に賛成する 4b=賛成しない 4c=知らない</p>

## 13 さまざまな問題についての意見

「わからない」という回答を避けるようにし、回答者に意見を述べてもらうよう鼓舞する方法がないときのみ、この回答になる			
1301	1302	1303	1304
最も重大な環境問題を3つ選び、ランク付けせよ	最も重大な社会的その他の問題を3つ選び、ランク付けせよ	今日最も重大なエジプト女性の問題を3つ選び、ランク付けせよ	今日最も重大なエジプト男性の問題を3つ選び、ランク付けせよ
1=水質汚染 2=大気汚染 3=騒音 4=土壌汚染 5=下水施設が不十分なことによる衛生問題 6=不十分なごみ収集 7=男性の健康にとって有害な化学肥料/殺虫剤、食糧生産における化学薬品の使用 8=その他(記入せよ) (9=わからない)	1=失業 2=物価の上昇 3=貧困 4=家族崩壊 5=ドラッグ中毒 6=犯罪の増加 7=暴力の増加 8=環境問題 9=戦争 10=テロリズム 11=その他(記入せよ) (12=わからない)	1=ふさわしい結婚相手を見つけること 2=婚資への物質的な要求が高まること 3=個人的野心を実現できないこと 4=仕事を失うことと家族を養えないこと 5=妻への社会的・具体的期待に答えることができないこと 6=結婚において圧迫されていると感じること 7=移動への制限 8=道や仕事の際の嫌がらせ 9=その他(記入せよ) (10=わからない)	1=ふさわしい結婚相手を見つけること 2=婚資への物質的な要求が高まること 3=個人的野心を実現できないこと 4=仕事を失うことと家族を養えないこと 5=妻への社会的・具体的期待に答えることができないこと 6=結婚において圧迫されていると感じること 7=移動への制限 8=道や仕事の際の嫌がらせ 9=その他(記入せよ) (10=わからない)





## 添付資料 3 フォーカス・グループ・ディスカッション質問項目

### I 変化する社会・経済状況におけるジェンダー役割

- 1a 家族を養うのはだれの役目ですか？ 家族の世話をし、家を守るのはだれの役目ですか？ またそれはなぜですか？
- 1b 夫のみが家族を養う役目をになうという考え方は現在でも通用しますか？ 社会・経済状況の変化が男女の役割にどのように影響していますか？
- 1c 男女の役割に変化が見られた場合、その結果としてどのような問題が生じていますか（男性にとっての問題、女性にとっての問題とは）？
- 2a 女性が働きに出ることをどう思いますか？ なぜそう思いますか？
- 2b 女性が働きに出たいと思いついた際、その是非をだれが決めるべきですか？
- 2c 女性が稼いだお金の使い道をだれが決めるべきですか？
- 3a 女性にとって教育は大切だと思いますか？ それはなぜですか？
- 3b 女性の教育は親の世代と比べて重要になってきていると思いますか？ それはなぜですか？
- 3c 女子は男子と同様の教育を受けるべきだと思いますか？ それはなぜですか？
- 3d 妻が夫よりも高学歴であるのは問題だと思いますか？ それはなぜですか？
- 4a 多くの人々は、女性や女子が自分の身の回りに十分注意し、現代型の生活に適応できるようになるためには、もっと自由に外に出られるようになることが重要だと考えています。この意見にあなたは同意しますか？ それはなぜですか？
- 4b 女性や女子がむやみに行くべきではないと思うのはどんな場所ですか？ それはなぜですか？

## II 女性に対する暴力

5a 暴力についてどう思いますか？ それはなぜですか？

5b 夫が妻に対して、または親が娘に対して、または兄弟が姉妹に対して、次のような行為をした場合どう思いますか？ それは正当化されることですか？ その理由はなぜですか？

- ・家内での言葉による侮辱
- ・公衆の面前での言葉による侮辱
- ・名前を呼びつけにする
- ・顔を平手打ちにする、髪の毛や耳を引っ張るなど
- ・身体を殴る
- ・蹴りつける
- ・棒やベルトで殴りつける
- ・「殴るぞ」と脅す

5c さまざまな形での暴力がそれらを受けた者に対してどう作用しますか？ あなた自身の経験や、友人、親戚の経験を聞くかぎりでは答えられることを教えてください。

## III リプロダクティブ・ヘルス

6a 避妊具の利用や家族計画（子どもの数、子どもをもうける時期）は今日当然だと思いますか？ それはどうしてですか？

6b 家族計画や避妊具の利用についてだれが意思決定すべきだと思いますか？

6c FGMは必要だと思いますか？ それはなぜですか？

6d 女兒を割礼させるかについてだれが意思決定すべきだと思いますか？